

平成31年第1回定例会

長柄町議会会議録

平成31年 3月1日 開会

平成31年 3月15日 閉会

長柄町議会

平成31年長柄町議会第1回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（3月1日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○施政方針	10
○一般質問	16
三枝新一君	16
古坂勇人君	33
本吉敏子君	41
鶴岡喜豊君	55
山崎悦功君	65
○散会の宣告	73

第2号（3月4日）

○議事日程	75
○出席議員	76
○欠席議員	76
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	76
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	77

○開議の宣告	78
○諸般の報告	78
○一般質問	78
川 嶋 朗 敬 君	78
池 沢 俊 雄 君	92
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	111
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	115
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	119
○議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	121
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	123
○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	130
○同意第1号の上程、説明、採決	134
○議案第10号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決	135
○議案第16号～議案第21号の上程、説明、委員会付託	151
○議員派遣の調査報告について	154
○休会の件	155
○散会の宣告	156

第 3 号 （3月15日）

○議事日程	157
○出席議員	157
○欠席議員	157
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	157
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	158
○開議の宣告	159
○諸般の報告	159
○議案第16号～議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決	159
○日程の追加	166

○発議案第 1 号の上程、説明、採決	167
○議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	168
○議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	170
○同意第 2 号の上程、説明、採決	172
○閉議及び閉会の宣告	174
○署名議員	175

平成31年長柄町議会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成31年2月1日

長柄町長 清 田 勝 利

1 日 時 平成31年3月1日（金） 午前10時

2 場 所 長柄町議会 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	川 嶋 朗 敬 君	2 番	鶴 岡 喜 豊 君
3 番	池 沢 俊 雄 君	4 番	三 枝 新 一 君
5 番	山 崎 悦 功 君	6 番	本 吉 敏 子 君
7 番	山 根 義 弘 君	8 番	古 坂 勇 人 君
9 番	関 民之輔 君	10 番	神 崎 好 功 君
11 番	星 野 一 成 君	12 番	月 岡 清 孝 君

不応招議員（なし）

平成31年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成31年3月1日(金曜日)午前10時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告(議長の報告)

(長生郡市広域市町村圏組合議会議員の報告)

日程第4 施政方針

日程第5 一般質問

出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	山崎悦功君	6番	本吉敏子君
7番	山根義弘君	8番	古坂勇人君
9番	関民之輔君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	清田勝利君	副町長	田中武典君
総務課長	蒔田功君	企画財政課長	白井浩君
税務住民課長	大塚真由美君	健康福祉課長	若菜聖史君
建設環境課長	内藤文雄君	産業振興課長	石井正信君
会計管理者	石井和子君	教育長	佐川和弘君
学校教育課長 兼給食センター長	豊田武文君	生涯学習課長 兼公民館長	松本昌久君

選挙管理
委員会
委員長

蒔田 功 君

農業委員会
事務局長

石井 正信 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長

森田 孝一

議会書記

長 畠 保 憲

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより平成31年長柄町議会第1回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（月岡清孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

4番 三枝新一君

5番 山崎悦功君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（月岡清孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日から15日までの15日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日1日から15日までの15日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

陳情が2件提出されました。議会運営委員会で協議した結果、いずれも審議保留となりました。印刷してお手元にお配りしてありますので、ご了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書及び定期監査報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

また、去る2月26日に行われました長生郡市広域市町村圏組合議会第1回定例会において、平成31年度予算が可決されましたので報告いたします。

次に、長生郡市広域市町村圏組合議会議員であります池沢俊雄君より報告があります。

長生郡市広域市町村圏組合議会議員、池沢俊雄君。

○長生郡市広域市町村圏組合議会議員（池沢俊雄君） 皆さん、おはようございます。3番池沢でございます。

本日は、第1回議会定例会の傍聴にたくさんの皆さんにお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私からは、平成31年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会の議会報告をさせていただきます。

平成31年第1回長生郡市広域市町村圏組合議会定例会は、2月7日に開会し、平成30年度補正予算並びに平成31年度予算など議案15件を審議し、2月26日に閉会しました。

初めに、新議員の紹介があり、白子町議会議長の交代により、白子町議会議長職議員として、今関勝巳氏が平成30年12月10日付で広域議員となりました。

次に、議長の選挙が行われました。平成31年第1回議会定例会において、長生村議会議長職議員の矢部眞男氏が組合議会議長に選出されました。

以下、審査の結果を報告いたします。

初めに、議案第1号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3号）。

内容は、歳入歳出にそれぞれ1億5,940万3,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ55億374万6,000円とするものでございます。

主な内容は、人件費の精査、過年度分市町村負担金清算金の還付や基金への積み立て、新最終処分場建設事業の遅延に伴う関係事業費の減、また、総務費、衛生費、消防費や各費目の見込みによる減額などでございます。

次に、議案第2号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費補正予算（第1号）でございます。

内容は、歳入歳出にそれぞれ467万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,822万6,000円とするものです。

主な内容は、人件費及び事業費の精査、過年度分の市町村負担金清算金の還付でございます。

次に、議案第3号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

内容でございますけれども、業務予定量の年間総給水量1,896万8,000トンと1,925万4,000トンに、1日平均給水量5万1,967トンと5万2,751トンに改めるものです。

収益的収入及び支出では、工場用水量・新規給水申し込み件数の増や県補助金の減額により、水道事業収益を4,199万4,000円を増額し51億751万2,000円、水道事業費用を九十九里地域水道企業団の基本料金の減額等により、1億2,768万1,000円を減額し48億7,456万6,000円とするものです。

資本的収入及び支出では、企業債・負担金工事の減により、資本的収入を3億3,837万9,000円減額し5億2,120万2,000円、入札結果や負担金工事等の減により、資本的支出は1億6,754万1,000円減額し15億7,398万2,000円とするものです。議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与を4万3,000円減額し4億3,002万3,000円とするものでございます。

次に、議案第4号 平成30年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計補正予算（第1号）。

内容としては、業務予定量の年間入院患者数を5,110人減の3万4,310人及び年間外来患者数を3,416人減の8万6,864人とするものです。

収益的収入及び支出では、病院事業収益を3億7,211万1,000円減額し33億6,302万円、病院事業費用を1億9,060万5,000円減額し35億3,542万円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費を7,730万8,000円減額し22億7,140万3,000円とするものです。

棚卸資産購入限度額は6億800万円を5億3,300万円とするものでございます。

次に、議案第5号 平成31年度長生郡市広域市町村圏組合一般会計予算でございます。

内容は、歳入歳出予算額を前年度予算に対し1億3,543万3,000円、2.4%増の58億4,008万4,000円とするものでございます。

消費税率が変更されることによる支出、人事異動、給与改定、退職手当負担金の支払い再開等に伴う人件費、汚泥再生処理センター長期包括運営委託業務やゲートボール場を駐車場に整備する工事費の増、ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事、また、水槽付消防ポンプ自動車購入や常備消防施設債の元金償還開始による公債費などが増額となった一方で、し尿処理場解体工事の終了、新最終処分場の地元同意交渉の遅れに伴う事業計画の見直しによる減、最終処分場施設債や非常備消防施設債の一部償還終了により減額となったことによるものです。

次に、議案第6号 平成31年度長生郡市広域市町村圏組合特別会計火葬場・斎場事業費予算。

内容といたしまして、歳入歳出予算総額を前年度予算に対し1,643万7,000円、10%減の1億4,711万8,000円とするものです。

給与改定等による人件費、トンネル点検業務及び不動産鑑定業務、施設老朽化に伴う照明器具更新や火葬炉整備の再燃炉、防火シャッターの修繕などにより増額となった一方で、空調機等改修工事や火葬炉設備更新工事、霊柩車購入費などが減額となったことによるものでございます。

次に、議案第7号 平成31年度長生郡市広域市町村圏組合水道事業会計予算。

内容として、業務量の見込みを年間総給水量は前年度に比べ4,000トン、0.02%減の1,896万4,000トン、1日平均給水量は5万1,814トンとするものです。

水道事業収益は、人口減少等による家事用使用水量を減少としましたが、消費税率改定による増額分を見込み、前年度予算に対し2,263万7,000円、0.4%増の50億8,815万5,000円、水道事業費用は、九十九里地域水道企業団へ支払う受水費の基本料金減額措置等の減少によりまして、前年度予算に対し2億3,915万7,000円、4.8%減の47億6,309万円とするものです。

資本的収入は、企業債、負担金等の減、生活基盤施設耐震化等交付金の増により、前年度予算に対し2億1,057万2,000円、24.5%減の6億4,900万9,000円、配水施設費等の減、消火

栓設置数の増加、企業債償還金の増などにより、資本的支出は前年度予算に対し1,002万8,000円、0.6%増の17億5,155万1,000円とするものです。

資本的収入が資本的支出額に不足する額11億254万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填をするものでございます。

次に、議案第8号 平成31年度長生郡市広域市町村圏組合病院事業会計予算でございます。

内容といたしましては、B棟の室内排水不良等により、入院受け入れベッド数を52床減らし、180床から128床にすることに伴い、業務量の見込みを年間入院患者数は2,820人、7.2%減の3万6,600人、年間外来患者数は2,440人、2.7%減の8万7,840人とするものです。

病院事業収益は、前年度予算に対し2億6,136万8,000円、7%減の34億7,376万3,000円、病院事業費用は、ベッド数の減少に伴う看護師等18名、事務職員2名を減らす人件費の削減などで、前年度予算に対し2億5,378万5,000円、6.8%減の34億7,224万円とするものです。

資本的収入は、前年度予算に対し1,896万7,000円、4.5%増の2億1,031万1,000円、資本的支出は1,093万円、3.2%増の3億5,237万4,000円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億4,206万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填をするものです。

次に、議案第9号 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に鑑み、一般職員の給料表と期末勤勉手当について、これらに準じた改正をするもの、また、特殊勤務手当の救急出動手当について、救急救命士資格を有する者とそれ以外の消防職員に区分する手当額の改正をしようとするものでございます。

次に、議案第10号 長生郡市広域市町村圏組合水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容といたしましては、学校教育法及び技術士法施行規則の一部改正を受け、水道法施行令及び同法施行規則が改正されたことに伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格区分の変更が生じたため、所要の改正をするものです。

次に、議案第11号 長生郡市温水センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容といたしましては、ゲートボール場を廃止することに伴い、所要の改正をするもので

ございます。

次に、議案第12号 長生郡市広域市町村圏組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容については、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に鑑み、病院事業管理者の期末手当を改正しようとするものでございます。

議案第13号 監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議会選出の監査委員の退任に伴い、組合議員の一宮町議会議長職議員の小安博之氏を監査委員に選任をするものでございます。

次に、議案第14号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

教育委員会委員の任期満了によりまして、茂原市教育委員会委員の高貫裕一郎氏を任命するものでございます。

最後に、議案第15号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

内容といたしましては、働き方改革に係る法律改正が行われ、国及び千葉県が実施する内容に鑑み、当組合においても正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し、原則月45時間、年360時間以下、臨時的な特別な事情がある場合は、月100時間未満、年720時間以下とするもので、必要な事項を規則で定めるよう改正をするものでございます。

以上、これらの全議案とも原案のとおり可決・同意されました。

以上で平成31年長生郡市広域市町村圏組合第1回議会定例会の報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございます。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

以上で諸般の報告を終わります。

◎施政方針

○議長（月岡清孝君） 日程第4、町長の施政方針を行います。

清田町長より、本定例会にあたり、施政方針を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 平成31年第1回長柄町議会定例会の開会にあたりまして、平成31年度予算案を初め、その他の諸議案の審議をお願いするにあたりまして、私の町政運営に関する所信の一端を申し上げ、議員並びに町民の皆様方のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

平成最後の年となる平成31年が明け、早いもので2カ月が経過いたしました。

本年は、天皇陛下のご退位及び皇太子殿下のご即位により、新しい元号とともに、新たな時代の扉が開かれます。

町の歴史を振り返りますと、本年は、明治22年、1889年の市制町村制の施行、いわゆる明治の大合併によって、上長柄村・日吉村・水上村が誕生してから、ちょうど130年の節目を迎えます。

この記念すべき年にあたり、数々の先達のたゆまぬご尽力により連綿と紡いできた本町のまちづくりの歩みを、そして、このふるさと長柄を、新たな流れをもってさらに発展させるべく、初心に立ち返り、諸施策を推進してまいります。

さて、町民の皆様から町長として2期目の付託を受けましてから、間もなく半年が経とうとしております。

1期目の実績をもとに、2期目就任時に自ら掲げた政策のうち、新公民館の建設事業は、おかげさまで本年1月の議会全員協議会におきまして議員全員のご同意をいただき、現公民館近傍地での計画の見直しに取り掛かることとなりました。

私の不徳の致すところもあり紆余曲折ございましたが、意識も新たに推進の体制に入ることができました。改めまして、この場をお借りし、御礼を申し上げますとともに、引き続き事業へのご理解とご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

また一方、スーパーの誘致や交通対策など、生活に密接する課題につきまして、粘り強く取り組んでいかななくてはならない問題も山積しており、これら本町の課題解決に向けても、一步一步着実に取り組んでまいり所存でございます。

このような認識も踏まえ、本町を取り巻く状況ではありますが、まず国内の経済情勢に着目いたしますと、内閣府が先月公表した月例経済報告では、国内景気の基調判断を依然として「緩やかに回復している」として、先行きについても、「雇用・所得環境が改善し、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される」との見方を示しております。

しかしながら、現在国の財政は、人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増大により、歳出が伸び続けている一方、税収は伸び悩み、近年では歳入の約半分を借金に依存せざるを得ない状況が続いております。

地方財政についても、国と同様に社会保障費などの歳出が伸び続けていることに加え、公共施設の老朽化、長寿命化対策など、さまざまな問題を抱え、依然として大変厳しい状況にあります。

本町におきましても、人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少などから、一般財源の総量は減少の傾向にあり、新年度予算の編成に当たり、国・県の補助金等の採択を積極的に行うことはもとより、各部署において事業の優先順位を選択し、経常経費についても、事務事業のあり方について必要性の再検討を行い、持続可能で安定的な財政運営の確立を目指すことといたしました。

平成31年度予算の詳細につきましては、予算審議の際にご説明させていただきますが、予算案といたしましては、一般会計35億6,600万円、特別会計19億2,240万円、予算総額は54億8,840万円となり、前年度と比較しますと、一般会計では7.8%の減、特別会計では0.5%の増、全体では5%の減となります。

ここで、第4次総合計画の施策体系に沿って、主な事業等をご説明申し上げます。

初めに、「自然とともに生きる快適なまちづくり」の基盤整備では、新年度も引き続き、茂原長柄S I Cアクセス道路の整備事業及びS I C周辺道路の整備事業等、圏央道とアクセスする周辺道路の整備を実施してまいります。

また、国の社会資本整備総合交付金を活用し、橋梁長寿命化修繕事業及び町道3033号線の道路改良事業等を進めてまいります。

地籍調査事業においては、新年度は長柄地区の調査がほぼ終了となる見込みであり、順次日吉地区の調査に移行いたします。

公共交通の確保については、今年度も路線バスの利用促進と路線の維持、学校教育における保護者の負担軽減、高齢者の積極的な社会参加を目的に、路線バス利用者の支援として、学生及び65歳以上の方の定期または回数券の半額助成を行います。

次に、「人が健康で支え合うまちづくり」の保健、福祉の充実では、まず、健康ポイント事業に関しまして、I C Tを活用し、健康づくりの取り組みに応じたポイントを付与する制度を導入し、実施しているところでありますが、新年度からは参加人数の増加を見込み、さらなる事業の拡大を図ってまいります。

その他、女性の健康サポート事業、特定健診、特定保健指導、短期人間ドック助成事業等につきましても、医療機関と連携を図りながら、妊婦や乳幼児から高齢者まで町民の健康増進に引き続き努めてまいります。

介護保険事業では、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるように、介護予防出張教室を初めとする各種サロン活動などの取り組みについて、社会福祉協議会との協働体制のもと、今後も積極的に推進してまいります。

また、高齢者等外出支援タクシー助成事業につきましても、利用者の利便性の充実を図りながら事業を進めてまいります。

次に、「人が生き生きと輝くまちづくり」、幼児教育の充実では、平成30年度から引き続き園バスの運行を実施し、保護者の負担軽減を図ります。

学校教育の充実では、小学校につきましては「わたしたちの長柄町」という社会科副読本を制作いたします。また、長柄小学校体育館トイレの男女別及び洋式化の改修事業を行い、良好な学習環境の提供を図ります。

中学校につきましては、引き続き国際交流事業を実施し、国際色豊かな人間性を育む機会を提供します。

また、小中学校共通の事業といたしまして、小中学校施設の長寿命化を図ることを目的とした個別施設計画を策定し、学習施設の整備を計画的に進め、児童生徒の安全性の確保を図ります。あわせて、ICT環境の整備、外国語指導助手の派遣、学習相談、各種検定料の補助等、事業を継続して実施いたします。

スポーツ・レクリエーションの推進では、第60回記念大会となる長柄町一周駅伝大会を実施いたします。

なお、公民館の建設につきましては、基本設計費を計上しております。

文化財の保護につきましては、町史と文化財のデジタルアーカイブ事業として、町史デジタル化の継続、横穴墓出土遺物の3D化などを行い、ウェブ公開して、広く町内外から利用できるようにいたします。

次に、「人がうるおう美しく安全なまちづくり」における生活環境の整備では、住居環境の整備として、町営日吉団地鶉谷住宅の屋根・外壁の塗装事業を継続して実施いたします。

また、移住定住促進事業では、昨年度、千葉大学に委託したプログラムに基づき、空き家・空き地バンクの運営やお試し移住のアテンド、SNSやホームページ等を活用した情報発信、地域住民と移住希望者の交流会の開催、都市部でのプロモーション活動等の移住定住に資するコーディネート業務を行ってまいります。

また、新年度も引き続き内閣府の地方創生人材支援制度を活用し、タウンアドバイザーを置くことで、本町のまちづくりの推進を積極的に図ってまいります。

次に、「人と自然が創る豊かなまちづくり」、農林業の振興では、来年度から新たに農林業等振興事業補助金を整備することで、農業従事者等の負担軽減を図りつつ、引き続きグリーンツーリズムの推進、鳥獣被害防止対策の強化に努めてまいります。

また、地域協働による農地、農業用水等の保全管理と農村環境の向上を目的とする多面的機能支払交付金事業や、耕作放棄地の発生防止や担い手育成等の確保を目的とする中山間地域直接支払交付金事業につきましても、導入地区の拡大、推進に引き続き努めてまいります。

次に、「町民が主役となる開かれたまちづくり」について、地域、行財政の充実では、まちづくりの総合的な指針となる総合計画の第4次計画が平成32年までの計画期間となっているため、平成33年度から第5次総合計画を策定するため、平成31年度では、町民アンケートの実施及びワークショップを開催いたします。

以上となりますが、その他新年度の取り組みといたしまして、また、中長期的な取り組みのものなど幾つか挙げさせていただきます。

まず、本年10月に予定されております消費税率の引き上げに伴い、幼児教育・保育の無償化の実施やプレミアム付お買い物券発行事業が予定されております。制度の対象となる方が必要なサービスを適切に利用できるよう、町としてもしっかりと準備を整えてまいります。

次に、長柄町の新しい玄関口、圏央道・（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジですが、来春の供用開始を目指し、平成31年度はいよいよ本体工事の最終年度の仕上げの年となります。このインターチェンジは、交通利便性の向上はもとより、企業の進出、雇用の創出などの経済的効果や観光を初めとした交流人口の増加など、本町の変革と飛躍に大いに期待が膨らむものであります。圏央道が長柄町を未来につなぐ道となるよう、様々な施策を実施し、検討してまいります。

次に、東京2020大会まで、いよいよ残り1年余りとなりました。開催地及びホストタウンとして決定している自治体では、来年度は大会への気運を醸成する集大成の年となることであらう。

本町におきましても、千葉県及びリソル生命の森とともに誘致に取り組んでおり、二度とないかもしれないこのチャンスを逃がすことなく、本町の子供たちとオリンピックとの交流の機会をつくってまいりたいと考えております。また、一宮町を会場とするサーフィン競技大会に対し、周辺市町村と協力し、地域一体となって気運を醸成してまいります。

さらに、東京2020大会を機に、施策として国際交流の活性化を検討してまいります。

先月2月13日、東京のスイス大使館におきまして、ジャン・フランソワ・パロ駐日スイス

大使主催によるレセプションにお招きいただきました。会場では、東京2020大会のホストタウンや姉妹都市の首長など、国内外から大勢の方々がお集まりになり、私もその中の一人として出席をさせていただいたところでございますが、その招待理由は、皆様ご存じのとおり、長柄ふるさと村とスイス・ヴォー州・グランヴォー村との民間レベルでの友好関係でありました。

そして今年、1979年、昭和54年、両村による協定の締結からちょうど40年目の節目の年でもあるとのことで、東京2020大会が見つないでくれたこの縁を生かしてまいりたいと考えているところでございます。

とはいえ、交流そのものが途絶えていた経緯もありますが、まず本年はリソル生命の森を交えて交流の手法の検討等、一步を踏み出せればと思うところであり、今後、議会の皆様のご意見なども頂戴しながら進めてまいりたいと存じます。

以上、平成31年度の町政に臨む私の所信及び主な施策について申し上げます。

私は、冒頭から触れましたが、今年、本町にとって、ひとつの節目の年と捉えております。平成の終わり、新たな元号という節目。明治の大合併により、現在の長柄町の基ができてから130年目の節目。スイス・グランヴォー村との協定締結から40年の節目。

節目には、「ふしめ」という、一般的に使われない「せつもく」という2つの読み方があり、以前、藤井聡太棋士が、公式戦50勝の「ふしめ」を「せつもく」と言って話題となったことをご記憶の方もいらっしゃるかと思います。

この「ふしめ」は、区切り目という意味だが、「せつもく」には、まだまだ数多くある物事の中の区切り目の一つを表すということで、「ここからだ」というニュアンスを表現するために使ったのではないかという記事がありました。

本町も、様々な節目（せつもく）となる本年、節目（ふしめ）の先の未来へ向けて、粉骨碎身、町政運営に取り組んでまいり所存であります。

議員各位並びに町民の皆様には、今後も町政へのなお一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で町長の施政方針を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前10時50分といたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時50分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第5、一般質問を行います。

ここで議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、一問一答方式と従来方式の選択制を採用することとし、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、一問一答方式を採用する場合は、質問、答弁を含めて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

また、会派の代表質問を行う場合も、関連質問を合わせて60分以内で終わるようご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（月岡清孝君） 4番、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 改めまして、おはようございます。4番、三枝新一でございます。

傍聴の皆様、お忙しいところ、雨で足元が悪い中、なお寒い中、早朝よりお出かけいただき、ありがとうございます。

平成31年度最初の定例会の傍聴においでいただき、ありがとうございます。

今回の定例会は、平成最後の定例会であります。

昨年、12月中旬からインフルエンザが流行し始め、本年1月の終わりには全国の患者数が

200万から250万人と猛威を振るっておりました。

しかしながら、今月2月後半には35万人と減少し、一安心しているところですが、一難去ってまた一難、スギ花粉が増え始め、花粉症の自分には辛い時期が到来しました。

来る2月12日には、日本中に衝撃が走りました。知る人ぞ知る水泳の池江璃花子選手が白血病との公表に啞然としました。2020年の東京オリンピック・パラリンピックへ金メダルに一番近い選手といわれていたアスリートの選手が病に冒されたことにショックを受けました。ですが、本人はまだ18歳と年も若く、また厳しい練習を積むアスリートであったため、普通の人では発見できない早期発見とのことであります。

現在の白血病は、医学の進歩により、昔と違い治る病とのことであります。治療に専念し、早く元気な姿をファンの前に見せてくれるように祈るばかりでございます。

近ごろ児童虐待の記事が新聞等で毎日報道されています。昨年3月、東京・目黒で船戸結愛ちゃん、当時5歳が低栄養状態などで起きた肺炎による敗血症で死亡した事件は、記憶に新しいところがございます。また、今年2月には、本県の野田市で小学4年生の栗原心愛ちゃんが父親から執拗に暴行を受け、浴室で死亡した事件が起きました。

ここ1年で、幼い子が虐待により2名亡くなりました。昨今、子供の虐待が社会問題となっております。子はかすがいという言葉があります。かすがいである子供が親からの虐待で命を落とすことに憤りを覚えるのは、私だけでしょうか。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

1項目め、長柄町都市農村交流センターについてですが、1973年、昭和48年、旧水資源開発公団、現在の独立行政法人水資源機構による長柄ダムの建設に伴い、昭和51年、長柄自然休養村センターの建設に始まり、昭和60年、テニスコート、野球場、昭和62年、ログハウス、平成5年、バーベキュー場等々の増設が行われ、平成17年、長柄町都市農村交流センターの設置及び管理に関する条例が制定され、現在11の施設が存在します。

なお、平成19年度より諸施設の管理業務が指定管理者に移行され、今日に至っております。そこで、3点伺います。

1点目、現在の交流センターの利用状況について伺います。

2点目、建設後数十年が経過し、老朽化が進んでいる施設の今後のメンテについて、どのように考えているか伺います。

3点目、今後、交流センターをどのような方向で運営していくのか伺います。

次に、2項目め、長柄町地域防災計画についてですが、本防災計画は、長柄町防災会議条

例の2条の1に謳われており、第1編の総則から第5編の資料編へととなっております。

そこで、5編の資料編より2点伺います。

1点目、資料6の町内にある9カ所の避難所の所在場所が適正か疑問です。執行部の考えを伺います。

2点目、資料18の各避難所の備品の違いを伺います。

以上で一括質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの長柄町都市農村交流センターについてお答えします。

1点目の現在の交流センターの利用状況につきましては、平成29年4月から現在の指定管理者へ管理委託しており、初年度の平成29年度施設利用者数は3万1,617人でした。2年目の平成30年度は、12月末現在で2万9,387人です。

2点目と3点目ですが、関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

都市農村交流センターは、豊かな自然環境の保全と町民の余暇活動の充実、スポーツの振興、福祉の増進を図るとともに、都市と農村の交流を促進し、地域経済の活性化を資することを目的としており、町には重要な施設だと認識しておりますが、施設は昭和の時代に建設されたものが多く、経年による老朽化が進行しております。

現在、修繕が必要な箇所は指定管理者と協議し、適宜修繕を行い、最も効果的、効率的な成果が出るよう努めているところでございます。

交流センターにつきましても、町公共施設等総合管理計画での個別計画を、平成32年度までに策定する予定でございます。この個別計画において、計画的な維持修繕の実施、施設の長寿命化のための、今後の取り組み方針を決定する予定であります。都市農村交流センターの運営委員会の中で、施設の中・長期的な在り方も検討し、その方向性に沿った個別計画にしていきたいと思いますと考えております。

次に、2項目めの長柄町地域防災計画についてお答えします。

まず、1点目の避難場所の所在についてでございますが、避難場所の選定は、第一に、災害時、長期にわたる場合でも避難生活が可能であり、かつ、地域防災計画で想定する避難人数が収容できる施設、及び避難の際の居住性、立地条件などを考慮して、学校施設を含む公

共施設を選定といたしております。

このことを踏まえ、開設順位第1位に町福祉センターを、開設順位第2位に長柄、日吉、水上の各地区に長柄中学校、公民館、梅乃木荘を、第3位順位に日吉小学校、都市農村交流センターを指定しております。このほか、地理的条件も考慮し、第4順位には、町民体育館、皿木青年館、千葉市少年自然の家を指定しております。

地区によっては条件を満たす施設が少ないことから、町としてもバランスを欠いているという認識があります。このことから、避難判断基準等により適切な対応に努めているところでもあります。

今後、自治会施設なども視野に、避難所の指定については検討してまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

次に、2点目の避難所の備品についてお答えします。

備蓄品につきましては、食糧、飲料水、生活必需品、医薬品及び防災用資機材など、各防災備蓄倉庫に整備してあります。本部用資機材が配備されています役場敷地内の2つの防災倉庫を除き、基本的には各防災備蓄倉庫とも備蓄品の配備に大きな違いはございません。

以上、三枝議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 訂正があるそうなので。

町長、清田町長。

○町長（清田勝利君） 失礼いたしました。

三枝議員のご質問で、ちょっと間違いがありましたので訂正させていただきます。

1点目の現在の交流センターの利用状況につきましてのご質問でございますが、平成29年4月から現在の指定管理者へという発言だったと思いますが、平成19年からです。すみません、訂正させていただきます。

○議長（月岡清孝君） では、三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、自席より一問一答の質問に入らせていただきます。

質問に入る前に、平成29年長柄町内通学路点検結果一覧表というものがございまして、その中に力丸地区の切割から日吉誉田停車場線に向かう道路の通学路、ここに注意を促すための文言を道路に書いていただきました。非常に狭い場所でございますので、子供と車との接触がないのがおかしいような場所でございますので、そういうところに書いていただいたことを非常に感謝します。どうもありがとうございました。

それでは、本題に入らせていただきます。

1 項目めの長柄町都市農村交流センターですが、ここに、一応前もって執行部の方に資料を頂戴して、昨日来たぐらいです。この中から何点かちょっとお聞きしたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

その前に、本町の公の施設のことについて、例規集の中に謳っておりますので、ちょっとその辺、若干読ませていただきたいと思います。

この都市交流センター、先ほど指名業者という話のことがあったと思うんですけども……指定です、ごめんなさい。指定業者ですね。現在、その指定業者に管理をいただいているわけなんですけれども、その条例の中の8条に、指定管理者は毎年終了後、60日以内に事業報告書を提出することになっております。この中に4点あるわけなんですけど、ここに資料をいただいた中の、これは4点の中の2点いただいております。

1点目が、管理業務の実施状況及び利用状況を掲げています。

それと、3点目の管理に関する経費の収支状況の表です。これが、この中に入っておりますので、ここから何点かお聞きしたいと思います。

この中に、通年使われている施設と季節で使う施設と、大きく分けると2つに分かれると思うんですけども、通年利用施設の中で会議室、ホール、テニスコート、野球場、ログハウス、バーベキュー、体験炭窯、体験農園、森の子ランドの8施設が。施設、そうですね。27年、28年、29年の3年間をちょっとまとめてみました。

その中から、個々の施設の使用人数の増減はありますが、全体的に見てみますと、先ほどちょっと町長おっしゃっていますけれども、使用人数のことにちょっと触れたいんですが、私の統計した中では、平成27年が1万8,079人、平成28年が1万6,941人、平成29年が1万6,490人と、徐々にではありますが使用者が減っておるわけなんですけれども、このことについて、執行部はどういうふうな考えを持っているかお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願ひします。

産業振興課長、石井正信君。

○産業振興課長（石井正信君） お答え申し上げます。

使用者、利用者が少しずつではあるけれども減っているという状況でございます。このような状況を、原因を考えて突き詰めて、そのような利用率の向上を図り、利用者が減らないような形で、今後とも運営していければというふうに考えています。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それで、例えば、例をとって聞きたいと思います。

ここ、さっきも私、ちょっと話ししましたけれども、その施設の中に野球場があるわけなんですけれども、この野球場が27年度、6,864人、28年度、6,710人、29年度、6,383人と、全体的に言えるんですけれども、今の時代、野球がサッカーに人気をとられちゃっているというような話も聞きますけれども、当然、この27年、28年、29年のお話ししておるんですけれども、この前にも、同じ指定業者の方に依頼されておるわけですね。同じ、そういう依頼しているんですけれども、こういうことって、前からこういうふうにだんだん人数が少なくなってきたのでしょうか。そういうことですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

野球場につきましては、平成24年度で1,248名……失礼いたしました。25年度で7,247名、それから26年度で7,465名というようなところでございまして、その年度年度で、傾向といたしましては減少傾向にはありますけれども、その年度年度で増減があるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それでは、減ってきていることはわかっているんだよという答えだと思うんですけれども、では、減ってきていることに対して、どうしたら増やせるかという、そういうようなお考えは持っていませんか。

○議長（月岡清孝君） 石井課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

先ほど、2回目の質問で申し上げましたけれども、なぜ減ってきているのかというのを、社会的な状況だとか、それから、建物施設が老朽化して魅力度が少しずつ減ってきているという面もございまして、その辺のところをきちんと精査して、総括しながら、今後に生かせればなというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） いろいろな方法があると思うんですけれども、先ほど言いましたけれども、サッカー人気が結構千葉市はあるんですが、それに伴って野球人口が減ってきていると。これは社会現象だと思うんですね、当然ね。

前、多分ここを造ったころは野球の人気が高かったということで、多分お造りになったと思うんですけども、その後に減ってきちゃって、現状、これから先わかりません。わかりませんが、減ったら、当然民間であれば何か手を打ってアピールするとか、そういう手もあると思います。広告を出すとか、そういう手もあると思うんですけども、そういうことをやってみるという考えはありますか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

そういうものも含めて、どのような形で利用率、利用者を増やすかというふうなところを検討してまいりたいと思います。

指定管理者制度につきましては、決められた金額の中で収益を上げるというようなところで、収益が上がった分につきましては指定管理者の利益になるというようなところがございます。その辺で指定管理者制度、今契約しておる中の契約のインセンティブになっておりますので、企業も、指定管理者の方も努力すれば実入りが多くなるというふうなところでしていくことは事実でございますので、その辺はご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 今、課長の考え方はわかるんですけども、指定管理者に町の方で委託料でやっていってもらっているということはわかります。後で聞こうと思ったんですけども、要は、利益が上がっているのであれば、当然、次回、もし仮に、今やっている指定管理者のところに再度いくかどうかわかりませんが、管理の、町で委託料というものが下げられると思うんですよね。利益が上がればですね。……なると思います。

そういうことで、指定管理者の努力も必要でしょうけれども、町の方でも、ちょっとそういうプッシュしながらやっていった方が町のためになると思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 石井課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

指定管理者の選定には、今回の契約につきましては、4社からプロポーザル方式で選定いたしました。期間は、平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間でございまして、この間の委託料につきましては、特別のことがない限り変更はないというふうに考えており

ます。

先ほど申し上げましたけれども、指定管理者が企業努力におきまして、各施設の利用率を向上させ、企業利益を向上させるということにつきましては、この契約上のインセンティブとなっておりまして、町といたしましては、企業努力による施設の活性化は、都市農村交流センターの本来の趣旨に合うということで、現場の中でいろんな制度を活用して引き続きやっていただきたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 課長の方から、そういうことでお答えいただいたんですけども、町で払っている委託料、これは当然、町民の血税だと思います。ですので、できるだけ少ないというんですか、金額が下げられたら、町の町民としても納得できると思いますので、その点重々お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、次、いきます。

それで、その施設の中に、森の子ランドという箇所があります。これ傍聴の方で、ちょっとご存じない方もいらしていると思うんですけども、水、池の、山の方は、千葉国際カントリークラブのほうに、池の淵にあるわけなんですけれども、その施設が過去、私調べてみたら、27年、29年、これゼロなんです、利用者が。あっても使っていない。

そういう中で、こんなこと言ったら悪いですけども、当然おトイレは付いているんですけども、おトイレ付けば水も使うわけですけども、その水の使用料とか出ているわけですが、ゼロに、今後このままゼロで果たしていいものかどうか。それをちょっとお聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

言われる森の子ランドの利用料がゼロということでありまして、いわゆる森の子ランド、杉の子、竹の子、どんぐり子ステーションなどがございますけれども、これにつきましては、ダム湖畔の周遊道路に接続されたミニ公園というふうな位置付けでございます。そのような状況でございまして、利用料は取っておりませんが、あそこを散歩される方は、当然使っているというふうに思います。

条例上、この森の子ランドをイベント等で宣伝するというようなときに利用料を取るといようなことになっておりますので、今のところイベントで、当然そういうようなことをされてはいないというように続いておりますので、利用料は取れないので取っていない

んですけれども、利用者は確実にいるというようなことをご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 確かに遊歩道みたいなどの脇にその施設があるわけなんですけれども、施設があるということは、それをできるだけ利用すると。お金を取る、取らないは別にしまして、利用する。変な話、トイレだけの施設であれば、こういう森の子の場所が必要なのか。トイレだけであれば、節水のトイレか、あるいは仮設のトイレかわかりませんが、そういうもので十分対応できるんじゃないかなというふうに、私は思うんですね。せっかくあるんですから。聞いた話ですと、何年か前にちょっと使ったようなお話も聞いています。現場も私、ちょっと前回の指定管理者の時に回らせてもらったんですけれども、結構言葉は悪いんですけれども、くしゃくしゃですね。ベンチなんかも相当悪いです。

それで、それをできるだけ使えるような方向で、お金も掛かるんでしょうけれども、きれいにしたら、またそこで何か始める人が出てくるのかなというふうを感じるんですよね。その辺の管理をやっていただけたら、ここの見通しも、若干ですけれども、全てというわけじゃないと思います。若干見えるんじゃないかなという気もしますので、その辺をよろしくお願いします。

次、いきます。

ここに、通年の利用の中に会議室等入っていて、事務所ですか、何か使っているようなところの建物。最初、入っていった駐車場の正面の場所。私、中学の卒業しまして、できた当初、あそこで同窓会をやった記憶がございます。非常に良い思い出が残っておるわけなんですけれども、現状、余り使っていないと。行ってもちょっと、うーんというような感じがするんですね。当然、最初の頃は、そこに泊まるような施設もあつたらしいんですけれども、現状はないということですので。

そこで、建物は、先ほど私言いましたけれども、交流センター本館事務所。これは昭和51年建設と。隣にあります新館、これが平成56年建設と。本館のほうはR C構造、新館はS構造。鉄骨だと思うんですけれども、これを建物が、もう大分古くなってきちゃっているので、耐用年数からいうと、本館のほうで耐用年数を超えていると思うんですね。それで、このものについて、耐震、そういう工事をされたかどうか。お聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

耐震工事につきましては、実施しておりません。この建物は、新耐震基準と書きました1981年6月1日以前の建物でございますので、耐震基準をクリアしていないだろうというふうに考えております。

部内でもいろいろな意見がございまして、耐震工事を実施して施設のリニューアルを図っていくような案。それから、全面取り壊しにしまして、事務管理事務所を交流ターミナルに移す案。それから、全面取り壊ししまして、必要最小限度ということで新たに移ろうと、がございます。

今現在、事務方といたしまして、方向性が見えていないというのが実情でございます。

今回、都市農村交流センター運営委員会委員を新しく選任させていただきました。ご承知のとおり、生涯活躍のまち構想でCCRCを推進している中で、千葉大学さんにご縁ができましたので、千葉大学さんの鈴木准教授を、今回委員に選任させていただいております。

経歴には目を見張るものがございます。鈴木准教授からも貴重な意見をいただけるだろうというふうに考えておりますけれども、8名の委員で構成されておりますので、この委員さんの意見を酌み取りながら、運営委員会の方で方向性を見出していければなというふうに考えています。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

ちょっと時間が掛かっちゃうので申し訳ないです。あと、いろいろ聞きたいんですけども。

では、耐震の工事はやっていないんだよと、そういうことで理解しましたけれども。ただ、現在いろいろな建物について、耐震について、測定値についてのI s値という問題があると思うんですけども、これ国交省ですか。そのI s値、建物についての。これが0.6以上、届いたんですね。そういうやっていないものが、じゃもし何かあったときに、こういうのないでしょうけれども、倒壊したとか、そういうことになっちゃった場合は、どうなっちゃうんですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

倒壊した場合どうなるという法的なものにつきましては、よく存じ上げませんけれども、

ただ耐震じゃないからといって、世の中の建物全て云々等ということもございませんので、耐震じゃないということを前提にして、とりあえずは方向性を出すまで利用していきたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。じゃ、できるだけ対応をぜひ、何かあったら遅いので、できる範疇で対応してもらおうとよろしいかなというふうをお願いしておきます。

それで、次にログハウスについて伺います。

このログハウスは、昭和62年で、今から31年前、31年も経過しているわけなんですけれども、木造建築の耐用年数22年と、これに該当するかと思うんですけれども、老朽化している、耐用年数も経過している、物によっては、聞いた話ですけれども、結構虫が入ったり何かして、泊まっているお客さんからクレームが付くんだよというお話も聞いておるんですけれども、こういうものについて、この建物を、今後どういうふうな方針を持ってやっていくのか、ちょっと伺います。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

確かにログハウスにつきましては、老朽化が見られます。

このログハウスを全面的に撤去いたしまして、跡地にオートキャンプ場の整備を考えてみたらというような意見が内部から出ています。ただ、このログハウスとバーベキュー場で全体の収益の40%程度占めておるといふような現況がございますので、このまま修繕を重ねて利用した方がいいのかなというふうに考えております。

ただ、これにも限界が出てくると思いますけれども、一つ損益分岐点を越えた段階で、建て替え等の、建て替えも一つの目安になるのかなというふうに考えています。今しばらく今の現状でいきたいというふうに考えています。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。確かに収益の問題が出ましたけれども、私の調べた範囲ですと、今おっしゃったとおり、半数とは言いませんけれども、半分近い金額が出ていますよね。確かに、それを壊して、また半分にしちゃうのかというご議論も出てくると思いますので、課長がおっしゃったことはある程度理解できます。できるだけ良い方向に考えていただけたらなというふうに思います。

それで、じゃ最後になりますが、今月の一応31日にロングウッドステーション、ここで長

柄町の桜まつりと。池の土手に桜の木を植えてあるんですけども、それを観賞しながら、あるいは諸々のイベントがあるんでしょうけれども、それで桜をメインにした祭りをやるということで、そのことを伺っておりますが、現在、桜の木について、非常に成長の良い桜と、成長がちょっと落ちておる桜というふうに言われていることがあるんですけど、ちなみに、現状、指定業者の方をお願いしている部分が、これは聞いた話ですけども、樹木医という方がいらっしゃるとい話をちょっと聞いたんですね。この樹木医というものをちょっと私、調べてみたんですけども、木の保全とか診断、指導に当たる専門技術者。これは民間の方でやっているみたいなんですけれども。木が、成長の良い木と、成長の悪い木というふうに、そういうものについてのこういう樹木医の方に相談されて何かやっている、あるんですね。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

ダム湖畔につきましては、山などを造成して、盛ったり、切ったりしておるところがございますので、そういうような状況で樹木の成長に差異があるというようなことは承知しております。

小さいものにつきましては、施肥等で成長を促しているわけでございますけれども、なかなか木々が多いところにつきましては、肥料をやってもなかなかいいところに、いいところよりも成長がなお遅いというようなところでございまして、中には、本数も多いですから、枯れたりなんかしている木もございます。

今現在、ソメイヨシノが多いんですけども、ソメイヨシノは30年、50年経つと寿命だという話もございます。そのような状況の中で、指定管理者も考えて、長い目で考えていただきまして、ソメイヨシノ以外の桜も補植しているというような状況でございまして、なるべく、桜の名所ということで名前が出てきたところでございますので、今の状況を維持すると。もっといいようなものにするというようなふうを考えてやっていきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 土壌の関係とか諸々のことがあって、木に、樹木の成長に差が出てきているんだよということは重々わかるんですけど、せっかく、課長おっしゃいましたけれども、長柄の桜まつりという名前が結構広範囲に知られておりまして、かつての知り合いの中にあるところから、また長柄の桜やるんですねと。桜、広場のことは言いませんでしたけれども、

あそこはだからきれいなんだよねと、こういう意見も聞いているんですね。せっかくそういう方もおるわけですので。

桜を植えてから何年経つんですか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。平成5年からでございます。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 二十数年経過しているんですね。まだ、その先、さっき課長おっしゃった桜の寿命にまだまだあるわけですので、そういうイベントを期待している方も結構おるわけですので、その辺も重々承知しながら、桜の木を大切に、木を大事にする、維持する。これを切にお願いして、私の質問をこれで終わります。よろしくお願ひします。

それでは、では1項目めを終わらして、2項目めに入らせてもらいます。

長柄町地域防災計画についてですが、2月27日の朝日新聞の朝刊に地震の記事が載っていました。

これで、この記事が、今後、30年以内に青森沖から房総沖までの範囲でマグニチュード7級の地震発生確率が出ておるわけです。この中に、千葉のあれですと、千葉付近は大体60から70%。いろんな構造的ものもあるらしいんですが、詳しいことはちょっと私よくわかりませんのでお話しすることはできませんけれども、とにかく地震が起きるんだよと。それが60から70%ありますだけでは。茨城沖については80%ある。一番確率が高いものは、東北沖、これは90%。30年以内ということは、明日かもしれません。あるいは、30年後かもしれません。非常に、いつ起きるかわからないのが自然の災害ですので。

ここに、長柄町の防災の方から出した資料があるんですけども、それでですね、能書きが長くて申し訳ありませんけれども、この中に、長柄町の避難所に関する図面がございます。その中に、図で見てもらうとわかると思うんですけども、避難所が9カ所というふうになってございます。それを地図を広げますと、一目瞭然。その9カ所のうち、日吉地区に5カ所かな。手元に資料なくてごめんなさい。5カ所かな。4カ所かわからない。とにかく日吉地区、要するに役場の周辺が非常に多いわけです。

それで、私ちょっと不思議に思ったのが、行政が日吉地区に集中しているから当然かもしれませんけれども、長柄町は、結構南北に広い構成になったと思うんですけども。日吉地区だけに何でそういうふうな1カ所集中して集まっちゃっているのか。

先ほど、町長さんちょっと、公の施設が云々という話で答弁されておったんですけども、

あれで私の方から質問したいんですけども、他の地区、例えば長柄、旧長柄、中学校と、それから皿木と自然交流センター。それから、千葉の何とかかんとかにあるんですけども、そういうこのバランス的なもの、そういうことについてはどういうふうにお考えか、ちょっとお聞かせください。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

総務課長、蒔田功君。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

先ほど、町長からも答弁申し上げましたけれども、地区によってバランスを欠いているという点についてはそのとおりだと思います。その点については、避難、判断基準等の適切な運用等によりソフト面でカバーする。ただし、現状、長柄地区4、日吉4、水上地区1ということで、水上地区に少ないというような状況でございますので、これで良いということでもなくて、自治会、集会施設なども視野に検討をしたいということで考えてございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） それで、ちょっとこれ極端なこと言って申し訳ないですけども、今、課長おっしゃったように、バランスの点が云々という話ですけども、水上地区、これが、さっきも町長おっしゃっていましたが、上ですと1カ所しかないんですね。あの周辺の方は良いかもしれませんが、ちなみに大庭とか、ちょっと距離置いたところの大庭とか、高山とか、町長のご実家ですけども、そういう方が住む住まいが、何かあったときですよ。やっぱりそのときに来られますかということなんですけれども、その辺を伺います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ちょっと経緯からお話しさせていただきますと、地域防災計画、平成15年に策定したわけでございますが、そのときには避難所13カ所ありまして、当時、水上地区は水上小を、今の高山の集落施設だというふうに指定した時期があります。

先ほど町長がおっしゃったとおり、その後の見直しで、やはり公共施設のほうが避難所運営上都合がよいということで、現在の9カ所になっています。

ただ、当時、当時と言いますと、15年当時指定してありました水上小学校につきましては、土砂災害の警戒区域ということで指定されまして、避難所としては不適切というようなことで、代わりに梅乃木荘ということになっているわけなんですけれども、確かにバランス的には、収容人員が100ということで活用している。水上地区にしても、ご指摘のとおり高山・

大庭地区からは若干遠いだろうというようなこともございますので、その点踏まえまして、自治会・集会施設など視野に指定を検討をしたい。

また、そういった地区からもお話も二、三いただいておりますので、お話をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。

それでは、私ちょっと調べて、これ以降は、一遍になっちゃうかもしれませんが、お話ししたいと思います。

ちなみに、長柄町の30年度の人口、書いているところ、やってございますけれども、30年4月現在で7,120人おったわけです。7,120人ですね。これを地区ごとに分けます。そうしますと、長柄地区は3,974人、日吉地区が1,858人、水上地区は1,288人かな。計で7,120人になると思うんですが、これはちなみに、ざっくりですけども、ちなみに割合で計算してみますと、これ……ですね。一応、長柄は56%、人口的に見ますとね。ですから、9カ所と仮定したらですよ、56ですから半分以上、去年長柄地区に、なきゃいけないということないですけども、計算的にはそうなります。あと残ったものを、長柄地区を5としますと、残ったもの4あるんですけども、日吉地区、水上地区が2、2というふうな計算になるんですけども。これ、ざっくりで、余りざっくり過ぎて申し訳ないですけども。

要は、人口で云々じゃないかもしれませんが、南北に長いところで1カ所集中じゃなくて、今課長おっしゃいましたけれども、例えば自治会等の集会場で便宜上使用とか。いろいろ問題あるかもしれませんが、設備の問題とかあるかもしれませんが、そういうことの考えも持っていただけたらというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

避難想定でいいますと、地域防災計画では、東京湾北部地震で556人避難想定ということになっていまして、ざっくり600といたしますと、避難所の指定でいいますと、福祉センターで433人、長柄中で1,438人、梅乃木荘で100ということで、そのほか諸々指定してありますけれども、合わせますと避難想定上のニーズはあるわけです。想定は想定ですので、こういった災害があるのかわかりませんので、一概には安心だということは申し上げませんけれ

ども、その上で、地区の集会所について、現在も皿木の集会所については、例えば、橋梁の崩壊、あるいは県道の崩落、崖の崩落とか、そういったことも想定しながら、この役場周辺の災害対策本部から皿木方面の地区が孤立した場合に、対応できるように、皿木の青年館については指定させていただき、防災備蓄倉庫を建設させていただきまして、応急の対応できるようなことで整理してございます。

そういった手法で、水上地区につきましても、そういったことを検討して、話し合っていたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） 課長、答弁ありがとうございました。私も、ぜひ、そういうふうな話を出していただければいいのかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと時間が長くて申し訳ないんですけども、最後になっちゃうかもしれません。

避難所収容人数に対して、アルファ米、当然これが備蓄されておるわけなんですけれども、当然、何かあったときには、避難してきた人たちの救助して、まず最初に水、次に食糧と。大きく分けましてそういうふうになると思うんですね。そうしまして、ちょっとここの収容人数、課長さん、ちょこっとおっしゃっていましたが、まずアルファ米の数量について絞ってお聞きます。

長柄地区の長柄中、これが、収容人数が1,438人に対して2,000食あるわけですね。先ほど話に出ました皿木の青年館、これが70人です。収容人数がですね。それについて1,500。交流センター、これは400人になっています。それで1,500食。こういう数字を見て、1,500から2,000食を、収容人数に収めてじゃないんでしょうけれども、備蓄しているということなんですが、さらに言いますと、70人の皿木地区。70人しか収容できない施設に1,500の食事がある。これ、どういうことですか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

収容人数につきましては、収容の最大数ということで、想定とはまた別でございます。

防災備蓄倉庫については、先ほどの東京湾北部地震の避難想定、566人をもとに、アルファ米については1,200食。トータルですね。水、飲料水については8,000リットルほど備蓄しております。それらを、役場にありますが倉庫2つ以外については、同様のラインナップで、

他の資機材も含めて整備されています。

それは、どこでどのように災害が起きても、どこからでもありと、同じものがあるというように揃えておりますので、そこに避難する人の数と合わせてあるわけではありませぬので、その点についてご理解いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） わかりました。少ないよりは多いにこしたことはないと思いますけれども、理解します。

最後に、この備蓄品の中にこういう記事、新聞にこういう記事が載っていました。これ東京で、初めてです。妊婦さんとか、子供も当然いるんですけども、そういう方に、これ初めて行うらしいんですけども、東京の文京区というところで、要するにこれ今年の春だと思ったんですね。液体ミルクの備蓄を入れる。

それとあと、町内にそういう方が誰に言われたかって把握していませんけれども、アレルギーの方。当然、何人かおられると思います。数が多いかどうかは別にしまして。そういう方に対しての、そういう備蓄のものを用意してあげるとか、そういう考えはどのようにお考えですか。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 現在の備蓄品でいきますと、粉ミルク、アレルギー対応含めまして、対応の粉ミルクがあるんですけども、今、調べましたら、液体ミルク等、ほかのアレルギー対応のことについて、複数の議員からそういった配慮もということで、実は来ていますので、また新年度の中で考えたいと思っています。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 三枝新一君。

○4番（三枝新一君） ありがとうございます。

できるだけ沿っていただければありがたいと思いますので、ぼちぼち時間ですので、私の質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時01分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 古 坂 勇 人 君

○議長（月岡清孝君） 一般質問を続けます。

次に、8番、古坂勇人君。

○8番（古坂勇人君） 8番、古坂勇人です。

平成最後の一般質問になりました。決して議員最後の一般質問ではございませんので、勘違いなさないようお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○8番（古坂勇人君） 傍聴人の皆様でしたが、お一人になってしまいました。張り切って頑張っていきますので、よろしくお願いたします。

早速、質問のほうに入らせていただきます。質問は3点です。

まず1点目、長生農業独立支援センターについて。

農業従事者の高齢化、若者の後継者不足により、耕作放棄地が年々増加することが懸念されているところですが、平成30年第4回議会定例会で、補正予算措置した長生農業独立支援センターが設立されることにより、新規就農者の確保とその支援体制が確立されることが見込まれ、支援センターの活動に期待される所ですが、12月の議会では、町長は、郡内6町村の1町村でも欠けた場合は、この話を進めることはできないとおっしゃっていましたが、その後の進捗状況について伺います。

2番目です。農業振興に対する町の取り組みについて。

農業の経営基盤を強化し、農業における生産性の向上、効率化等に対する支援を行うことは町の責務だと考えておりますが、その支援の状況と農業後継者、担い手育成のための取り組みについて伺います。

また、昨年行われました町長選挙において、清田町長が公約の一つに掲げられた集落営農組織の設立支援とはどのような支援内容なのか、あわせて伺います。

3番目、有害鳥獣解体処理施設の整備について。

有害鳥獣による被害は多く、農業者の経営を脅かすとともに、生産意欲の衰退を招き、耕作放棄地の拡大に大きな影響を与えており、本町のみならず全国的な問題となっています。

捕獲したイノシシ等などについては、埋設または一般廃棄物として焼却処分をすることになっておりますが、捕獲従事者にとって、埋設作業と処分場所の確保に大変苦慮している状況であります。

そこで、解体処理施設の整備について、どうお考えかお伺いたします。

以上で、1回目の質問は終わりにします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 古坂議員のご質問にお答えします。

1項目めの長生農業独立支援センターの状況について、お答えいたします。

古坂議員の言われるとおり、昨年12月の定例会で、郡内6町村が農業者独立支援センターに参加しない場合は予算を執行しないことをお約束いたしました。現在、郡内6町村の足並みがそろっていない状況でございますが、できるだけ足並みがそろよう、引き続き6町村で協議を重ねてまいりたいと考えております。ご理解賜りたいと存じます。

次に、農業振興に対するご質問を2点いただきましたが、関連する内容でございますので、あわせてお答えさせていただきます。

農業の生産性向上対策については、生産基盤となる圃場整備や機械購入、組織の運営費など、多方面の対策が必要であると考えております。本事業につきましては、国及び県の補助メニューが多数ございますが、町単独事業につきましてお答えさせていただきます。

まず、ハード面の対策では、町農林業施設整備事業分担金徴収条例を一部改正させていただきたいと考えています。

本条例につきましては、農業用施設の新設及び改修について、揚水組合などから分担金を徴収し、町が事業主体となり、事業を実施しておりますが、この分担金の算出方法を地元負担が少なくなるように改正をしたいと考えております。また、町農道かんがい排水施設事業補助金等交付要綱と町農業団体振興事業補助金交付要綱を統合し、新たに農林業等振興事業補助金交付要綱と改正したいと存じます。

一部要件はございますが、畦畔除去、暗渠排水、土層の改良等の農地の改良、保全に係るものも補助対象とし、また、補助率を農道かんがい排水施設事業補助金等交付要綱にありました事業費から30万円を控除した額の2分の1以内の額から、30万円控除を撤廃し、事業費

の2分の1以内とし、農家の負担を軽減させたいと考えております。

加えて、農業用機械の整備にかかわる補助事業につきましては、これまで営農組合等の団体のみが補助対象であったものを、こちらにも一部要件はございますが、集落営農組織、特用林産物生産組合及び個人農家、施設園芸農家にも支援できるよう拡充し、補助率の2分の1以内は維持しつつ、補助金額の上限を増額し、複数年度の事業を可能といたします。

さらに、施設、設備の管理及び更新に係る経費につきましても、補助対象外だったものを補助対象とすることで、安定した営農ができるよう継続して支援していくことが重要と考えております。

ソフト面の対策では、農地の集約による経営の効率化や生産コストの低減、作業効率の向上を見込み、農地集積をした担い手に対する助成を引き続きしてまいります。

私が公約で掲げさせていただいた集落営農組織の設立に対する支援内容でございますが、先ほどのハード面の機械整備にかかわる助成に加え、一度限りではございますが、25万円を交付したいと考えております。これは、設立後間もない、経営が不安定な時期をカバーするため、また、設立した組織によっては、作業場、農業機械等がなく、個人が所有しているものを組織に提供することが想定されるため、この機械等の使用料、電気代、燃料代等に充てていただくため、補助するものでございます。

いずれにいたしましても、農業従事者の高齢化、若者の後継者不足等、農業経営を取り巻く環境はより一層厳しくなっておりますが、手を緩めることなく、継続して支援していきたいと考えております。

次に、有害鳥獣解体処理施設についてお答えいたします。

有害鳥獣による農作物被害は、本町にとどまらず全国的な課題であり、生産者が意欲を持って生産活動を推進していく上で、その対策は極めて重要と考えております。

このため、町では、国の鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、電気柵及び箱わなの購入や、イノシシを捕獲した経費などを支援しており、また、県の野生獣管理事業補助金も活用し、捕獲従事者に対し支払われる報償費に充当しております。

また、今年度からは、こちらにも県単独事業になりますが、イノシシ棲み家撲滅特別対策事業補助金を活用し、イノシシの棲み家となる耕作放棄地の刈り払いを、地元の協力を得て、約7ヘクタールを実施したところでございます。

町の単独事業といたしましては、平成28年度から、国の交付金の対象とならない面積の少ない農地等に設置する電気柵や侵入防止柵の設置に対する補助を、また、本年度からは、耕

作放棄地を耕作可能な農地に回復した農業者に対し、助成を行っているところでございます。

ご質問のございました解体施設につきましては、千葉県中南部地域市町村野生鳥獣対策会議や千葉県町村会を通じ、施設設備について県に要望を行っておりますので、引き続き要望をしてまいりたいと存じます。

以上、古坂議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 8番、古坂勇人君。

○8番（古坂勇人君） 古坂です。

ただいまの支援センターの内容は、これからまだ検討中ということで理解してよろしいですね、すみません。

あとは、大変内容のある、これからの意欲的な答弁をいただきまして、ありがとうございました。

続きまして、2番目の2回目の質問をさせていただきます。

農業団体振興事業補助金交付要綱を改正にすることですが、営農組合等の団体から要望が出ていたら、要望内容を教えていただきたい。また、集落営農組織の設立の話がありましたら教えていただきたい。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答え申し上げます。

要望としましては、各営農組合からいただいております。要望内容につきましては、日吉第一営農組合と水上第二営農組合がコンバインです。それから、水上第一営農組合がコンバイン、ロータリー、それから植え込み用のはかりというふうになっております。

集落営農組織の設立につきましては、現在、上野地区において相談を受けておるところでございます。長生農業事務所改良普及課と連携して、設立に向け協議をしているところでございます。

要望につきましてはの予算につきましては、新年度予算で計上して、今回、上程させていただくということになります。よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○8番（古坂勇人君） それでは、3回目の質問に入らせていただきます。

農業用機械の整備に係る補助金で、一部要件はあるが、個人農家にも支援できるよう拡充するとの答弁をいただきましたが、個人農家の要件とはどのようなものか。教えていただき

たいです。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答え申し上げます。

まず、基本的要件、3点ございます。

まず1点目といたしまして、長柄町に居住して、かつ住民基本台帳に登録されていることということです。これは、他の条件が整っておりましたも、町外から長柄町に行って耕作されているような方は、補助対象とはならないというようなことでございます。

それから、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けているということございまして、これはいわゆる認定農業者ということでございます。

それから、3点目といたしまして、人・農地プランの中心となる経営体として位置づけられているという、この3点が基本的な項目になります。

この観点を具備した個人農業者で、水稻の場合は耕作面積が4ヘクタール以上。それから、高収益作物を作付されている方は農業者で0.4ヘクタール以上。それから、施設園芸につきましては150坪以上。ただし、新規就農者につきましては50坪以上というようなところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○8番（古坂勇人君） それでは、4回目の質問をさせていただきます。

水稻4ヘクタール以上の耕作者と認定農業者は、町内に何名いるのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 個人で水稻4ヘクタール以上耕作されている方は6名でございます。それから、町内認定農業者、これ営農組合等も認定農業者になるんですけれども、そういう団体等を除く、個人で認定農業者になっている方は、14名でございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○8番（古坂勇人君） 個人で水稻4ヘクタールはハードルが高いと感じます。この要件の実績が上がらないようでしたら、要件の見直し、検討をお願いいたします。こちらについての答弁は結構です。

6 回目の質問にさせていただきます。

鳥獣関係のほうになります。次に、解体処理施設について伺います。

県内にある既存の処理加工施設の問題点と課題点を何か聞いていましたら、教えていただきたいです。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） ご答弁申し上げます。

ジビエ加工施設ということが中心になるんですけれども、まずそういう施設につきましても、受付時間が定められているというところが1点。それから、搬入する個体の捕獲方法、重量に条件があるということです。それから、止め刺しから搬入まで、30分以内で施設に持ってこなければいけないというような時間的な制限がございます。4点目といたしまして、放射物質の全頭検査ということで、イノシシにつきましても、そのような形になっております。それから、冷凍庫の容量に限りがあるということで、一度に何匹も持ってこられてもなかなか処理できないというようなところでございます。

このような理由によりまして、全体的に処理頭数が伸びていないというのが、県内の各処理施設の状況でございます。結局、従事者は、施設の搬入が面倒でということで、現地の山などで処理する者が多いというふうに伺っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○8番（古坂勇人君） 町単独費で解体処理施設を整備する考えはないのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答え申し上げます。

仮に町または鳥獣被害防止対策協議会が整備する場合、イノシシなどを解体する際に発生する血液や脂分、これを垂れ流しするわけにはいきませんので、浄化槽の設置を含め、その処理方法につきまして、千葉県まで出向きまして確認をいたしました。

県によりまして、浄化槽法に位置づけられた浄化槽というのは、人間のし尿、生活雑排水を処理するためのものでありますので、一般的な生活雑排水の浄化槽は利用できませんということでございまして、排水処理槽というような形になるようございまして、このため多額の費用が掛かるというようことになります。

他の方法では、浄化槽を設置しないで汚水を溜めておきまして、産業廃棄物として処理し

でも構わないというようなことで県からアドバイスがあったんですけれども、この方法ですと、ランニングコストで多額の経費が掛かるというようなことになります。ただ、捕獲従事者が捕獲場所で血抜きをすることは規制されておらないことから、この場合は排水処理槽も最小規模にすることも可能かというふうに思われます。

もう1点、食品衛生法による規制もございまして、食品衛生法が適用される範囲は、あくまでも猟ということございまして、自家消費のために行われます解体処理作業は、食品衛生法では規制されないということです。ただし、自家消費用として加工処理された肉が第三者の手に渡りまして、第三者がさらに販売した場合、その販売は食品衛生法の違反行為となるようございまして、無償であっても、同種の行為を反復継続して行うような場合は業としてみなされますので、自家消費のために解体いたしました肉を反復継続して無償で譲り渡すことは違反行為というようなことになるようございまして。

このような違反行為がなされないということの担保をどのように確保するかというのが重要なことであるというふうに考えておりますが、町が仮に鳥獣被害防止対策協議会補助金等で交付して設置するということになっても、補助金を出す以上、責任は免れないところがございまして、そのような担当の業務に見なされないと、違反行為がなされないというようなことの担保を確保しなければいけないというようなことが重要なことだというふうに考えております。

施設の整備に関しましては、その費用対効果、また施設の運営管理を含めまして、関係機関と協議を重ねておりますので、結論はいましばらくご猶予いただきたいというふうに考えております。

今後とも、有害鳥獣による農作物の被害軽減に、関連機関と連携しまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○8番（古坂勇人君） 大変しつこいようで申し訳ないんですが、町単独費で解体処理施設の整備をする考えはないのでしょうか。

今日の新聞に掲載されていたんですけれども、千葉市動物公園では、ライオンの餌にイノシシの肉を使用するというようなお答えも出ているそうなんですが、それはちょっとかけ離れた話だと思うので、それは置いておいて、しつこいようですが、単独の処理施設のことをちょっとお伺いできないですか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答え申し上げます。

処理施設につきましては、先ほど申し上げましたとおり、結論として、今ここで、実施する、しないというふうに申し上げることはできませんけれども、今、古坂議員が言われました千葉市動物公園の猛獣の餌にするというようなこともあると、そのような状況も承知しております。千葉県内では、ペットの餌にするというようなところもあるみたいでございます。

また、埋設に関しまして、もし仮に処理施設が無理であるというようなことになったら、そのほかの手立てといたしまして、町で土地を用意して、ウンボ等を用意して、容易に埋設ができる方法だとか、いずれにしても、今のままではなかなかうまくいかないだろうというような認識を持っておりますので、何らかの手立てを考えていきたいなというふうに考えております。

処理施設につきましては、何度も申し上げますけれども、今現在、この場で、やる、やらないの判断、ご答弁は控えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 古坂勇人君。

○8番（古坂勇人君） 答弁は控えさせていただきたいということなので、これ以上はもう申しませんので。

ただ、これから、この問題については、だんだんイノシシも増えていることですし、有害鳥獣が増えていることなので、町の取り組みも、またひとつ考え直せるところは考え直していただきまして、時間が大分余っちゃったんですけれども、余り長くしゃべっていると、ぼろが出るといけないので、この辺で終わりにします。

私の質問は、以上で終わりにします。

○議長（月岡清孝君） 以上で、古坂勇人君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩とします。再開は午後1時35分といたします。

休憩 午後 1時26分

再開 午後 1時35分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（月岡清孝君） 次に、6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。本吉敏子でございます。よろしくお願ひいたします。

平成に変わる新たな元号の発表まで1カ月となり、新元号の候補が最終段階に入ったようです。

今回は、平成最後の定例議会となります。気を引き締め、取り組んでまいりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、3項目にわたり、一般質問をさせていただきます。

1項目め、結婚新生活支援事業についてお伺ひいたします。

厚生労働省によると、50歳までに一度も結婚したことのない生涯未婚率が増加傾向にある、その要因に、結婚したくても経済的な理由で踏み出せない若者が多いことが挙げられています。国立社会保障・人口問題研究所、第15回出生動向基本調査では、結婚に踏み切れない主な要因は、結婚資金との回答が最も多く、男性は43.3%、女性は41.9%。結婚のための住居との回答が、男性は21.2%、女性は15.3%。経済的な理由で結婚をためらう若者が増えれば、出生率の低下につながり、少子化が進む恐れもあります。

国は、結婚に伴う経済的負担を軽減するため、住宅費や引っ越し費用などを補助する結婚新生活支援事業を2016年にスタートしました。18年度は、世帯年収約530万円未満で、夫婦ともに34歳以下の新婚世帯を対象に、1世帯当たり最大30万円を補助しています。国が必要な経費の2分の1を補助し、残りの2分の1を自治体が負担をする仕組みです。この事業を活用して、新婚世帯の支援をする自治体が増えているそうです。

本町では、平成27年8月に長柄町・町づくりに関するアンケート調査で、独身の回答者に結婚に関する意向を聞いたところ、いずれ結婚したいとの回答の割合が7割強でした。また、町に取り組んでほしい結婚支援策としては、安定した雇用の確保が6割弱で最も多く、次は結婚祝い金などの経済的支援が4割となっていて、結婚を奨励する施策が求められています。

そこで、本町としても、新婚世帯が新生活を始めるための費用等を支援する地域少子化対策重点推進交付金、結婚新生活支援事業を、本町でもぜひ活用することを提案いたしますが、当局の考えをお伺いいたします。

次に、2点目、町公式ホームページについてお伺いいたします。

平成27年第4回定例議会で、情報発信力の高いホームページの改善について質問をさせていただき、閲覧される様々な方々の立場に立ち、見やすく、わかりやすく、魅力的なホームページになるよう工夫してまいりますとの答弁をいただきました。

昨年の2月1日より、長柄町公式ホームページがリニューアルされ、以前のホームページよりも探したい記事が少し探しやすくなりました。そのほかウェブブック、町民時計、360度ビューなど楽しい機能も充実されました。

そこで、ホームページのリニューアルをして1年が経ちましたが、利用されています皆様の反響をお伺いしたいと思います。

次に、3項目めをお伺いいたします。移住定住推進事業についてお伺いいたします。

国では、急激な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって日本社会を維持していくことを目的に、平成26年12月にまち・ひと・しごと創生法に基づく長期ビジョンと総合戦略が閣議決定されました。

これを受け、本町においても、町の活性化を図り、人と仕事の好循環を創出する地方創生の観点から、都会の元気な高齢者を呼び込み、健康状態に応じた継続的なケア環境のもとで自立した社会生活を送る、生涯活躍のまちを重要施策の一つとして、長柄町、千葉大、リソル生命の森を中心とした長柄町版大学連携型生涯活躍のまち構想の全体像を策定し、長柄町生涯活躍のまち推進協議会の一環として、移住定住プログラムを策定されました。

そこで、5点お伺いいたします。

まず1点目は、移住者の世話役となる移住定住コーディネーターについてお伺いいたします。

2点目は、定住促進支援策として、子育ての教育支援などの子供のサポートについてお伺いいたします。

3点目、移住定住にとって関心の高い施策である住宅取得関連に欠かせない住まいのサポートについてお伺いいたします。

4点目は、地域に人が住み続けるためには、生活の糧となる就業の場が欠かせません。新

規就農創業支援などの仕事のサポートについてお伺いいたします。

最後に5点目、移住、仕事探し、子育て支援などの情報のワンストップの総合相談窓口、長柄町暮らしサポートセンター、仮称ですが、の提案をいたしますが、考えをお伺いしたいと思います。

以上で、1回目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

1項目めの少子化対策の強化として、新婚世帯が新生活を始めるための費用等の支援についてお答えします。

結婚新生活支援事業により、結婚に伴う新生活のスタートに係る経済的負担を軽減することにつきましては、既に実施している市町村がございますので、効果を検証した上で検討したいと存じます。ご理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの町のホームページの反響についてお答えします。

ホームページにつきましては、ご質問のとおり、更新して約1年がたちますが、把握している中では、5件ほど「使いづらい」または「見づらい」というご意見を頂戴しております。

現在は、各課で必要な情報を更新する形となっております。概ね随時の情報発信ができており、ホームページ更新の一義的な目的は達成されていると思われまます。

一方で、「使いづらい」といった声があるのも事実であり、今後改善できるかどうかを含め、CMSを提供している委託業者と協議を重ねていく所存であります。

次に、3項目めの移住定住事業につきましてお答えします。

初めに、コーディネーターについてですが、本町では、都市住民の移住定住を推進する生涯活躍のまち構想の一環として、昨年10月に、移住定住に関するコーディネート役を担う移住定住推進業務を発注し、受託者であるNPO法人を移住定住コーディネーターと称し、現在、取り組んでいるところであります。

業務の主な内容としましては、空き地・空き家バンクの運営支援、都市部で開催される移住定住イベントの参加、移住希望者と地域住民の交流会や、グリーンツーリズムを初めとする体験会の開催、SNSやホームページを活用した情報発信など、多岐にわたるものであります。

移住定住コーディネーターにつきましては、もともとは都市部で生活し、本町のような田

舎暮らしに興味を抱き、房総地域に拠点を移した人達を中心として構成されており、私たちとは違った視点で本町の魅力を感じていることから、本事業を進めるためのパートナーとして最も適していると考えております。

次に、子育てのサポートにつきましては、こども園の運営や子ども医療費の無償化、乳幼児の保護者への支援金や物品の支給を初めとして、健康福祉課を中心に取り組みを進めております。

今後も、本町に移住したい、定住したいと思っただけのような、特色ある子育て環境を整備してまいります。

次に、住まいのサポートにつきましては、住宅新築補助金や住宅リフォーム補助金等のハード面とあわせて、空き地・空き家バンクといったソフト面の支援を行っております。

本年1月には、国が進める全国版空き家バンクについても登録し、より多くの方の目に触れる機会を創出するとともに、連携協定を結ぶ千葉県宅地建物取引業協会や全日本不動産協会と連携して、様々な移住希望者の住まいのニーズに応えていきたいと考えております。

次に、仕事のサポートにつきましては、本年度にリニューアルした町ホームページに、移住定住に関するウェブサイトを新しく設け、ハローワークから毎月提供される町内事業者の求人情報を掲載しております。

今後は、商工会や農協等と連携して、起業される方に向けた支援体制を強化してまいります。

最後に、これらの情報を網羅したワンストップ型の相談窓口につきましては、役場庁舎正面入り口付近の現在の休憩所の一角に、パーティションで区切る形で、移住定住コーナーを設置したいと考えております。4月からは、移住定住コーディネーターができる限り常駐し、PRとサポート体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上で、本吉議員の一般質問の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 6番、本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） それでは、自席にて再質問をさせていただきます。

初めに、1点目の結婚新生活支援事業についてお伺いしたいと思います。

先ほど町長からの答弁ですと、近隣市町村の効果検証をしたいということでありました。先日の、ちょっと新聞でも拝見させていただいたんですけれども、そのところには効果検証ということで、この市町村では、白子町、長生村、またいすみ市が千葉県では今、されております。あと、その中で2年前ぐらいからされているわけなんですけれども、この検証とい

うのが、結婚相談、結婚に関しては2年、3年ではわからないというような、そういうことが、どうしても皆さんからは効果はどうかということ、すぐ皆さんは感じるかもしれませんが、この効果というのは2年、3年ではわからないという、そういうお話もありました。

その中では、ぜひ前向きに考えていただければと思うんですが、まず初めに、この本町の、ここ数年の結婚状況をお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 婚姻状況ですけれども、平成30年につきまして調べたところ、今のところ、本町で受けているのは22件です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） この何年間ということで、わかれば教えていただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 平成29年度で19件、28年度で16件、27年度で13件、26年度で25件となっております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） この中で、年齢で見ても、長柄町はどういう傾向があるかということがわかれば教えていただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 申し訳ございませんが、年齢順についてはまだ把握してございません。そして、婚姻後につきましても、届書につきましてはもう法務局のほうに提出してあるので、それについては調べるのが、申し訳ありませんが、できません。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 国の、先ほど提案をさせていただきました結婚新生活支援事業ということで、年齢制限があります。今、国もそうですが、県、また町も、晩婚化ということが多くなっております。なので、ちょっとどのぐらいの年齢の方がご結婚されているのかなというのをちょっと知りたいなと思ひまして、お聞きさせていただきました。

そういうこともあるので、ちょっと年齢がわからないということですので、ちょっとわからないんですが、できれば、本町の町づくりに関するアンケートの調査も、先ほどもお話をさせていただきましたけれども、結婚に伴う支援、また結婚祝い金ということ、前も私も

提案をさせていただいたことがあるんですけども、年齢に関係なく、町独自の経済的支援の提案ということで考えていきたいと思うんですけども、本町としてはどのように考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ご提案がありましたこの国事業も含めましてですけども、やはり最近、そういうことがご紹介にありましたとおり、晩婚化、さらには出会いの場の提供、これら様々な問題があるようでございます。町長の答弁にもございましたけれども、それらを含めまして、大きな視野でそういったことも総合的に検証させていただいた上で、どういった形がベストであるのか、それらを検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。町独自ということで、何かできることを、また、今、長柄町でも結婚相談所ということで開設をさせていただいておりますけれども、少しでも皆さんが喜んでいただけるような施策を考えていただきたいと思います。

それでは、次に2項目めにいきたいと思います。

町公式のホームページということで質問をさせていただきましたけれども、5件ぐらい、そういう意見があったということでお伺いしました。本町のホームページのアクセス数というのがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

手元にあるのは、昨年の2月から今年の1月までの分でございます、そうすると12カ月合計で31万3,130という数値となります。ざっくり見た感じの平均ですが、2万5,000を超えるぐらいかなというふうに思いますけれども。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） これは多いのか少ないのかというのは、ちょっとわからないんですけども、その半分以上は私も出しているのかなというのものもあるんですけども。

情報の探しやすさだけでなく、またサイトの構造の使い方だとか把握のしやすさなど、総合的な使いやすさ、ユーザビリティの配慮をされたようではございますけれども、町民の皆様から、ホームページはわかりにくいとかよく意見を聞きます。その中で、ご意見、またお問い合わせなどで、どのような意見か詳しくわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 詳しくというのは、ちょっと今、私の手元に詳しい事例がないんですけれども、このご質問を受けるに当たって、担当の方に聞いた中で、意見を出せないという、せんだつてもちょっとお話を聞きましたけれども、意見をなかなか出せないというような、出しづらいというご意見をいただいていることは承知しております。

セキュリティの問題とか何かいろいろある中で、その辺、改善をしなきゃいけない点もあるというのは承知しておりますので、それらにつきましては、これからCMS会社の方と、ちょうど1年経ちますので、それらも含めまして、改善の方向性について協議をしてみたいというふうに考えております。よろしくお願ひいたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 今、課長の方からお話がありましたご意見とお問い合わせということで、本町の場合は、お問い合わせのフォームというのが、ブラウザのクッキーを利用しています。クッキー対応のブラウザではないと何か問題があるのか、またクッキーを外すと何か支障でもあるのかということで、私も何度も意見だとかお問い合わせをしようかなと思ってやっているんですけれども、初めはクッキーを外していなかったのだからわからなかったということだったんですけれども、もう少し、開かれた町政の推進を図るための町民との対話が重要と思っておりますので、もっとわかりやすく簡単に、どこのホームページでも、このクッキーを付けていないというのが多いんです。長柄町だけこのように付いていて、ちょっと私はやりづらいかなというふうに思ったんですけれども、この辺はどうなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

この件につきましては、寄せられたご意見の中でも大変指摘されておまして、ご迷惑をおかけしているところかと思っております。

原因といたしましては、長柄町のホームページ上でのお問い合わせを行うために、問い合わせ側のパソコンだとかスマートフォンの端末、それから本町のホームページ側の双方で、今おっしゃっていたクッキーというプログラムにより、機器の技術認証を行っております。

その認証を行わない場合は、今、議員もおっしゃられたとおり、はじかれてしまうという事象が現在、起きておまして、担当の方も把握しているところでございます。

しかしながら、このクッキーという認証は、最近話題のスパムメールなどの、いわゆるサイバー攻撃というんですか、そういう危険からホームページサーバー等を守るためのセキュリティ上の理由によって、これを採用して行っているため、このクッキーによる認証を外すのは、CMS提供委託業者、今回のホームページを作った会社との協議の中では推奨できない、なかなか外せないというようなご意見がございました。

同じCMSを使っております八街市では、各担当課のアドレスを公表しているのですが対策となり得るのか、本町の総務課の方では、現行のホームページになる前に、もうメールアドレスを公開しており、いわゆる迷惑メールが多かったことなどが現実としてございまして、また、それによってメールサーバーのセキュリティレベルを上げると、貴重なメールがはじかれてしまうというような事象も現に起きていたというところでございまして、良いところ、悪いところがあるんですけども、その辺を含めまして、今後、慎重に検討をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） いろいろな迷惑メールだとか、いろいろだと思うんですけども、睦沢町では、ぜひこの後、私も質問させていただこうかなと思ったんですが、「町長の部屋」というのが、長柄町でも「町長室へようこそ」ということであります。この中で、町長のところに直接お問い合わせだとか要望だとか、でも、その返信というのは、皆さんのその意見を参考にやるということになっておまして、直接来るような形になっておりますので、何かできれば長柄町でもそういうふうに、ぜひしていただければなというふうに思います。

今、「町長の部屋」ということでお話をしたので、できれば長柄町も「町長の部屋」、細かいかもしれませんが、ランチミーティングの模様だとか、また小学生が見学に来られたときの模様だとかという、中学生の訪問だとかも結構あると思うんですけども、そのときにぜひ、わからないように顔を覆ったとか、守秘義務だとか、いろんながあると思うんですけども、その辺を、こういうことをやっていることでもぜひ載せていただきたいというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今のご意見を受けまして、睦沢町さんの方の事例も研究しながら、見て真似しながら、取り組んでいければというふうに思います。一旦、内部の方で、また検討させていただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） お願いいたします。

あと、うれしいことに、今回も、私も提案をさせていただこうと思っていましたが、今回、スマホ、またタブレットで、また、町からのお知らせをよりよく皆さんに提供できるように、スマートフォン用のアプリ「マチイロ」が、平成31年の2月号から、町では広報ながらなどが、ホームページに接続しなくてもアプリからいつでもどこでも閲覧できるようになりました。本当にこれも、私も提案をさせていただこうかなと思った中でできたことで、本当によかったなと思います。

現在は、若い方たちも、スマホやタブレットを使用されている方がほとんどです。そこで、携帯のバーコードリーダー機能で読み取っていただくQRコードというのが、その充実というのを、もう少しホームページの中に取り込んでいただきたいというふうに提案をいたしたいと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

それにつきましても、1年間終わっている段階ということで、CMS会社のほうとの協議もこれからございますので、情報量も非常に大きいですし、有効であるというのは認識しておりますので、その辺も含めまして検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 役場の情報の中で、細かいかもしれませんが、役場の案内では、町の組織の一覧が見られます。その中で、各課と電話番号、また仕事の内容だとかということで掲載をされておりますけれども、聴覚障害者の方だとかもいらっしゃいますので、できればファクスの番号、またメールアドレスを各課に掲載して、町民の皆様にもわかりやすいような、町民に優しい取り組みを提案いたしますけれども、考えをお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 確認をいたしまして、これも同じようにご意見としていただきますし、また、今後CMSの方と話をして、内部でも検討してまいります。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 暮らしの情報の中で、こども園だよりということで、また子育て支援センターだよりは毎月更新をされております。小学校、中学校に関しては、情報がよくわからない状況であります。小学校、中学校の状況など、ホームページは個人情報等の関係で、前にお話を聞いたときにはありましたけれども、学校の概要や学期ごとの行事などの掲載というのがされていると思うんですけれども、親だけではなく子供たちの様子や、どんなふう
に育っているのかということで、町全体で子供たちを応援していけるのではというふうに思いますが、いかがでしょうか。

また、中学校においても、部活動、講演会等の掲載を見て、もし載っていますと、活躍している状況を見れば応援したいというような方も出てくるのではないかなというのを思いますので、ぜひホームページの充実ということを提案したいと思いますが、お考えをお伺いできればと思います。

○議長（月岡清孝君） 豊田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター長（豊田武文君） 学校の方でも、小学校2校で、中学校1校、4月からホームページの方を開設する予定です。現在、そのための説明会、研修会を2回開きまして、共通する内容としては、学校の概要、教育方針、行事予定、学校内、また学校ごとのいじめ基本方針、またその他お知らせというような項目については、共通して学校の方からこのホームページに載せるということで、4月開設に向けて、今、取り組んでいる次第です。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） そうですね、何か項目は出ていますけれども、クリックができないというような状況でしたので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、先ほど町長からも、各課のホームページの更新というのが各課で担当されているということでお伺いしました。お忙しいとは思いますが、情報発信だけではなく、住民の皆様が何を求め、何を望んでいるのかということで、結局調べて、情報を、知りたいことがわからないということの生の声が多くありました。生の声を聞くことも重要な政策の一つでもあると思いますので、ぜひ充実したホームページを今後もよろしく願いしたいと思いますので、これは終わりにしたいと思います。

3項目めの、移住定住推進事業についてお伺いしたいと思います。

先ほど町長の方から、コーディネーターということでお話をいただきました。相談窓

口にも、今年の4月からということで、うれしいことに、下の1階のロビーの脇でということでお話を伺いましたので、とても楽しみにしていきたいなというふうに思います。

相談窓口には、一応、何人ぐらいの方で運営されるのか、また行政の方が対応されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今のところ、常駐は1人というふうに考えております。これは、今後NPOの方との相談もしながらということになりますが、1人ないし2人。ご案内物件が多いときには、空きとなってしまう時間が長くなるかと思しますので、そういうようなことが想定される場合には2人体制ということもあるかもしれません。概ね、そこに常駐という方が1人いれば必要十分かなというふうに考えております。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 窓口のコーディネーターの方は、町民の方じゃないというか、先ほどの方だということですよ。

あと、移住定住について、スマホでの情報アクセスもでき、レスポンスということで、閲覧がすごくわかりやすくホームページにも載っております。ホームページをクリックしますと、すぐわかるようになっていて、図だとか写真だとか活用がされて、すごく見やすいホームページだと感じました。

情報発信はコーディネーターが更新されるということで、これからもよろしいんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

基本的には役場の職員、私ども企画財政課の職員が、中身のほうの更新は町からの発信になりますので、行うこととなります。そちら、お客さんとのつながりの関係とか、現地のご案内とか、そういうことは非常に時間的にも重くなるので、職員がずっと行っていると何人工というのがそれに追われてしまうことから、そういうのをコーディネーターにお願いするという考え方ですので、外への発信につきましては、基本的に責任を持って企画財政課の職員が行うというふうに考えています。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 2月11日に、移住市町村の合同フェアが東京の交通会館で開会されました。長柄町は、二地域居住、また多拠点の生活をコンセプトに、町移住コーディネーター

の3名と、あと長柄町の職員が1名、また長柄町のタウンアドバイザーの田島先生が、千葉大の学生1名と参加されました。

長柄町のブースには40名ぐらいの来場があったということで、その中での資料で紹介があった、都市部や近郊でのアウトリーチという説明会が開催されたと伺いましたけれども、その後の反響、また問い合わせ等はあったのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 現実にあったかどうかというのは、聞いてもらっても答えられません。聞いてもらったんですけども、先日は、その終わった後に聞いた話としては、私も当日、東京の方にも行って一緒に見たんですけども、売り買いをするよりも、やっぱり借りたいと。まずはお試的に住んでみたいなどという意見が多かったということは伺っております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 今、お試しということもありましたので、いきなり定住というのはとても不安だと思います。そのお試し居住というのも検討されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

まさにそこが、まずは一旦、長柄町で、この町の雰囲気と人柄と姿勢を知ってもらって、結び付けるといのが大事だというふうに捉えておまして、他の市町村でもそういうものを一つのメニューとしてやられているのは承知しておまして、早くやろう、早くやろうということで、どこもやっていると思います。

本町も今、考えているんですけども、町の財産として空き家を持って、そこを貸してということになりますと、さまざまハードルが高くなっていくところもありますので、町に対して貸していただけたらとかそういう方が、だんだん空き家のこういうお問い合わせも増えてきていますので、中にはそういう意向を持っている方も、つい先週、先々週あたりに1件あったように、私、担当課からは聞いておりますので、そういう人の物件をぜひお試しの家屋として、町が借りるような形で使えればなというふうに捉えております。

もう1点は、リソル生命の森の中も、今、少しリニューアルが始まっているようですけども、宿泊施設としてのリニューアルももちろんなんですけれども、コテージ棟の一部の区

域で、今、そういうのを実施しております、その中で最終的にはC C R Cにつなげていきたいという思惑もありながらだと思っておりますが、お試し居住のような形で。

お試し居住は、二、三日のものから、半年、1年のものまで、いろいろ長さはあるでしょうけれども、比較的、長期的なところで考えているようなところもあるかと思っておりますので、さまざまふるさと村というエリアの中と全町的な中で、住みようも違うと思っておりますので、その辺、いろいろなバージョンも打ちながらやっていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） それでは、若い世帯の流出というか、今後は町づくりに大きな影響を及ぼすと思います。結婚、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援が必要と考えます。先ほど町長からも、特色ある支援を考えていきたいということでありました。

子育て支援による移住定住の促進となるさらなる支援策というのを考えていましたら、伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） まさに今後の課題だというふうに捉えておりますので、今後、検討してまいります。すみません、よろしくお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） またよろしくお願いいたします。特色ある、どこにもないようなものを、また、ぜひ私も提案をしていきたいと思っております。

まだまだ長柄町を知らないと思っております。今後、知名度の向上についてどのように考えているのか、どのように工夫していこうかなというふうに考えているのか、もしありましたら伺いしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） まずは、せんだっての交通会館の方、有楽町のほうに行ってみましたけれども、コーディネーターなども今、入っておりますので、その方たち、また千葉大学の先生も積極的に本町の町づくりに関わってくれているので、我々職員と一緒に、外に向けて、東京ビッグサイトの移住定住フェアなども1年に1度あるようですので、そちらの方にも行きたいというふうに、今、希望しておるところでございますけれども、そのようなことの外への発信というのを、まずやっていきたいなというふうに思っております。

あと1点は、このNPOの法人のグループの人達を縁といたしまして、昨年の、役場の駐車場のところのバス停を作ってくれたあのメンバーの縁が、東京杉並区方南町の方とできておまして、昨年の春3月、今年も11日かな、日曜日に行つてまいるんですけども、そちらで、向こうの「わくわくまつり」ということで、子供さんたちを中心としてやるお祭りがありまして、長柄町という旗と、ながラン持ってPRしに行つてまいりたいというふうに思つております。都会としては、田舎のところとの縁を非常に大事にしたいというふうに思つてくれているようですので、あちらからもこちらへ、こちらからもあちらへという形になればなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） そうですね、近郊のアウトリーチ説明会ということで、これからも進めていくということでも話があると思います。

それで、今、長柄町の観光スポットということで、スポットやライフスタイルがユーチューブで流れているのをご存じでしょうか。本当に今、SNSだとか、たくさん配信をされております。それをできれば拡散をしていただきたいというか、私も長柄町だというとすぐシェアをしたり、拡散をさせていただいていたりするんですけども、まだまだ、されていない方というのがたくさんいらっしゃると思います。ユーチューブを見ますと、結構、何万回も再生があるだとか、そういうようになっております。

本当にこれからの時代というのは、やっぱりこのSNSをしっかりと活用しながらやっていくということがとても大事だなと思うんですけども、町として、ぜひこれを普及していただきたいというふうに思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ユーチューブにつきましては、良いところもあるし、ご存じのとおり、いろいろと危険性だとか悪いところもありますので、その辺は担当の方と、またもう少し深めていった中で、そのようなご意見があるというのを認識した上で検討してまいりたいというふうに思っております。

1点、NPOの、先ほど来申し上げている若者たちの中には、映像関係のほうを今、非常に得意としているということで、率先してその辺に上げてくれているということもあります。地方公共団体の長柄町として、なかなか難しいところもあるかもしれませんが、そう

いう彼らがまちづくりにかかわっていく中で、長柄町とはこういうところだよというのを積極的に出していってくれているというのは非常にありがたいですし、我々にできないわざをやってくれているというふうに捉えておりますので、今後、議員のご指摘の、町としてということ、どの程度ができるかどうかも含めまして、今後、検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 本吉敏子君。

○6番（本吉敏子君） 長柄町の豊かな自然、またリゾート施設、また本格的なスポーツ祭典が可能な条件を生かして、また長柄町らしい、また長柄町にぜひ住んでみたいと、最終的には移住定住の増加につながるように、これからもぜひよろしくお願ひしたいと思っておりますので、以上で一般質問を終了とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 以上で、本吉敏子君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時30分といたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鶴岡喜豊君

○議長（月岡清孝君） 一般質問を続けます。

次に、2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 2番、鶴岡喜豊です。よろしくお願いします。

平成27年9月に、1年生議員として議会に初めて登壇し、一般質問を行い、最初に、人口を増やせないなら減らさない方法として、長柄町には土地が一杯あるので、分家の新築に補助金を交付して、町外への流出を防げないか質問したところ、執行部は、町内の新築に補助金を交付決定してくれました。

ほかにも一職一階に基づき、6級と7級の困難な業務を行う課長の矛盾点などを質問し、

是正を求め、今は6級の課長は廃止されました。

また、女性活躍推進法に基づき、女性管理職の登用を求めた今は、2名の課長が誕生しました。

他にもいろいろありますが、私が一番うれしかったのは、町民の声を行政に届けた、学童の一時預かり短期入所の質問をしたときです。執行部からは、子供の疾病の問題、アレルギーの問題などがあるが前向きに検討すると言われましたが、この4月から学童の一時預かり短期入所を実施すると聞いております。保護者の皆さんは、急な仕事、用事が入ったときなどは有効に利用していただきたいと思います。

また、職員の待遇について質問しましたが、今は勤務前に、朝、ラジオ体操をして業務の確認をしており、役場も随分変わってきたなと思っております。そして、挨拶など待遇がよくなったと、そういう町民の声を耳にしています。

私の任期も数カ月になりましたが、最後に、一般質問や要望に対し、実現、実行していただいた執行部の皆さんにお礼を申し上げます。

それでは、議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

最初に、旧昭栄中学校の跡地利用及び体育館について伺います。

町内の旧水上中学校の跡地は、平成23年度より民間企業が工場を建て、操業を開始しています。また、旧水上小学校においては、民間企業と売買契約が進んでいると聞いております。

そこで、現在残されております旧昭栄中学校の跡地利用について、町民の中には公園を作りたいという声もありますが、平成17年度に閉校になり10年以上経ちますが、旧昭栄中学校の跡地の利用の計画はどのように執行部は考えているのか伺います。

平成23年の東日本大震災の後、多くの耐震調査が行われ、耐震補強工事が実施されてきました。旧昭栄中学校の跡地に建っている体育館は、耐震調査を実施し、補強工事を行ったのか伺います。

次に、地籍調査について伺います。

地籍調査の事業の進捗状況、境界の立ち会い、成果品の閲覧、確認、登記事務で、今まで問題が生じていないか伺います。

以上で、一括の質問を終了いたします。失礼いたしました。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの旧昭栄中学校の跡地利用についてお答えします。

結論から申し上げます、未だ明確には方向付けを行っておりません。

昨年9月、第3回議会定例会におきまして、私の所信の中で触れさせていただきましたが、子供たちが伸び伸びと遊べる公園をと、現在のこども園の南側に建設し、将来的にはこども園と一体的な利用ができればと、私の考え、また目標を示させていただきました。現在もその思いに変わりはありません。

しかしながら、先般、新公民館の建設地が元に戻ったことから、ここで一旦立ち止まり、旧昭栄中学校跡地全体の将来デザインのような意見交換や合意形成が求められるのではないかという考えのもと、冒頭のような答弁とさせていただきます。

今後、議会のご意見も頂戴しながら方向付けをしてまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、旧昭栄中学校の体育館の耐震性ですが、平成8年度に耐震診断を実施し、文部科学省の定める公立学校施設のI s値をクリアすることが確認されており、補強の必要性はなく、従いまして、工事も行っていないということでご答弁とさせていただきます。

次に、2項目めの地籍調査についてお答えします。

まず、進捗率ですが、町内全域を対象に平成24年度から開始し、10カ年計画の7年目でございます。年度ごとの計画に対する実施済み面積の割合は概ね8割程度で、全体としては約1年程度の遅れが生じております。これは、国庫補助事業の性格上、予算の交付決定率が申請額に達しないため、その事業費に合わせた区域を実施しているためであります。交付決定額は年度によって異なりますが、30年度は当初予算ベースで65%程度の決定率でありました。その後、長生郡地籍調査推進協議会等の要望活動の効果もあり、追加配分がなされたところであります。

今後も、事業費の確保に向け、引き続き要望活動に努めてまいります。

また、調査工程の中での問題につきましては、土地所有者に連絡がつかない、立ち会い時に現場に来てくれない、境界の同意がいただけない等々の課題はございますが、地籍調査事業のメリットを粘り強く説明し、ご理解をいただきながら、事業の推進を図ってまいりたいと存じますので、要望活動や事業推進について、ご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上で、鶴岡議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 町民の中に、先ほども言いましたけれども、旧昭栄中学校の跡地を利用して子供達のために公園をとという声がありましたので、町長の、子供達が伸び伸びと遊べる公園を目標にしているという答弁を聞いて安心しました。

しかし、昭栄中学校が閉校になり10年以上が経っておりますけれども、公民館の維持等の問題も解決し、この先、跡地の利用計画を当然立てるべきだと思いますけれども、執行部の考えはいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁からもございますとおり、今後、一体的な、全体の残っている土地のグランドデザインと申しますか、その辺の合意形成を一回図った上で、方向性を付けていきたいというふうに考えております。

答弁が長くなって申しわけないんですけども、前回の1期目の時に、町長の方が、庁内にプロジェクトチームを作るということで、町の抱えている土地、有効に動くであろう土地の利活用の方向性、それと道の駅の今後の方向性、2つのプロジェクトチームを立ち上げまして、若手の職員で1年かけていろいろ研究をして、方向性を示してくれました。

その中に、昭栄中学校の跡地については、中には、川の向こう側のほうの山も一緒に含めて、水辺親水公園とか、そういうことも思い描くのはどうでしょうかとか、そういうような積極的な意見も含めて、児童公園というのは非常に、学校でいいます児童公園ではないんですけども、子供達が集まる公園を、おじいさん、おばあさんが孫の手を引いて行く場所ができるように、そういうような目的で設置するのがよかろうというようなご意見があったかというところでございまして、それらも含めまして、改めてグランドデザインを作り直したいというふうな考え方でございますので、ご理解のほどお願いします。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） グランドデザインという言葉聞きまして、ちょっと今、思いついたんですけども、今年ですよ、昭栄中の測量をやったと思うんですよ。その測量というのは、今のあのL型の体育館が建っている、L型全体を測量して、地形図がとれているんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） とれております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それじゃ、グランドデザインは簡単ですよ。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 今、現況がありますので、その上にこれからデザインをかけるので、それについてはこれからということでご理解いただきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） そこで、これからということですが、じゃ、事業計画をいつ頃までに立てるという具体的な年数などは答弁いただけないでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） まずは執行機関の方で、職員が大勢おりますので、中での合意形成をきちっとした上で、それからお金をかけて、どこかのコンサルタントや何とか総研とか、そういうところの専門的な土地造形だとか、そういうご意見をいただく場にお金をかけるということであれば、そういう方向になるかと思いますが、まず一旦はというふうにご検討しておりますので、早急というのは難しいかと思っております。

まず、第一としては、大きな事業であります公民館の事業、これが非常に財政的にも大きなものとなりますので、そこを一旦仕上げる方向で、意識的にはいきたいというふうにご検討しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） はい、わかりました。でも、できるだけ早くお願いしたいと思います。続きまして、体育館です。

体育館は見た目が古く、私が中学生の頃から利用しており、心配しておりましたけれども、平成8年度ですか、耐震診断を行ったところ、公立学校の施設のI s値をクリアしているということで、安心しました。

そこで、反対に、大丈夫であれば、今フットボールとかサッカーで体育館を使っているかと思うんですけども、私たち卒業生の思い出としましても、永久に壊さないで残してもらったグランドデザインをつくって、永久に残していただきたいと思っておりますけれども、執行部の考えはいかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君）　そういうふうなご意見をいただいたということで、きちんとこちらも受け止めさせていただきますし、当然これから、先ほどの繰り返しになりますが、中でまず合意形成をした上で、答弁を、専門的機関への発注等をということで申し上げましたが、その過程の中では、議会の皆さんの方ともいろいろご相談をさせていただきながら進めてまいりますので、まず測定について、ご理解をいただければというふうに思っております。

○議長（月岡清孝君）　鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君）　小中学校の卒業生といたしましては、よろしくお願ひしたいと思いません。

それでは、地籍調査についてお聞きしたいと思います。

地籍調査は、境界立ち会いのもと、分筆、合筆、また現況に合った地目変更、地積更正など、表示登記が行われていると思います。私の知っているところで、山之郷の字辻ですか、あそこは合併したので、なかなか筆が分筆できなかったんですけども、現在の状況を見ますと、住宅が、結構、建設されており、山之郷は地籍調査が終了しておりますして、山之郷の字辻の分筆ができたのか、境界立ち会いのもと分筆ができたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（月岡清孝君）　答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君）　地籍調査に関するご質問でございますが、山之郷の辻地区でございますが、従来から登記簿はあるものの、公図が明確でないということで、登記上の土地を現地で確定することができないという公図混乱地域という地域でありました。そのため、過去から数々の境界に関するトラブルが発生していたということは、私も聞いたことがございます。

辻地区の公図混乱地域の解消につきましては、平成27年度に集団和解方式による地図訂正を実施いたしまして、おおむね9割以上の土地を境界確定することができたこととなっております。

以上です。

○議長（月岡清孝君）　鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君）　地籍調査をやっている結果が出ていて、大変いいことだと思います。

次に、地籍調査において、前にも言ったかと思いますがけれども、地積更正がほとんど100%やっていることであると思っておりますけれども、実際、分筆、合筆、地目変更、それぞれ

何%ぐらい、今まで終わったところでやっていますでしょうか。わかったらお願いします。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

平成24年度から26年度までの3カ年の数値についてでございますが、年度ごとに、調査地区によりまして、かなり変動は大きいのでございますが、主に、全体3年を通しますと、分筆が約3%、合筆が26%、地目変更は10%ということではございました。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それぞれのパーセンテージについてはわかりました。

次に、境界立ち会いなんですけれども、委任状は別にして、相続登記が済んでいない場合、代表の相続人で境界立ち会いを行っているということはあるんでしょうか。要は、相続が終わっていないんですけれども、長男の方がもうその家なり土地をずっと管理している。ほかの兄弟はよそに出ちゃっていて、相続だけ終わっていないんだけど、代表者として長男が出てきて境界立ち会いをすとか、そういうことは許されるというか、やっているんでしょうか。ほかの兄弟の委任状がなくて。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

登記名義人が既に亡くなっていて、登記相続がなされていないなどの場合だと思いますが、相続関係図から利害関係人を可能な限り調査いたしまして、全員から基本的には委任状をいただくように努力をしております。

ご質問のケースにつきましても、いろいろな方面で調査を行い、固定資産税の納税管理人の状況でありますとか、また権利の利害関係人、また近隣の方々から、そのケースの場合の状況を聞きながら、随時、適切に対応しているところでございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） それでは、代表相続人でもやっているということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 先ほども申しましたけれども、いろいろ聞き、登記をいたしまして、間違いがないことがわかれば、代表者でも対応している場合はございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 次に、また道路の境界についてですけれども、まず未完成道路について、現況の道路が狭くなっている、境界はわかりますけれども、未登記道路については、現況がもう、道路が拡幅されていても、未登記であれば現況の境界というのは、狭い方の前の法地の方が境界だと思いますけれども、そのような時は道路の分筆をして、きちっと境界を定めているか伺います。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

現地調査の際などに、ケース・バイ・ケースということで、過去からの経緯などを可能な限り調べまして、土地所有者にご説明をして、土地所有者のご理解が得られた場合は、分筆の処理を可能な限りして、未登記の解消につながるよう努めております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 前に私、未登記の登記は随分、年間7筆か8筆じゃ少ないというような話をしたかと思うんですけれども、今回の分筆について3%という数字を聞きましたけれども、それだけ未登記道路についてやっているのであれば、3%よりもっとあるんじゃないですか。やっていないから3%、合筆が26%ですか、それぞれ反対のような気がするんですけれども、いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

分筆が、先ほどの3%で少ないじゃないかということだと思っておりますけれども、全体の比率からすればその程度の数字になると思われまます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） わかりました。了解いたしました。

次に、進捗状況でお聞きしたいと思います。

平成24年度から地籍調査が始まったということですが、一番初めに実施しました長柄山Ⅰ地区は、平成24年度に立ち会い、測量を行い、平成25年度に成果の閲覧を行い、平成26年度に認証手続、登記事務を行い、平成27年度に登記完了し、名義ごとに業務を進めて4年で終了していますが、山之郷Ⅰ・六地藏Ⅰ地区は、平成26年度に立ち会い、測量を行い、平成27年度に成果の閲覧、平成28年度に認証手続、平成29年度は何も業務を実施せずに、平

成30年度に登記事務を行い、まだ登記完了になっていません。

平成31年に登記完了となりますと、この地区は事業完了まで6年かかるということになります。業務工程に何か問題があったのか伺います。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ご質問の26年度調査地区の山之郷Ⅰ・六地藏Ⅰ地区につきましては、昨年8月に法務局より登記完了の通知がありまして、昨年末に土地所有者へのお知らせ及び町広報12月号において掲載をさせていただいたところでございます。

ご指摘のとおり、前の2カ年分と比較しますと、1年遅れているのではないかとということになります。この要因といたしましては、県内において2項委託を採用した市町村が増加したことにより、国や県の認証期間に時間を要したことなどが主な要因と考えられます。

今後とも、関係機関と連携しながら、長生地区の円滑な登記処理に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） ちょっと易しく、平成29年度に何もしなかった理由について、易しく説明をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 易しくお答えいたします。

前の2カ年と同じ期間で、町といたしましては業務は進めたんですけれども、先ほど言いましたけれども、県の認証または国の認証に時間がかかりかかってしまって、登記所に送付される時期がずれたということでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 国や県の認証が遅れなければ、4年間で業務が工程どおり、前と一緒に、同じくできたということですか。それでよければ。

[発言する者あり]

○2番（鶴岡喜豊君） そういうことですか。了解しました。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 最後に、境界の立ち会いでちょっとお聞きしたいと思います。

例えば現況で、道路幅員5メートルの道路が利用されることとしています。一部、登記上で3メートルの道路になっていて、前後が5メートル、中間が3メートル、そういう場合の

道路が境界立ち会いをしていて見つかったりした場合に、前後が5メートルあったら、中間の3メートルについては町で2メートル買収して、5メートルで通して道路を造るとか、そういうことを考えながらやっているかどうか、その辺を伺います。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

これにつきましては、登記処理の方の範疇になるかと思われませんが、地籍調査後の問題ということになるかと思いますが、それぞれ個別案件によりまして対応は異なることが考えられますが、その土地の過去からの経緯などを可能な限り調査いたしまして、その上で土地所有者のご意向を伺いながら、問題の解消に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 少しニュアンスが違うんですけども、未登記とは違うんですよ。現況の道路で、個人の私有地を道路として使われちゃっている場合ですか、そういうのもあるかと思うんですよ。狭くなっているけれども、実際は私有地を道路として広く持っていかれて、使われていると。知るわけないですか。

そういうところが、長柄町は半分もう終わっているみたいだから、公図上は狭いですがけれども、実際、道路が広く使われちゃっていると。そういうところが実際に使われているのであれば、町でその広く使われている分を買収して、さっきの未登記で分筆して云々ではなくて、町で買収して、5メートルの道路として、全部、公衆用道路として使用するとか、そういうところまで考えているのかということを知っているんですけども。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） ご質問の件でございますが、先ほどの答弁と重なってしましますが、その条件とか過去からの経緯が、いろいろ場所場所によって異なると思いますので、その辺について、一概に、その分、町の公衆用道路で買っちゃえばいいじゃないかというのは、ちょっと乱暴かなと考えております。

○議長（月岡清孝君） 鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 私、乱暴かもしれませんが、できるものなら、町できちっと公衆用道路として決着をつける、結論を出す、そういう方向にしていただければと思います。

私、以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 以上で、鶴岡喜豊君の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 3 時10分といたします。

休憩 午後 2 時 5 9 分

再開 午後 3 時 1 0 分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 山 崎 悦 功 君

○議長（月岡清孝君） 一般質問を続けます。

次に、5 番、山崎悦功君。

○5 番（山崎悦功君） 5 番、山崎でございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきたいと思います。会派町民クラブ代表質問とさせていただきます。

3 項目ほど質問させていただきます。

まず第 1 に、町福祉センターのながら温泉の管理運営についてでございます。

昨年 9 月の定例議会において、町内高齢者の利用料金負担の軽減を望む声が多く寄せられていることから、障害者や生活保護者の負担軽減も併せて検討すべきではとの質問を、我が会派、山根議員からさせていただきました。

それに対し、町執行部の回答は、障害者手帳を有する方や被生活保護世帯の方は減免の対象となるよう、福祉センター運営委員会に諮り、条例の整備を図りたいが、高齢者の減免措置については、施設運営に関する財源確保と受益者負担の原則により、引き続き負担をいただいた上で、利用者の方へ新たなサービスの提供など、改善できる点はないかと検討してまいりたいとのことです。

障害者手帳を有する方や被生活保護世帯の方の減免措置は、大いに評価いたすところです。しかし、町内高齢者の負担軽減については、無料にすべきとは申しておりません。受益者負担はするが、軽減してほしいとの要望が多く寄せられているので、検討願いたいとお願いしたものです。

さらに、執行部は財源確保も必要であるとの見解を示したことから、従前の収支比率、約40%を維持するための方策として、例えば町外利用者の利用料の増額と町内高齢者のみの利用料の減額でバランスをとることを提案したものです。

それに対して執行部からは、町外利用者は、料金格差が大きくなることから不公平感が募り、来場者が減少する恐れがあるとのことですが、そもそも収支比率40%、つまり町の一般財源の充当があるからこそ、他の民間施設よりも格安で利用できていることから、町外利用者にはそれ相当の負担をしていただく余地はあるものと考えます。現行の料金設定では、逆に町民から不平、不満が出てもおかしくないのではないかと思います。

また、露天風呂の設置について、低廉な改修で快適な施設ができるのであれば、ぜひお願いしたい旨の提案をしたところですが、町執行部からは、福祉センター全体の今後の修繕計画等も踏まえながら、関係機関と議論を重ねた上で検討させていただければというふうに思うところであり、露天風呂の増設は、費用の見積もりについて事業者に委託したら、本日、その算出には至っていないとのことで、やむなく質疑を終了した経緯があります。

そこで、お聞きします。

1つ目、ながら温泉の浴場使用料について、町内高齢者の減免措置を再検討する考えはないか。

2つ目、露天風呂の設置についてどのような検討がなされたのか。

この2点をお聞きしたいと思います。

2項目め、人口減少問題について。

人口減少対策にも、様々な対応策が必要とされているのが現状であり、長柄町においても、子育てから教育、福祉等に至るまで、各種の事業メニューが設定されていますが、今回の提案もそれらの一つとしてご理解いただければと思います。

昨今の田舎回帰現象は、一筋の光を期待するところでもあります。しかし、UターンやIターンを目指そうとする若者等が、既存の宅地等に住居を新築しようとしたときに、土砂災害防止法による区域設定や千葉県がけ条例の規制により、そのままでは家を建てられない事態が発生します。そのため、建築要件を満たそうとすると、家屋建築費以外にもかなりの費用負担が必要となることから、インフラ整備の普及している都市部へと住居を構えることになり、町の進めている移住定住促進施策に水を差すことになります。

よって、定住移住者対策の推進に資するため、土砂災害防止法による区域設定や千葉県がけ条例の規制による阻害要件を取り除くための費用負担の軽減を図ることが必要であると考

えるが、いかがかお聞きいたします。

3項目めとしまして、国民健康保険税についてお伺いします。

平成30年度から国民健康保険制度の改革により、都道府県が保険者に加わる広域化により、市町村と協力していく中で、健全かつ安定的な国保運営が期待されています。しかし、構成する市町村においては、保険税の算定方式が異なっており、いわゆる2方式と3方式あるいは4方式をそれぞれが採用しています。

県内で3方式を採用しているのは、おおむね8団体程度であり、多くは2方式になっています。長生地区においては、睦沢町、長南町、そして長柄町が3方式を採用していますが、長南町は2方式へと移行する方向で検討しているとのことです。その主な理由は、3方式の世帯平等割については、平等性の確保に難があることから、多くの団体が2方式に移行してきたのではないかとのことです。

よって、長柄町では、国民健康保険税の算定方式を、3方式での税額計算を変更し、より平等性を確保するために2方式に変えていく考えはないかを伺いたいと思います。

最初の質問をこれで終わらせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 山崎議員のご質問にお答えします。

1項目めの町福祉センター、ながら温泉の管理運営についてお答えします。

まず、1点目の浴場使用料の町内高齢者の減免措置の再検討についてでございますが、昨年の9月議会定例会において、施設運営に要する財源確保と受益者負担の原則により、引き続きご負担をいただきたく、お願い申し上げたところでございます。

今回、減免措置の再検討のご提案を受け、町といたしましては、福祉センター運営委員会の意見を伺った上で、改めて検討してまいりたいと存じます。

2点目の露天風呂の設置における検討結果についてお答えします。

平素、福祉センターの修繕工事等を請け負っております業者数社に打診したところ、容易でないとのことであり、事業費の算出に至りませんでした。

改修には配管工事等も行う必要がありますので、建築設計業者に依頼した上で検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2項目めの人口減少問題対応についてお答えします。

町内で住宅新築を検討されていた方が、土砂災害防止法における特別警戒区域及び千葉県

がけ条例に係る規制により、擁壁設置や法面工事など、建物以外に経費が掛かってしまうというケースは少なからずあろうかと懸念するところであります。

現在、町内で土砂災害特別警戒区域の指定箇所は137カ所ですが、今後も増えていくことが予想されます。

本町では、人口減少対策の一環として、住宅を新築した方に補助金を交付する制度がありますが、住宅新築に伴う土砂災害対策を講じた方への支援制度は、現在、未整備の状況であります。

土砂災害から町民皆様の生命、財産を守り、いつまでも安心安全な生活を送っていただけるよう、そして議員の言われる阻害要件を軽減できるように、補助金制度の新設または拡充について、今後、前向きに検討してまいりたいと考えますので、よろしく願いいたします。

次に、3項目めの国民健康保険税の算定方式についてお答えします。

現在、長柄町は、基礎賦課額、後期高齢者支援金賦課額、介護納付金賦課額の全てを、世帯平等割、被保険者均等割、所得割の3つで算定し課税する3方式を採用しております。2方式は、被保険者均等割と所得割の2つで算定し、課税するものであります。

本件につきましては、去る2月22日開催の長柄町国民健康保険事業の運営に関する協議会において、基礎賦課額以外の後期高齢者支援金賦課額と介護納付金賦課額を2方式にする方針が出されたことを受けまして、町といたしましても、平成32年度の見直しに向け、税額について検討したいと存じますので、よろしくご理解のほど、お願い申し上げます。

以上、山崎議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 5番、山崎悦功君。

○5番（山崎悦功君） ご答弁ありがとうございます。

最初の福祉センターの件でございますが、今、お答えいただいたように、なかなか難しいところであると、こちらで今の回答には考えるところでございます。なかなか露天風呂に関しても、結構かかるんじゃないかというのは存じておりましたが、検討を今後ともよろしく願いしたいと思っております。

本件につきましては、現場で直接お聞きした利用者の声であり、特に町内高齢者の減免措置は早急な検討を望むものであり、障害者手帳を有する方や被生活保護世帯の方の減免措置と併せて、迅速な検討をまたよろしく願いしたいと思っております。

次に、2番目の人口減少問題についての2回目の質問をさせていただきます。

まず、この土砂災害特別警戒区域指定事務事業は、遅々としてなかなか進んでいないと思

いますが、土砂災害特別警戒区域の指定箇所が、現時点において137カ所であると。今後とも増えるのご答弁をいただきましたが、町全体では、区域指定候補地は概ね230カ所に及ぶとのことであり、現時点での進捗率は60%に及んでいないことから、移住定住促進施策に悪影響を及ぼすことも懸念されます。

よって、県に対して、早急に当該区域の指定事務を進めるように要望していくべきかと考えますが、いかがか、お聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 答弁申し上げます。

土砂災害特別警戒区域につきましては、ご指摘のように、現在、137カ所の指定が完了しております。本町におきましては、既に基礎調査は完了しております、基礎調査終了時点で233カ所の区域がございます。そのうち、137カ所が指定完了ということでございます。

また、先月、57カ所について説明会が行われまして、これについては、31年度中に指定が完了する見込みでございます。また、残りの39カ所については、31年度中に説明会を開催し、32年度中には指定が完了するというようなことで、県の方から状況については聞いております。

いずれにしましても、命に関わることでございますので、県も、予定は予定として、できるだけ早く指定が完了するように努めたいということでありました。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 山崎悦功君。

○5番（山崎悦功君） 答弁ありがとうございます。

県の方も早く便宜したいということで、なるべく早く進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、国民健康保険税についての2回目の質問をさせていただきます。

長柄町も、健康保険委員会ですか、2方式の方向に変えていかれるという答弁でございました。これによって、国民健康保険税の算定の方式を変えていく際に、税額が大きく変わる世帯も出てくるのが懸念されますが、その対応はどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 山崎議員さんのご質問にお答えいたします。

被保険者の数、世帯構成員の人数、町全体の保険給付費、応益・応能のバランスなど、様々な要素を加味いたしまして、税額が大幅に変動しないように試算してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山崎悦功君。

○5番（山崎悦功君） 答弁ありがとうございます。

なるべく大きく変わらないようにということですので、その辺は、特によろしくお願ひしたいと思います。

一応、代表質問としては、これで終わらせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 以上で、山崎悦功君の質問を終わります。

次に、関連質問でございますか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） 11番、星野でございます。

自席にて、2項目めの人口減少問題について、関連質問させていただきます。

土砂災害特別警戒区域の指定に当たって、平成18年度ごろに長生土木事務所から通知があり、役場会議室において関係者を招集し、説明会が開催されました。その際にも、規制により既存の宅地にそのままでは新築ができないことに対する質疑で紛糾した経緯がございますが、県からは、費用負担はできないとの冷たい回答しか返ってこなかった記憶がございます。

先ほど、山崎議員の代表質問に対するご答弁で、補助金制度の新設または拡充について、前向きに検討していくとのことですので、この際、町単独ではなく、県も含めての費用負担の軽減策をお願いしたいと考えますが、いかがか、お聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ご答弁申し上げます。

土砂災害特別警戒区域のハード面の助成事業ですけれども、確かに18年当時は、移転する場合のみの融資制度しかなかったと思います。

その後、国・県においても、そういった助成制度について、若干の制度の創設はありました。砂防関係あるいは住宅ストック等の補助事業の方はあるんですけれども、砂防関係ですと、映像なんかでも見たことがあると思うんですけれども、広島のように、崖の下に住宅が

連担している、あるいは崖の上に住宅が連担しているような想定でございまして、要件とすると5戸から10戸というようなことで、事業によって違うんですけれども。

ということで、長柄町においては、とりわけ土砂災害特別警戒区域については、停滞しているような状況が多いということで、なかなか該当しないということでもあります。

また、住宅ストックの方の県の事業もあるんですけれども、これらについては、やはり町全体の計画が必要ということで、町としては、全体の指定が終了したところで、状況を見ながら継続していく考えでいきたいと思っておりますけれども、さらなる国・県の助成制度の拡充は、機を捉えて要望しつつ、現状の国・県の助成制度については、助成額が高額じゃないということ、要件が厳しいということで、現状では、町単独の助成が現実的かなというふうな状況でございます。

引き続き、国・県には、制度の拡充を要望してまいります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） ご答弁ありがとうございました。よろしくお願ひしたい。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 次に、関連質問ございますでしょうか。

7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 7番、山根でございます。

私の方からは、3項目めの国民健康保険税について、幾つかお聞きしたいと思います。

2020年度以降、順次、付加算定を検討していくとのことでございますけれども、それによって特別会計としての運営に影響が出る可能性があるのではないかというふうに懸念いたします。また、国は、特別会計への法定外繰入金については、是正措置を図るように指導しているとのことですので、1点ほど、ちょっとお聞きしておきます。

平成29年度決算では、一般会計からの繰入額が8,200万円となっておりますけれども、当該特別会計への一般会計からの法定外繰り出しはあるのか、まずお聞きしておきます。

○議長（月岡清孝君） 大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 長柄町は、法定外繰入金はございません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 町の一般会計における財政調整基金、財調ですけれども、29年度決算

では約7億6,000万円で、対前年比で減となっているものの、これは公共施設整備等基金への鞍替えによるもので、これにより公共施設整備等基金は約9億8,000万円となっている状況です。

総務省の方は、財政調整基金は、いわゆる一般企業でいうところの留保資金に当たると。留保資金の蓄積だとしておりまして、基金額の大きいことが問題視されているというところでもあります。

よって、町特別会計での財政調整基金も、十分とは言えないにしても、一般会計における利用額が大きくなっていることや、あるいは当該特別会計への法定外繰り出しはないということですので、国民健康保険税の算定方式を2方式に変えていく事務費用とあわせて、法定内繰り越しを限度額一杯にすることによって、国保を初め、介護、後期高齢者に対する一般会計からの繰入額を増額して、税負担の軽減化を図ることはできないかというふうに思いますので、これについてお聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 山根議員さんのご質問にお答えします。

長柄町は、先ほども申しましたが、現在、法定外繰入金はございませんので、今後もそのようなことは考えておりませんが、法定内繰入金の中に保険基盤安定繰入金がございます、保険税を軽減した分など、一般会計から繰り入れております。

3方式から2方式に変えていく中で、活用できる制度がありましたら、それは最大限に活用させていただいて、県への納付金などに影響が出ない範囲で保険税の額を研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 山根義弘君。

○7番（山根義弘君） この国保税については、私もそうなのですが、非常に高額になってきておりまして、やはり生活に影響が出てくるというようなことで、皆さんも減額措置できるのであればということを望んでおります。あるいは、これ以上、大幅な増額にならないようにというようなことも望んでおりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

私の方からは以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 他に関連質問ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ないようでしたら、以上で関連質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、4日月曜日は、午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時36分

平成31年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第2号)

平成31年3月4日(月曜日)午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 1号 長柄町総合計画条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 長柄町選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3号 長柄町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 日程第 6 議案第 4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 7号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 9号 長柄町農林業施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第10号 平成30年度長柄町一般会計補正予算(第5号)
- 議案第11号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第12号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第13号 平成30年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第14号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算(第3号)

- 議案第15号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第16号 平成31年度長柄町一般会計予算
- 議案第17号 平成31年度長柄町国民健康保険特別会計予算
- 議案第18号 平成31年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第19号 平成31年度長柄町介護保険特別会計予算
- 議案第20号 平成31年度長柄町浄化槽事業特別会計予算
- 議案第21号 平成31年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第14 議員派遣の調査報告について
- 日程第15 休会の件

出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 川嶋朗敬君 | 2番 | 鶴岡喜豊君 |
| 3番 | 池沢俊雄君 | 4番 | 三枝新一君 |
| 5番 | 山崎悦功君 | 6番 | 本吉敏子君 |
| 7番 | 山根義弘君 | 8番 | 古坂勇人君 |
| 9番 | 関民之輔君 | 10番 | 神崎好功君 |
| 11番 | 星野一成君 | 12番 | 月岡清孝君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|--------------------|--------|-----------------|-------|
| 町長 | 清田勝利君 | 副町長 | 田中武典君 |
| 総務課長 | 蒔田功君 | 企画財政課長 | 白井浩君 |
| 税務住民課長 | 大塚真由美君 | 健康福祉課長 | 若菜聖史君 |
| 建設環境課長 | 内藤文雄君 | 産業振興課長 | 石井正信君 |
| 会計管理者 | 石井和子君 | 教育長 | 佐川和弘君 |
| 学校教育課長
兼給食センター長 | 豊田武文君 | 生涯学習課長
兼公民館長 | 松本昌久君 |
| 選挙管理委員会書記長 | 蒔田功君 | 農業委員会事務局長 | 石井正信君 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 森 田 孝 一

議 会 書 記 長 畠 保 憲

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方にはご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（月岡清孝君） 日程第2、一般質問を行います。

先日からの一般質問を続けます。

◇ 川 嶋 朗 敬 君

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 傍聴人の皆さん、朝から雨天で大変お忙しい中、ご苦労さまでござい

ます。

1 番、川嶋朗敬でございます。

3月の一般質問を含めましてあと2回となりましたが、一般質問に先立ちまして、いつものように一言ご挨拶させていただきたいと思います。

まずは、確定申告、大変お忙しい中を担当職員の方におかれましては、毎日、夜遅くまでお疲れのところを頑張っておられます。あと、もう数日ですけれど、頑張ってくださいたい。長柄町の根幹でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

さて、初当選から早いもので、残りわずかで私の旅も終えようとしております。4年間を振り返るとき、改めて行政の課題の問題の発見、解決能力からの政策形成の難しさを感じました。また、出来事におきましては、多種の災害が大小問わず、全国どこかで襲いかかり、尊い命が奪われ、これまでにない生活までが失われたことでもあります。そうした中、間もなく東日本大震災から8年目を迎えようとしております。被災をされた方々の全ての皆さんが一日も早く笑顔を取り戻し、安心して暮らせるようお祈り申し上げるとともに、復興を支え続けている方々にも深く敬愛し、申し上げたいと思います。

一方、阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓から、自分達の地域は自分達で守るという防災の要となる共助が認識され、自助、共助、公助が互いに連携し、一体となるよう積極的に取り組むことで、被害を最小限にできるとされております。しかし、共助による自主防災組織においても、また公助による自治体職員においても、それぞれに大きな課題があります。

そこで、今後震度6弱以上の揺れに見舞われると言われております東京湾北部地震の大規模災害に備え、救援、救助など、地域の防災活動において、地域と行政、ボランティア組織など、連絡調整を担う人材の育成が重要と考え、先月大雪が降る中、4日間の災害対策コーディネーター養成講座に参加してまいりました。

資格をいただいた今後は、大切な人を守り、助けるために、災害対策コーディネーターとして、平時から市町村や社会福祉協議会、地元や隣人の自主防災組織、学校と地域のネットワークを深め、防災リーダーとして自己研鑽を磨き上げてまいりたいと思っております。

それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、一問一答にて質問をさせていただきます。執行部の職員の皆さんにおきましては、簡潔な答弁をよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、1番、1期4年の一般質問における答弁のその後の経過についてお聞きしたいと思います。

その前に趣旨説明ですが、私達議員は、住民に代わって行政の運営を監視する機能を有し、

行財政全般について、執行機関の所信や疑問を質すことができます。その中、私1期4年において、多いか少ないかはわからないんですが、24事項、95項目の一般質問をさせていただきました。質問は地方公共団体が直面する行政課題について、日頃より子供からお年寄りなど、意見や相談を通じて問題点を分析し、解決のために具体的な施策の実現方法を研究してまいりました。

特に今日の地方行政が抱える住民共助、教育文化、交通政策、経済産業、特に災害と管理など、様々な行政課題に対して、資料収集をし、鋭意研究に取り組んできました。

中でも私が思い深い24項目のうち、教育文化において、教職員は子供達と触れ合うことが大切であるという考えのもと、教職員の事務負担軽減に関する方策について提言をさせていただきました。

提言した効果を検証する必要はあると思いますが、教職員の事務的業務が削減され、教職員の負担が図られ、恒常的な時間外勤務が削減され、ゆとりを持って子供達と触れ合うことができるかと確信をしております。平成28年12月の定例会に質問させていただいたこの質問の後に、私の友人は長期に入院しておりましたが、今は教壇に戻ることができ、家族の笑顔を取り戻すことができ、子供達と一緒に大喜びで、私も大変喜んでおります。これも教育長様を初めとする関係団体職員の皆様に大変感謝をしております。大変ありがとうございました。

そのうち、前半として今回8事項を質問させていただきます。

①平成27年より平成30年における下記のような質問事項について、その後どのような対策方針や進捗状況であったか、お聞きしたいと思います。

(1) 敬老祝品贈呈事業について、(2) 民生委員・児童委員の負担軽減について、(3) 災害時における要援護者(要配慮者)について、(4) 地域が支える防災力の向上について、(5) 横から目線で町民の信頼と職員の更なる活躍に向けたコミュニケーション能力について、(6) 住民ニーズに対応した交通弱者について、(7) 効率的な公共施設管理運営について、最後(8) が空き家・廃屋等に係る積極的な行政の関与についてお聞きしてまいります。

続きまして、大きい2項目めとして、一般質問答弁事項進捗状況の調査の公表について、これにつきましては、これまでの定例会など、議員からの一般質問に対し、町長さんなどの答弁が「検討する」など、前向きな答弁をしながら、その後の結果や取り組み状況が明確にされず、大変私としては苦渋している状況が見られております。

この公表することにより、私達議員にとっても、これまで以上に十分な調査の上で質問に

臨まなくてはなりません。その結果、レベルの高い質問が予測され、質問や答弁に責任を持つことで、一般質問の内容が行政運営にどう反映されていくか、町民がより理解しやすく、開かれた議会運営のさらなる前進になると考えてお聞きしたいと思います。

①定例会での議員の一般質問に対し、町長さんなどの答弁が「検討する」、またこれに類する表現で答弁を行った事項について、その後の対応を調査し、検討結果を議会に報告し、町民へ広くホームページなどを利用して公表することにより、説明責任を果たす取り組みをすべきと考えますが、町のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で私の1回目の質問とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 川嶋議員のご質問にお答えします。

1項目めの1期4カ年の一般質問における答弁のその後の経過についてお答えします。

1点目の敬老祝品贈呈事業についてでございますが、高齢者に対する祝意については、以前と変わりはありませんが、対象となる年齢については、引き続き現行の制度を継承したいと存じます。

次に、2点目の民生委員・児童委員の負担軽減についてでございますが、平成28年12月の民生委員・児童委員の一斉改選に合わせ、民生委員協力員制度を導入し、民生委員・児童委員の負担軽減に努めているところであります。

次に、3点目の災害時における要援護者についてでございますが、現在要援護者の登録を増やすため、災害時要援護者支援計画の対象となる要援護者の要件や、関係機関への情報開示などについて、改正災害対策基本法に基づいた見直しを検討しております。

また、来る自治会長会議では、2点目の民生委員協力員制度へのご理解や自治会としての要援護者支援の協力についてお願いする予定であります。

次に、4点目の地域が支える防災力の向上についてお答えします。

災害は大規模になればなるほど、職員の対応が遅れる実態がございます。このことから、地域防災力、いわゆる地域の皆様からお一人お一人のお力を借りることが大変重要と認識しております。

町といたしましては、第一に自主防災組織の設置促進に努めることとし、現在町内33組織の設置がなされたところであります。引き続き未設置の区域の設置促進を図ってまいります。

また、地域の防災リーダーとなるべく、人材の育成といたしまして、今年度第1段階とし

て、地域の皆様の防災意識の向上及び情報共有化を図るべく、防災訓練におきまして、防災ゲーム・クロスロードを取り入れたところであります。新年度におきましては、災害対策コーディネーター養成講座を開催する予定であります。

このほか、防災リーダーや地域の皆様が避難所運営等に必要となるマニュアルも、現在、作成中であります。

また、私の不在時の代行順位及び職員の参集体制、代替庁舎の特定、電気、水、食糧の確保、通信手段の確保、重要データのバックアップ及び非常時優先業務の整理など盛り込んだ業務継続計画につきましては、庁内で協議を重ね、昨年3月、策定が完了したところであります。

大規模災害発生時におきましては、これに基づき対応するとともに、併せて、災害時応援受援計画の策定を進めてまいりたいと存じます。

私は昨今の国内各地での大規模災害を目の当たりにして、町の最高責任者として、この被害を最小限にするために地域の支えが不可欠であるということは、私自身痛感しております。自分の命は自分で守る、自分の地域は自分達で守る、このことを土台として町民の皆様とともに、町と一体となった防災力の向上を推進してまいりたいと存じますので、ぜひともご理解のほどお願い申し上げます。

次に、5点目の横から目線で町民の信頼と職員の更なる活躍に向けたコミュニケーション能力についてお答えいたします。

まず、人事評価制度において、課内全体の業務目標を共有するとともに、職員ひとり一人が業務目標を設定し、管理職と共有し、事務事業の推進に取り組んでいます。

具体的には、年度内3回の面談を中心に、日々の業務を通しコミュニケーションを図るとともに、年度末には、職員の目標に対する自己評価をもとに、能力評価及び業績評価を行い、評価点及び課題、改善点も共有し、もって職員のレベルアップを図ろうとするものであります。また、各課間においては、定例の管理職会などを通し、町全体の課題を共有し、それぞれの立場からその解決、改善に取り組んでおります。

職員研修についても、初任者から管理職まで、それぞれの段階において必要なコミュニケーション能力の向上に努めるとともに、庁内においても、毎年度コミュニケーション能力向上も含めた研修を実施し、職員の能力向上に努めているところであります。町民の信頼を得るためには、その前提となる職員のモチベーションの向上が最も重要であり、そのためのコミュニケーション能力の向上は必須であると考えております。

地方分権により、年々業務の専門性が高くなり、その範囲も広がっている現状を踏まえ、限られた職員定数の中で、再任用職員も含め適材を適所に配し、職員全体が課題を克服し、高いモチベーションが確保できるように、人事評価制度の活用を始め、今後もさらに一層の推進を図りたいと存じますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

次に、6点目の住民ニーズに対応した交通弱者についてお答えいたします。

路線バスの状況といたしましては、一昨年と特に変わりはなく、赤字路線かつ利用者の減少が続いている状況であります。

本町では、バス利用者の増加、ひいてはバス路線の維持存続を目的として、回数券及び定期券の半額助成を本年度から開始いたしました。また、移動に制約のある方の大半を占める高齢者につきましては、買い物や医療機関を利用するために、町外へ出たい、ドアツードアのサービスに多くのニーズがあることから、タクシー運賃の助成事業を開始したところでもあります。

今後はこの2つの助成事業の拡充を図ることが公共交通の充実につながるものと考えております。

なお、今月中に路線バス等検討委員会を開催し、各団体の代表者からご意見を頂戴し、今後の制度設計に反映してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、7点目の効率的な公共施設管理運営についてお答えいたします。

本町では、平成29年3月に長柄町公共施設等総合管理計画を策定し、施設保有量の最適化や計画的な修繕の実施、管理運営の効率化、維持、そして施設の長寿命化など、今後の取り組み方針を定め、これに則り、実施計画の中で優先順位を鑑みながら、施策に位置付けをしております。

現在は、施設ごとの個別計画の策定を順次行っているところであります。これは国から平成32年度末までに、全ての公共施設について策定するよう求められているもので、今後修繕等、補助事業の採択要件となるものと認識しております。

今後も、より一層計画的かつ効率的な公共施設の管理運営に努めてまいります。

次に、8点目の空き家・廃屋対策に係る積極的な行政の関与についてお答えいたします。

本町では、空き家を有効な資源と捉え、平成25年に空き家バンクを開始いたしました。これまでに登録された物件は28件、このうち、おかげさまで13件が成約となっております。また、本町の取り組みを多くの方に知ってもらうため、本年1月に国土交通省が主体となる全

国版空き家バンクへの登録、2月には東京で千葉県主催による移住定住フェアへの参加、3月には杉並区方南町のイベントへの参加といった外への活動も始めたところであります。

もう一点の廃屋対策でございますが、現在は施策としてはございません。倒壊による被害、衛生上または景観上の影響、害獣の問題、廃屋は様々な複合的に周辺への悪影響が出るものと大変危惧しておりますが、今のところ、本町では持ち主への適正な管理の促しを行っているという状況であります。できる限り廃屋を増やさぬよう、今行っている空き家を活用する、移住につなぐ事業をしっかりと推進してまいります。

何とぞご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2項目めの一般質問答弁事項進捗状況調査の公表についてお答えいたします。

一般質問での答弁事項については、庁内各課及び関係課、管理職会において、その内容を共有の上、共通理解を図っているところであります。その上で、計画策定時及び予算編成時には、これを念頭に進めてまいりたいと存じます。この中で、議会に対しましても、協議、報告してまいりたいと存じますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以上で川嶋議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

では、順を追って一つ一つ聞いてまいります。この8項目につきましては、以前私の方から質問してありまして、非常にダブっている回答があるかと思います。また、私が何か答弁したものをそのまま入っているような気がします。私が聞きたかったことを簡潔に聞いていきますので、お願いいたします。

まず、1点目の高齢者、要するに敬老祝品、この敬老祝品につきましては、前にもお話ししましたが、平成27年時点で6万人を全国で超えてしまいました。これは長寿社会の一步として平成24年度は5万人、3年間で1万人増えています。昨年の9月の段階でいきますと6万9,785人、100歳の方々が6万9,785人いるんですね。前は5万人です。そのうちの88.1%、全体の6万1,454人が女性です。男がだらしないと言えばそれまでなんですけれども、ここで女性が長生きされています。逆算すれば12%が男性だということで、全体の8,331人になっているわけです。

ここを調べてみますと、なぜ女性が長生きするのかなということで、女性というのは元気な過ごし方があるんだそうです。おいしいものを食べ、計算なども勉強して、テレビを見て、新聞を見て、何とながら温泉のように温泉につかったりすることが長寿の秘訣であるんです。

と113歳の高齢者の方がおっしゃっていました。男性がどうかとなると、お酒の量も違うと思います、女性はそこで長生きしているんだなというコメントがずらりと載っております。

さらに厚生労働省、統計問題をしておりますけれども、私は統計を信じて調べました。1990年生まれ、いわゆる平成2年に生まれた女性の場合で、65歳まで生きれば3人に2人が90歳まで生きられますと出ているんですね。長生きできる。ただ、男性は残念ながらずっと低いんですけれども、ですから私の生まれが1958年です。私は男性です。私はこれを計算してみました。そうすると、残念ながら私は65歳まで生きていれば、90歳までは残念ながら生きられない。しかし、女性は違うんですね。女性の確率が何と物すごく高いんです。女性の方は64%、男性は35%ということであるので、そうするとこの質問は結局77歳の喜寿での男女平等である限り、女性の方が90歳まで到達できる確率は高い。しかし、男性はなかなか低い。

高齢者、77歳の長寿の方々も浦安市、習志野市、皆さん、事業シートの中で予算配分しているんですね。高価なものじゃないんです。千葉市みたいに5万円あげるといような財政的余裕はないんですけれども、それでも、もらっている方々は大勢いるんですね、予算規模も財源も違うんですけれども。

統計を信じれば、男性も女性もある程度80歳くらいは一つの目安として記念品を何か考えてもいいんじゃないかなと。しかもそれはお金ではない。逆にアウトソーシングで町に入ってくる。ながら温泉のチケットでもいいでしょう。バスのチケットでもいいでしょう。タクシーチケットでもいいでしょう。商品券でもいいでしょう。町にはね返ってくるような記念品を何か考えてもらいたい。ですから、ずっと継承したい。継承というのは、先輩方からの意見は変えていかないという意味合いもありますから、この辺は高齢者に寄り添って、もう一度検討してみたらどうかというように思います。

ただ、少し気になることは、平成26年度の予算が40万5,000円、この31年度の予算書が75万1,000円なんですね。そうすると、35万円も予算が上がっているんです。これは敬老の対象が増えたのか、77歳も入れたんだよと、80歳も入れたんだとおっしゃっていただければうれしいんですが、それとも贈呈品がよくなったのか、それとも高齢者が増えていったのか、その辺をまず単刀直入にお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えさせていただきます。

平成26年の高齢者の数というものを大変申しわけございません、手元に用意してございませんで、あれなんです、平成30年、昨年ですと、本文から見て、31年のベースで比較させていただきますと、高齢者の人数というものが対象となります88歳の方で27名ほど増加いたします。また、98歳以下の方、これにおかれましても7名ほど増加するというので、合計34名の高齢者の対象となる方が増えるということで、人数の増加が主な要因と考えておるところでございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 人数の増加という話をしましたが、長柄町の統計で27年度は813名なんです。今年が平成30年度が820名なんです。ですから、大幅に増減したというのはどの辺に、これは統計ですから、あくまでも千葉県統計ですから、厚生労働省ではないですから、ですから増えていることは増えているんですが、そんなに極端に増えているような状況でも、先にデータを調べてやっておりますので、なかったんですけども、ちょっとデータを調べた中で、私が言った77歳から75歳ぐらいまでを幅広く予算を組んでいただいたのかなと非常に喜んだんですけど、そうじゃなかったみたいですから、先ほども言いましたように、高価なものを期待しているわけじゃないんですが、役に立つものを私はもらえないかもしれませんが、女性の方、80歳だったら男性も女性も50人ぐらいの方が今まで一生懸命になって長柄町のために尽くした方々ですので、ぜひ一つお願いしたいなというように思っています。

2番目につきましては、（2）民生委員・児童委員の負担軽減、これも質問させていただきまして、サポーターを置きますよ。検討しようということで、サポーターが置かれました。これは大変良かったなと思っています。

ただ、問題は良かったじゃなくて、この方が果たして生きるサポーターかということなんです。サポーターですから、ですからサポーターをちゃんとリードする方々を民生委員の方々がともに話し合いをする機会を設けていけばいいんじゃないかなと思っています。

特に先ほども言いましたように、防災におきましても、要援護者、要配慮者といった大きなネックがありますので、それを十分にこういった制度をうまく利用して、支援員を使っただきたいなというように思います。

そこで、総務課長、ひとつ聞きたいんですけど、この地域防災計画書、三枝議員がお話しているときに私はずっと中を見ていたんですが、70ページに災害時援護者対策経費となっているんですね。

なっているんですが、私も大変失礼なことに、平成30年度の9月に要援護者という質問を

しました。しかし、よくよく考えたら、要配慮者という用語になったのではないかなということが想定されるんですが、これは修正とか直しとか、どういう形をとっているのか、お聞きしたいなと思います。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 現行、要援護者、要配慮者というような表現でやっております、それぞれマニュアル等については、そのまま記載になっておりますけれども、この防災計画につきましては、年1回の改定が書いてありますので、次の機会にまた見直ししたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

平成26年の4月に災害対策基本法の一部改正がありまして、要は配慮者というように、私もそこは読めなかったんですけども、読まなかったもので、ついつい30年度の一般質問で要援護者という配慮ができなかったということは大変申しわけなかったなと思います。

その要配慮者を民生委員と支援員が協力して何とかしないといけないんですね。そのためにも福祉マップが必要ですよというようにお話を3年前にしております。

福祉マップを作りますかと前回聞きましたら、非常に大切なことで、総合的に検討したいという答弁をいただいていたんですが、3年3カ月たった現在、この配慮者による福祉マップというものができているのかどうか、できていなければ、これは作らなきゃいけないんです。

それはなぜかという、私はこの前の研修でも出ると想定した図上訓練を受けていたんです。その中では、いろいろな方々、障害を抱えている方、それから赤ちゃん、目の不自由な方、これを誘導する。でも、ブロック塀がここに倒れているから優先順位を決めなきゃいけない。この難しさが私には非常に勉強になりました。

ですから、一概にこの人が優先順位1番、2番、3番、4番というのは難しいんですが、この福祉マップを作っておかないと、長柄町で災害が起きたときに、支援員と民生委員さんの協力や私も含めたコーディネーターの方々の協力で、いち早く命を助けなきゃいけない。だから、福祉マップが必要なんですよということを3年3カ月前にお話しをしたんです。ですから、そこら辺は十分にもう一度ゼロベースに戻って結構ですから、もう一度仕切り直してもらいたい、皆さんと検討して。

それから、もう一つ言えるのは、報償費が出ています。一月1,000円、ボランティアとい

うのは、お金をもらうためにやっていません。ですから、この金額に代わる、先ほど言いましたように商品券、はね返ってくるような体制をもう一度考えていただきたい。どうですか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えさせていただきます。

福祉マップの件につきましては、前回と申しますか、3月の議会でご指摘いただいたところであり、その作成の手順等々につきましても、ご意見を頂戴したところがございます。これらにつきましては、今、議員のご提案がございましたけれども、改めまして、関係課、見直しの方向で少しもんでみたいというふうに考えておるところでございます。

それから、協力員の件でございますけれども、協力員につきましては、制度ができて3年を終えるところでございます。まだまだ早熟な部分がございますので、さらにその制度をよくするために、内容を充実させ、その内容を住民の方々に、こういう方々がいるというようなことを含めまして、通知してまいりたい。協力員になられた方につきましては、できる限りその民生委員さんとマッチングを図れるよう、こちらも準備やその機会を設けていきたいと考えているところでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。理解します。

ぜひ一日も早く、災害はいつ来るかわかりませんなんて言っているようになっているわけでありまして。金曜日に三枝議員が防災についてお話をされました。今、避難とか、要配慮者というお話が出ましたので、ここに「東京くらし防災」、小池百合子さんが作りました防災マップがあります。

総務課長に質問があったんですけれども、たまたま持ってなくて、今日は持ってきました、だから液体ミルク、どうですかと聞かれたときには、液体ミルクは小池百合子さんがたしか熊本地震で2,000ケース、イオンさんと協定を結んでそこへ送った。熊本地震から2年たったら、大量の液体ミルクが送られてきたと。しかし、長柄町はどうですかと聞かれたときには、ペットボトル、2,500円するんです。高額なんです。かといって、赤ちゃんがそれを好むかどうかというのも問題なんです。メリットがあれば必ずデメリットがあります。その辺を十分もう一度認識して、備えていただければと思います。

それから、私が研修を受けてきた中でもう一点は、アルファ米が70人しか来れないところに1,500ある。これは多いか少ないという問題じゃないんです。全部要るんです。2,000でも

良いかもしれないですね。

私が知ったのは、その避難所に70人以上の人が来ると、帰宅帰りの茂原から市原の人、来ると思います。全く関係ない人がそこに来ると思います。ですから、この7,500が多いか少ないかじゃなくて、全体的に見れば数は多いというように見えると、避難所運営で十分認識をしていました。これでも足りない。後で小池百合子さんと東京防災マップ、十分読んでみてください。物すごく高いです。

時間も押し迫って来ましたので、3番を飛ばしまして4番、私がすごく気にしていたのは、ハザードマップですね。長柄町の防災のハザードマップ、茂原市は茂原市のハザードマップ、各自治体によってハザードマップを作っているんですが、茂原市もこの前見たんです。津波に役に立たないぞ、純粹に役に立たないから、もう一遍見直したほうがいいんじゃないか、もう一回今年見直すそうです。ですから、見直すのだったら広域的に、長柄、長南、市原から水が流れてきて、合流する場所が決まっているはずですよ。ですから、どこから奥のところですから、水が流れてくるのか、こういったところを茂原市の方々にもきちっと理解してもらわないと、それからいち早く避難もしてもらおう。

白子、長生村、一宮の方々も津波が20メートル来るといっているんです。それなのに茂原市は豊岡の福祉センターに逃げなさい。豊岡福祉センター、標高2.6メートルしかないです。清水の青年館は1.6メートルしかない。15メートルの津波、20メートルの津波来たら、茂原市の方々も避難できないです。だから、そういうところに行けないよ。もう一遍見直しなさいというように担当課長には話をします。だから、この前の質問での広域的に見直しなさいと言ったのですから、せっきやく広域の議会があった中ですから、今日含めて検討してもらいたい。

それから、水です。災害が起きると必ず水が不足します。水が不足するという事は、この前もお話したように、長柄町は水が大半を確保できています。水の管理ができていのに、いざというときは何もできない。これでは必ず町民が言います。水たくさんあるのに何で水配れないんだよ。水が不足している。

だから、広域的に今は水道車は1台しかないでしょう。1台では奪い合うとです。間違いなく、この給水車が必要だと思います。使わないかもしれませんが、でも、あったら町長喜ばれますよ。ああ、よかった。なぜならば、長柄町というのは、山間部もあれば平坦地もありますので、水というのは大変な苦勞をするんですね。ですから、こんなに大きいじゃなくて、小さい小型でもいいんじゃないかなと。中古でもいいんじゃないかなと思っています。

それから、ドローン防災、積極的にやりますとあのとき言ったんですけれども、やられてしまいました。一番の予定だったんですけれども、フタバがありますから、フタバにお願いして、山間部、平坦地あるんですから、ドローン防災を提携を結んだほうがいいんじゃないかなというように思います。先ほど言ったようにイオンさんと結んでも結構でございます。

ですから、いろいろなところと提携というのは結べますので、防災には一つでも多く活躍する場を与えているのがBCPではないんです。CCPなんです。ですから、BCPはできていても、CCPができなければコミュニケーションとれませんので、ここはまた一つ改善して行ってほしいなと思います。

私が広域的にと言った最後の一つは機能別消防団です。私も60になって、防災コーディネーターを取りましたけど、久しぶりに指揮者をやらせてもらいました。体って動けるんだなとつくづく思いましたけど、消防人になったから動けたんですけれども、この動けるうちに、そういう活躍した、今日の後ろにいる傍聴人も消防人がいますけれども、どんどん使ってもらって、機能別消防団として女性も男性も隔たりなく、並んで防災の意識を高めてもらうことがいいと思います。

まだ報酬はないが、こういうことがあるんですが、ボランティアなんです。でも、報酬はと考えたときには、白井課長の出番で、地域に貢献したんだからボランティアポイントをつけてあげるんです。

この前言いましたように、ボランティアポイントというのは共同的なポイントですから、それは条件を決めればいいことです。防災運動の条件をつければ、年間5,000円の商品券を配ってあげれば、長柄町の消費は潤います。そうやって町民の方々の協力をしていただきたいなと思っています。

質問の時間もなくなってきましたので、ぜひ今の長柄町政の中でそういった協議を進めてほしい。最後これはお願いですから、ぜひお願いしたい。返事は聞きません。解決しているんですから、いざというときに困りますよ。お話ししておいて、ですから一つよろしく願いしたいなど。

コミュニケーション、これについてはいろいろな面で職員の方が昨日も出ておられましたけど、非常に対応が良くなったというように私も聞いております。ですから、これは皆さんがそういう行動ができれば、町民も必ず見えています。まだまだ足りないところがあるかもしれませんが、民間レベルと感じて、お客様という対応をしていただければいいんじゃないかなと、この精神さえあれば理解をしていただけます。一つぜひお願いいたします。

6番、あと4分ですね。これだけは私どうしてもいいですから、6番目のこの住民ニーズ、交通弱者、これは先ほどのバスのお話を私はしているんじゃないんですね。経済産業省でも買い物弱者が700万人を超えましたと言ってるわけです。農林水産省の農林水産省も850万人になりましたと。過疎地帯も含めて、これだけの人たちが買い物難民でいるということです。ですから、特に65歳以上の人は380万人いるわけです。

この中で皆さん免許は返します。バスがありません。自分の要するに停留所まで行くにはなかなか大変です。こういった問題もバス検討委員会じゃなくて、交通対策として検討して欲しいということです。

ですから、前にも言った北海道の私「ひふちょう」と言いましたけど、あれは「ぴっぷちょう」の誤りでした。訂正します。比布町、北海道というのは「ぴっぷ」とか「ほっぷ」とか、なかなか難しい名前がたくさんあって読めないんですけど、そこのコンビニの移動販売を含めて、もう一度子供から高齢者までのこの利用ニーズを十分検討していただきたいなど、前に5つ言いました。生協のコープさんが長柄町38%で移動販売していますよと言いました。ですから、それ以外にも移動販売ができる。わざわざスーパーマーケットを建設する。企業誘致を呼ぶ。そのお客様のニーズに備えて、住民に備えて、計画を十分練ってもらいたい。これがわずかなそれぞれの個々のニーズであるということ、もう一度買い物弱者というのを十分に理解してもらった中で、検討をしていていただきたいなというふうに思っています。

1分切りましたから、7番、8番、一番大切な深くやりたかったんですけども、これは次回に回すにしても、2番目いきます。答弁、これを聞きます。

公務員の行政というのは三大義務がかけられているんですね。行政の管理をしていくには三大基準ということでありまして、この基準に沿って行政というのは遂行していかなくちゃいけない。民間でできることは民間に委ねると、2つ目は国民本位の行政サービスです。行政サービスの需要者となる国民が必要とする行政を最小の経費で行う。そして、最後はアカウントビリティ、要するに説明責任です。

先ほどの町長さんの答弁で、この中でという回答がありました。この中というのはどんな中なんですか。この中ということは、ホームページ等で町民に公表しないというように捉えられるんですが、私はこの行政の三大原則を考えて、議会基本条例も踏まえた中で、町民にはきちっとした透明性を持つべきだと思います。

蒔田課長、最後にこの質問をして私の質問とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁で申し上げましたのは、一般質問でご質問いただいた案件につきましては、計画策定時、また予算編成時にそれを協議し、反映できるものは反映する。実施するのは実施するというので、その中で議会の皆様にも報告、または場合によっては協議させていただくようなということで答弁させていただきました。当然その内容については、町の方でも執行部の方でも経過は持っているんですけども、公表までは今のところ考えていません。

以上です。

○1番（川嶋朗敬君） 公表はできないと言いましたよね。

○総務課長（蒔田 功君） 考えていない。

○1番（川嶋朗敬君） 考えてないということですね。いいです。その言葉だけいただければ結構です。

○議長（月岡清孝君） それでは、以上で川嶋朗敬君の質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 池 沢 俊 雄 君

○議長（月岡清孝君） 一般質問を続けます。

次に、3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3番、池沢でございます。

本定例会の一般質問の登壇数としては7番目になります。最後の質問となりますので、よろしくお願ひ申し上げます。あと傍聴人の皆様には、お忙しい中傍聴いただきましてありが

とうございます。

それでは、私から質問させていただきます。

私は、この約4年間に質問をさせていただきました項目内容を自分なりに総括して、感じたことを再度清田町長にお考えを確認させていただきたく思い、今回質問をさせていただきました。

この4年間の質問内容ですけれども、ちょっと申し上げますと、まず1点目は高齢者の生活支援、2点目が子育て支援の拡充並びに若者の定住化対策、3点目が町表彰条例の運用、4点目として職員定員管理、5番目に公民館の改築計画、6番目に老人いこいの家の改築事業、7番目に第4次総合計画の後期計画、8番目が普通財産の有効活用、9番目として人口減少対策、10番目が高齢者外出支援タクシーの利用助成制度、11番が道路交通網の整備、12番として道の駅ながらの再整備、13番として教育環境整備及び通学路の安全確保、14番目が稲作農業の振興策、この14項目の大項目について、今まで質問をさせていただきましたけれども、今回の質問については、過去の質問に対しての現状や変化についての内容となりますが、明解なご答弁をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、次の事項について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、今回の大項目の1でございますけれども、交通網・道路等整備についてでございます。

この件につきましては、平成29年12月の第4回の議会定例会においても質問いたしました。が、道路・交通網の整備は地域の産業経済活動や住民生活を支えるとともに、地域間の交流を促進する重要な基盤になります。本町は東京から50キロ圏、千葉市中心部からも20キロ圏内にあり、長生郡市内では一番千葉市や都心等の近い位置にございます。しかしながら、鉄道路線がなく交通網の整備は、今後の町活性化のためには欠かせないものがあると思っております。

現在、公共交通機関としては、茂原駅方面の2路線、浜野駅方面1路線でバス運行が確保されておりますけれども、運行本数が少なく、町民や町外からの来町者の公共交通機関としては不便な現状であります。

そこで、次のことについてお聞きいたします。

まず、1点目が茂原駅、浜野駅、ちはら台駅方面への交通網を再検討し、新たな便利な公共交通網を構築するお考えがないか、伺います。

2点目として、町内巡回バスの有効な運行方法を見直す考えがないか、伺います。

3点目として、県道千葉・茂原線の国府里地先の茂原市との行政境の河川横断歩道整備の現状がどのような状況か、伺います。

4点目で、市原市道49号線、通称大仏道路の延伸計画に伴う町道1100号線延伸路線の市原市との協議をするお考えがあるのか、また未買収用地の現状と今後の整備はどうか、お伺いをいたします。

5点目として、来年4月供用開始予定のスマートインターチェンジの名称はいつ頃決定する予定なのか、お伺いをいたします。

次に、大項目の2点目として、幼稚園・保育所・認定こども園等の無償化についてでございます。

政府は、幼児教育無償化について、消費税率引き上げの本年10月1日からの実施を目指すとしておりますが、それが実施された場合、町の財政負担やこども園への入所者や入園者にどのような影響が生ずるのか、お伺いをいたします。

3項目め、本町の町税収入に大きく寄与しているのは、企業の固定資産税や法人町民税であると思いますが、この町内既存立地企業の育成及び支援対策を今後どのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

4項目め、現在本町での地方総合戦略として、リソル生命の森内のC C R C事業を絡めた計画により、2025年に定住者1,000名を目指しているとのことですが、本計画の年次工程をお伺いします。また、参加企業のメリットとしてどのようなことがあるのか、お伺いをいたします。

以上、最初のご質問とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 答弁願ひします。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 池沢議員の質問にお答えいたします。

1点目の新たな公共交通網の構築についてお答えいたします。

現在、町内を運行する路線バスにつきましては、J R 浜野駅・喜多線、J R 茂原駅・ロングウッドステーション線、J R 茂原駅・大津倉線の3系統がございますが、そのうちJ R 浜野駅・喜多線とJ R 茂原駅・ロングウッドステーション線は、赤字分を国と県からの補助金を受けて、運行を現在続けているという状況でございます。

毎年バス事業者や国、千葉県、そして市町村職員が協議を行っておりますが、バス利用者は年々減少を続け、事業採算の関係から、減便や廃便を余儀なくされたところでございます。

この点は本町のみならず、地方部では同じ問題を抱え、抜本的な改善には現在至っておりません。また、大津倉線につきましては、さらに利用者が少ないため、国・県の補助用件にも該当せず、いわばバス業者が身銭を切って運行を継続していただいているといった状況でございます。

当町では、バス利用者の増加、ひいては路線維持、存続を目的の一つとして、回数券及び定期券の半額助成を本年度から開始いたしました。また、移動に制約がある高齢者等につきましては、買い物や医療機関を利用するために町外へ出たいということ、ドアツードアのサービスに多くのニーズがあることから、一昨年にタクシー運賃の助成事業を開始したという経緯であります。

何分にも厳しい状況の中、既存助成制度の維持及び拡充こそが一義的には本町の公共交通の充実につながるものと考えます。

次に、2点目の町内巡回バスについてお答えいたします。

巡回バスにつきましては、平成30年度からこども園園児専用の送迎バスの運行を開始したところから、これまで月600人以上の利用者であったものが200人程度の利用者数に落ち込んでいるのが現状であります。しかしながら、少ないとはいえ1日当たり8名前後の利用者がいらっしゃるということも事実でございます。

先ほど川嶋議員への答弁と重なりますが、3月中に各種団体、バス事業者の代表で組織する長柄町路線バス検討委員会を開催し、今後の在り方についてご意見などを頂戴し、協議をしてみたいと考えております。

次に、3点目の茂原市との行政界に架かる新生橋側道橋の計画でございますが、先般の議会で答弁申し上げましたとおり、その、歩道の早期完成について、県に要望活動をいたしました。県に現在の進捗状況を確認したところ、昨年12月に交通安全対策工事として発注済みであるとのことでしたが、材料の調達に時間を要しているため、年度内の完成は難しいとの状況でございますので、今しばらくお待ちいただきたいと存じます。

次に、4点目の上野地先の町道1100号線の延伸計画についてでございますが、先般の議会で答弁したとおり、新規建設路線としての位置付けはございませんが、市原市道49号線の整備状況を注視しながら、地域のニーズの把握に努めてまいりたいと存じます。また、シニア世代の定住を促進する長柄町版CCR事業の進捗状況等も見据えながら、第5次基本計画の策定時に検討してみたいと考えております。

町道1100号線の未完成部分の状況でございますが、道路用地の買収ができずに、約50メー

トル区間について道路拡幅ができておりません。土地所有者とは機会を捉えて交渉をいたしておりますが、契約に至らない状況であります。今後も継続的に道路用地の交渉に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、5点目の（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジの正式名称についてでございますが、長柄町、茂原市を初め国や県、学識経験者等から構成される地区協議会において検討を行い、国の道路標識適正化委員会の審議を経て首都圏中央連絡自動車道の管理者である独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び東日本高速道路株式会社の最終的な手続を進めているところでございます。今後も関係機関と連携を図りながら、早期に名称が決定の運びとなるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

2項目めの幼稚園・保育所・認定こども園等の無償化についてお答えをいたします。

政府は、2月12日に幼児教育・保育を無償化する子ども・子育て支援法改正案を閣議決定いたしました。その内容は、3歳から5歳児は全世帯で、ゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯を対象に全利用料が無償となります。ただし、本町におきましては既にゼロ歳から2歳児は住民税非課税世帯を対象に利用料が無料となっております。

また、給食費は無償化後も引き続き自己負担となりますが、おかずなどの副食費の免除対象を年収360万円未満の世帯まで広めるとしております。また、その財源は消費税率改正後の税収分を充当するとされております。ただし、平成31年度において、年度途中での消費税率改正のため、平成31年度に限り、別途国費により補填するとされております。

いずれにいたしましても、現時点では法令や具体的な運用規定が示されていないことから、町の財政負担や入園者への影響について、十分な説明ができない点につきまして、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、3項目めの町内既存立地企業の育成と支援についてお答えいたします。

本町では、投下固定資産総額3,000万円以上の土地、建物に対し、固定資産相当額の9割を3年間交付する企業立地促進奨励金制度を平成28年度に開始いたしました。また、千葉県が主導して、県内全市町村に連名による地域未来投資促進法に基づく基本計画の協議書も策定し、国の同意を得たことにより、中小企業が生産性を高めるための設備を取得した場合に、固定資産税の減免といった支援措置を受けられることとなりました。今後も事業者の皆さんからご意見を頂戴しながら、利用しやすい制度設計を行い、町内企業の成長を促していけるよう取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、4項目めのCCRCについてお答えいたします。

リソル生命の森及び千葉大学との3者連携による大学連携型生涯活躍のまちにつきましては、リソル生命の森が主体となって進めるエリア型と町全体で展開するタウン型の2つの類型に取り組むこととしております。

ご質問の1,000人は、平成28年に3者で行なったプレスリリースにおいて、長柄町版C C R Cの実現に向けたエリア内の整備により、2025年には1,000人を超えるコミュニティを目指すことを表明いたしました。進捗状況につきましては、リソル生命の森の生涯活躍のまち推進協議会への報告では、東京オリンピック・パラリンピックの人的費及び資材費の高騰により、受け皿の中心となる中高年齢者向け住宅の建設は当面先送りとし、現在、スケジュールの見直しを行っているとの説明があり、事業の工程が遅れている旨を協議会で共有した次第であります。

また、当面は既存のマンションやコテージのバリアフリー化を含めたリノベーションを最優先とし、これらを生涯活躍のまち計画のお試し居住用住宅とし活用するとともに、その他エリア間の各施設の老朽化に対する改修をも優先的に実施していくとのことでもあります。

いずれにいたしましても、リソル生命の森は本町の地方創生事業の中核を成すパートナーではあります。その前に、いち民間事業者でありまして、前提として企業の理念に基づき意思決定し、実施していくものと理解をしております。

企業が町とタイアップして行うメリットといたしましては、まずは地方自治体が携わっていることで、移住希望者が移住先を決める際、情報関係などの安心感が違うのではないかと考えます。また、本町の取り組みが国に認められたことにより、全国に情報発信することができたこともメリットの一つと思われます。ともに地方公共団体のパートナーという信用が一番ではないかなと私なりに推察するところであります。

いずれにいたしましても、本町の地方創生事業は産官学の3者の連携によって、それぞれの保有する資源を最大限に生かす中で、本町の抱える諸問題の解決につなげるものでございます。今後も町推進協議会にお諮りしながら、加えて、できる限り国の補助制度などを活用、模索しながら、しっかりと進めてまいりたいと存じますので、ぜひともご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、池沢議員の答弁とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、次の質問に入らせていただきます。

まず、1点目の交通網の整備関係でございますけれども、そのうちの1番目として茂原駅とか浜野駅、ちはら台駅方面の交通網を再検討したらどうかという質問に対します回答でございますけれども、現状のバス路線ということでの回答で、バス路線は随時赤字部門だということでございます、なかなかそれ以上のことはちょっとできないようなニュアンスでございました。

確かに、民間の事業でございますので、赤字のところには投資がなかなかしづらいというところがございますので、今後も小湊鉄道さんとの協議の中で、より良いバス路線の継続をお願いできればというふうに思います。

私が考えているのは、今まで長柄町として清田町長は高齢者の外出支援タクシー、この助成制度とか、バスの定期券、回数券の半額という制度を作っていただきまして、現在予算化をされております。住民がその辺については、大変喜ばしいことだというふうに思います。

私はちょっともう一つ見方が違っていて、この巡回バス等のまた見直しの関係に絡むんでございますけれども、巡回バスをバス路線のない駅方面へ長柄町として考えなくちゃいけないんだというふうに思っております。この辺についてはどうのお考えなのか、ちょっと企画財政課長、お願いします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ご答弁申し上げます。

既存の小湊鉄道株式会社による例えば大津倉線とか、既存路線がございまして、茂原駅に向かっているという状況でございますので、民業を圧迫するような形になっちゃいますので、町が独自のいわゆるシャトルバスのようなものを駅に向かって出すというのは、本地域の中では、現行としてはできないということになります。

今シャトルバスということを申し上げましたけれども、いすみ市さんの方では、今、議員からも意見やご質問があったと思いますけれども、いすみシャトルバスというのが現在ございますけれども、安全につきましては、私どもの方も小湊鉄道株式会社さんの方に聞きに何度も行っただけなんですけど、以前運行していた事業者が突然の倒産によりまして廃線となった都合上、地元の要望によりまして、別会社が継承して現在あのような形でやっていると。非常に特殊な例として、他の地方公共団体が同様のことを要望されても、できないよということは伝えられたところでございます。

議員もおっしゃるとおり、シャトルバスができれば町民のニーズに応えられるというのは、

企画交通関係をやっている者としても同様なのでございますけれども、現在のバス路線の存続と並行して両方を兼ねるということではできないというところでご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 現在バス路線が通っているところは難しいというところがございますけれども、それならばバス路線は通っておるけれども、時間帯がない時間、例えば茂原じゃなくて千葉とか東京方面に向かう方を便利にするために、朝の早い時間帯に1本、例えばちはら台駅とか浜野駅のほうに向けて出すこともできないんですか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 結論の答弁から申し上げれば、できないということになります。今申し上げていただいた、以前議員からご質問いただきましたロングウッドステーションから浜野駅の方面だと思えますが、早朝の1便をとということだと思えますが、既存路線が現在ございますので、時間帯としては確かにはないわけなんです、路線が引かれている以上それはできないというところがございます。

1点、以前いただいた議員のご要望を受けまして、私ども小湊鉄道の方に、町長名によります要望書を提出しにまいりました。趣旨といたしましては、通勤の時間、通学の時間の1本が欲しい。だから早くしてくれと、早い1便を用意してくれという要望でございました。

回答といたしましては、現在赤字で利用者が減少していることに加えて、運転手が不足しており、黒字路線優先のシフトをせざるを得ないのが小湊の考え方で、立場であると。したがって、地方は申し訳ないが、減便の方向性にある。そこへ加えて、働き方改革などがございまして、バスの運転手につきましては、労働基準監督署から、古くから指摘が強くあって、いわゆるブラックな勤務体系だということでごございまして、そのようなことから、非常に便を増やすのは難しいということ。

最後に1点、こちらに来ている便につきましては、小湊鉄道のバス事業本部のある塩田営業所が車庫になっておりまして、塩田営業所から真っ暗な時間に1便こちらに来まして、それが戻るというのがこちらの始発になりますので、形上どうしてもこちらを始発の第1便という早い便というのは、物理的にもできないということがバス事業者の方から回答があった旨のものでございます。何卒ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） まず、既定のバス路線のやつは非常に難しいというご答弁ですが、赤字路線であれば、それを少しでも町の方で補填をする、補助をするというところで、バス等の方たちの手助けにすることを私は考えてもいいんじゃないかというふうに、町が便利に交通網がならないと、入り込みするお客さんもなかなか切れる状態じゃないわけですので、町が赤字の方に助成をして、少しでも便利さを変えるような方策も考えてみたらいいかなと思います。これは追加で答弁は要りません。

もう一つ提案というか、質問しますけれども、現在C C R C事業で長柄のふるさと村とのタイアップでということでございますけれども、現在リソル生命の送迎バスがございますけれども、これについては、町の方でどのような時間帯でどのような方向に行っているか、調べたことございますか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

以前聞いたことはありますけれども、正確に手元にもございませぬし、私の記憶の中にもございませぬが、誉田駅、土気駅の方に出ていくという内容は把握しております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 民間の送迎バスですと、これは許される行為なんですよ。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） そのとおりでございます。料金を取っていないということで、許されるというふうになるのかなというふうに理解しております。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ということは、町の方がこれからリソル生命の森とC C R C事業を展開をするという考えがあるのであれば、このリソル生命の送迎バスを活用するという考え方はございませぬか。

というのは、今言ったご答弁にあった誉田とか土気方面の方に今送迎バスが出ているということでございますので、この駅からリソル生命の森まで来るお客さんについては、拒めないと思うんですけれども、これはどうなんですか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） そのとおりだというふうに理解しております。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それであれば、リソル生命の方と協議をして、通常のバスですと、これはならない、ただ、例えば先ほど申し上げた駅の方からリソル生命の森に来る、また、リソル生命から駅のほうに向かうというような、そのような考え方で協議をして、あとはリソル生命に着いて、基本はあそこの施設を見る、利用するという考え方をベースにしなくちゃいけませんけれども、ただ着いた方が長柄町のもっと他の、例えば一つの例で申し上げますと、ながら温泉に行きたいという方があれば、その時間帯と直結するような方策を巡回バスの方で考えて、ここまでリソル生命の森から町の福祉センターの方まで来るような、私もちょっと細かいことはできませんけれども、そういうような取り組みを考えたらどうなんですかね。

例えば、リソル生命の森さんのバスの中に町のCM、こういうところがありますというようなCMを出してもらって、そこでまた町の巡回バスの時刻表みたいなもの、そういうものはちょっと法律上どうなのかというのは、私勉強していませんので、何とも言えませんが、そういったうまく民間の送迎バスを活用した町への誘導みたいなことはどうなんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられたようなことを、まさに私どもの方、今回のこのCCRC事業、生涯活躍のまちが推進協議会を下に行われておりまして、議論されている中でも、この交通網に関しては、全くそのとおりのことが今社長のほうとも議論はしているところでございます。

ただ、これが現実的なものになるかどうかということとはまた一旦置いておきまして、今誉田からリソル、リソルから町内、この便を何とか民間の力を使って、お世話になりながら、町の交通利便性が上がっていかないかということが議論を検討しているというのは、これは事実でございます。

ただというのは、本当にいずれにいたしましてもお金がかかってきますので、リソルとしても無料でというわけにはいかないかと思えます。誉田から施設までは、今やっていますので、その分お金が発生するとか、そういうことではないと思えますけれども、町内にその便をまた延ばすのか、そういうことになると、いろいろとお金の問題も一つ出てくるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 確かに、白井課長の言うとおりに、送迎バスをこちらの例えば福祉センターの方まで誘導とか、走行してもらえば、それはまたそこでまた別途のお金がかかると思うんですけども、私はさっきいったように、巡回バス、また見直しもあるでしょうから、こういうものをうまく活用して、巡回バスは私、今までのような大きさじゃなくてもいいと思うんですよね。もっと小さい、普通車で運転できる車で、十分ぐらいのワゴンありますよね。それで十分じゃないかというふうに私は思うんですよね。

だから、そういうことも踏まえながら、うまく民間の送迎バスを活用したもの、それともう一つ助成という形をとると、恐らくこれはまたクレームがつくと思います。だから、助成じゃなくて、例えば先ほど申し上げましたけれども、バスの中に長柄町のご案内、広告というようなものを出して、広告料ですよね。長柄町のPRの広告、そういうものであれば全くバス運賃とは関係ございませんので、そういう観光的な要素も含んだ中で活用をしてみたらどうかと思いますけれども、それではまた白井課長、もっと積極的にこの問題へ取り組んでもらって、便利な交通網が確立されないと、長柄町もなかなか発展にもつながっていきませんので、その辺は一つお願いを申し上げたいと思います。

それと、巡回バスの関係で申し上げましたけれども、先ほども言いましたけれども、巡回バス、ただでも1日8名ぐらいの人数で、1日8名ですから、ほとんど乗っていないというのが現状でございます。そうすると、あのような大きなバスでなくて、もっとコンパクトなバスで小回りができるような考え方を持たっていいんじゃないかと思います。

それと、町内循環バスにつきましては、こども園専用送迎バス、町で用意していただきまして、こども園が今、主流で送迎を行っております。前はどうしても町内巡回バスを活用してこども園の送迎もしていましたから、時間帯がある程度こども園に着く時間帯が限られますから、それでも厳しい面があったと思います。

だから、こども園の送迎バスが活用されてから1年間ほどたってきますよね。町の方でもそういうことを踏まえた中で、早急にこの巡回バスの路線等も見直さなくちゃいけないと思うんですよ。だから、先ほど同じようなことになっちゃいますけれども、民間の送迎バスとのタイアップをうまく考えた中で、町民も使える、障害者も使えるような便利な形の巡回バスの形をとっていただければというふうに思いますけれども、もう一度巡回バスの利便性向上の考え方をお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答え申し上げます。

これまでもこの巡回バスにつきましては、10年ぐらいになるでしょうか、平成13年からですので、維持、継続を大前提といたしまして、幾つかの案を考えてまいりました。接続の問題の関係とか、細かなテクニク的なところも含めまして、取り組んできたつもりなんですけれども、なかなかうまくいっていないというところで、空気を運んでいるバスということで、これは町でも議会の中で何度もご質問とご意見をいただいたところがございます。

その際、小湊バスの本社、また塩田営業所、そして長南営業所なども議論の場に入ってもらいまして、何度も協議をしてきましたけれども、結論といたしましては、ルートとか単に接続とか、そういう問題ではございませんで、挙げるとすれば2点ほど、利用者そのものが少ないということ、そして行きたい場所、目的地がないということ、その2つが最大の問題であるというふうに考えているところでございます。

したがって、現在の本町におきまして、この巡回バスを効率的な運行がということで、今、議員さんの方からご質問いただいているんですけれども、効率的な運行ということと言えますと、現状としては非常に難しいという結論に達しているのが正直なところでございます。

一方で、議員さんの言われることは、私も同感の部分も多くございます。そんな中で、限られた予算の中で、長柄町にとって必要なものは何か、その見極めが非常に重要だと改めて今考えているところでございまして、何卒その辺今後委員会等の本当に幅広く意見をいただいた中で、選択をしていかなきゃいけないというところで考えてございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 巡回バスの関係も含めて、巡回バス、路線バスを時間帯を合わせた運用が私は一番ベターじゃないかというふうに思っていますので、もう一度その辺巡回バスの見直しをする際には、その辺もう一度検討をしていただければというふうに思います。

それでは、次にまいります。

あと次に県道千葉茂原線の歩道橋でございますけれども、要望活動をしていただいて、昨年の12月というのは30年の12月でよろしいでしょうか。発注をして、この3月一杯はちょっと無理かもしれないとなると、繰越事業になるだろうと思っておりますけれども、このことについて、確実に来年度、悪くても32年の3月一杯までは完成をしますね。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

県の方も、先ほど答弁のとおり12月に発注したということで伺って、材料の入手に時間が掛かっているので、多少遅れるという答弁でございましたので、確実にできるものと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、私が懸念しておりましたけれども、来年の4月にはスマートインターチェンジがオープンをするみたいな予定になっておりますよね。そうしますと、スマートインターチェンジの出入り口は千葉茂原線の長柄地先でございまして、あの辺からまた千葉方面に向かうような交通量も増加すると思いますので、できれば早急に歩道の完成を県の方にもう一度働きかけていただければというふうに思います。よろしく願い申し上げます。

それでは、次にまいります。

市原市道49号線、通称大仏道路の延伸計画でございます。

これについては、私も前々から質問いたしてはいますけれども、まず市原市の整備状況を見ながらというようなご答弁だと思います。ただし、市原市の整備状況が進めばもう遅いんですよね。市原市としては、用地買収が済んだということを聞いていますので、用地買収が済んだということになると、今度はすぐ設計、施工という形になると思いますので、その段階から協議をしていかないと、後の祭りになると思いますけれども、その辺のお考えは内藤課長、どうですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

この質問を受けまして、市原市に照会をさせていただきました。今のところ現の予定ではございますが、用地買収を実施しており、やっている最中であるということで、市原市の計画の方では34年までは用地買収の期間ということで伺っているところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ちょっと私の聞いているところと違うんですけども、市の方から34年までは用地買収ということでありましてけれども、それならば長柄町も市原市のこの整備に

された中で、こういうことで整備をしたいと思っているんだということをお伝え願ったんですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 具体的には、そこまでの話はしてございません。先ほど町長の答弁のとおり、うちの長柄町には道路計画に関する計画というのはございませんので、来年策定されます第5次基本計画の中で、一緒に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、その基本計画の中にそういう計画を載せていただければ幸いです。

あと、町道の1100号線ですけれども、何か私を感じたところでは、歩道のところに植栽のボックスといいますか、街路樹の何か植栽するような区画割みたいなものがありましたけれども、あれはどのような内容のものなんですか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

今、リソル生命の森と生涯活躍のまちと一緒にやっていくというところで、先ほど来ご質問をいただいているところですが、入り口のところに付きまして、景観関係を整備して、なるべくお客さんの誘導に寄与していくような形でということで、街路樹のようなものを整備したいということでご提案がありまして、町道の占用の関係になりますので、町道内のこれはものになりますので、今、建設環境課の方とも了解をいただいて、今、県の補助金をいただいて、あそこにちょっと樹種までは覚えてないですけれども、街路樹を入れていくというところでございます。

県の予算の都合もありまして、非常に個数としては少ないんですけれども、今後継続してやっていければというところの取り組みというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それはリソル生命の森がやるっていうことでよろしいですか。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） そのとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） どのような考えであのようなものになったのか、ちょっと私は計り知れませんが、あの辺は緑がいっぱいある場所でございますので、そんなに街路樹を植えなくてもいいんじゃないかと私なりに思います。町が占有許可を出したということでございますので、あとはリソル生命の森の方であそこに植樹されるのを見届けたいと思います。

あと用地買収、未買収地の件でございますけれども、今後もまた努力していくということでございますけれども、その努力具合というのはどのような状況の努力なんですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

努力具合という大変難しいご質問でございますが、時を見て、ほかの道路改良事業にも関連しておりますので、そういう関係でこのところ今年度は何度か接触の機会がございましたので、その時に併せてお話をさせていただきました。

先ほども町長の答弁のとおり、交渉を重ねて、話はなるべく良いほうには向かっているところでございますが、今のところは契約には達して至らないという状態でございます。今後ともこういう話になりましたので、その話を継続して努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 努力って、1年に1回用地交渉に行くのも努力でございます。月に1回も努力でございます。その努力の度合いがいろいろと違いますから、なるべく未買収地については、早目に地権者のご了解をいただきまして、全線開通ということで努力をしていただければというふうに思います。

次に、スマートインターチェンジの名称関係でございますけれども、地区協議会において、今後手続を進めていくというご回答だと思いますけれども、この名称について、地域、例えば長柄町とか茂原市からどんな名称にするかとか、したいのかとか、そういうような問い合わせというか、ご意見を言える場はないのでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

スマートインターチェンジの正式名称につきましては、決定後までのプロセスがかなり先ほどの答弁のとおり長うございます。30年の6月に地区協議会、前回行われたわけですが、そのときに原案ということで、一応原案を決定してございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 今は名称はもう決定しているということなんですか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） その際に、原案といたしまして3種類程度原案を出して、そういうことで提出しているところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 3種類の原案が提出しているということでございますけれども、正式な決定というのはいつになるというのは町の方はわかりませんか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

そういう具体的な日にちについては、先ほど申しましたけれども、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの方は、通知は今のところございません。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、その3つの原案の中に長柄町という文言が入っているのか、入っていないのか。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えをいたします。

今あります、町内にもございますが、基本的には地名が入ることから、長柄町とは入らない可能性はありますが、長柄、茂原という言葉は入る候補でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） この長柄町までは私は希望していませんけれども、長柄という漢字ぐらいはぜひ入れてもらうように努力をしていただければというふうに思います。よろしくお願い申し上げます。

それと、幼稚園の認定こども園の無償化なんですけれども、これについては、今国会で審議をしていますので、次の段階でまたお聞きをさせていただければというふうに思います。

それと、3点目の企業との関係でございますけれども、まずこの長柄町での法人町民税の課税事業者は何法人か、またそのうちの所得割が課税されているのが何法人なのか、わかればお聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） お答えいたします。

平成30年度の1月現在におきまして、均等割納税事業者が202件、そのうち法人税割納税者が89件となっております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。202件の課税客体があつて、所得割課税がされているのは89件ですね。

それでは、次にお聞きします。

この202件に対します企業誘致促進条例を町は制定しましたけれども、今までには2社程度の申請があつたというふうには私は記憶しておりますけれども、その後またこの申請があつたのかどうか、お聞きいたします。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

新しいものは今のところございません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 前の企業誘致ということで、新しい企業を誘致するというのは主体でございましたけれども、この時代になりますと、新しい企業の誘致も大事なことでございますけれども、既存企業の育成というものが今後非常に重要なウエートを占めてくるのではないかとというふうには私は考えておりますけれども、今、町長の答弁の中で、余り既存企業の育成についての町の支援というのは、ないようなような表現でしたけれども、今後はこの辺について、町の基本的な考えをもう一度お聞かせいただければというふうに思います。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） ご答弁申し上げます。

長柄町の中小企業が活力あるということは非常に大切なことだというふうに認識しております。長柄町、今関係部署といたしましては、できることをやろうということで、生産向上特別措置法に基づく先端設備等導入計画というようなものを30年度に計画しまして、それが国から認定されております。平成30年8月29日付けで認定されました。

この認定されますと、いろいろ条件があるんですけども、設備投資に応じた固定資産税、そういうものが3年間ゼロになるというようなところなんです。それから、国のいろいろな中小企業に対する補助金がございます、それを優先的に採用してもらえるとというようなところがございます。

それから、新年度予算になるんですけども、今回新たに操業する方につきまして、補助金を30万円付けさせてもらおうというところで、今回上程させてもらうわけでございますけれども、そういう少しずつではありますけれども、コンスタントにいろいろ考えて、それを実施するというところで、中小企業の振興につながればというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） ありがとうございます。

既存の企業の育成というは、非常に大事なことでございますので、今後そのことに目を向けていただいて、長柄町から企業が出ないように、一つご努力をしていただければというふうに思います。

それと、一つ内藤課長にちょっとお聞きしますけれども、この議事の関係で、町内土木建設業者に対します年間の請負契約件数と請負金額の比率というのはどの程度になっていますか、もしわからなければ後ほどでもいいですから、ちょっとまとめた資料をいただければというふうに思いますけれども。

○議長（月岡清孝君） 内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

大変申しわけありませんが、その数字については、今手元には資料を持っておりませんので、後ほど調査したいと考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） それでは、後ほどよろしく願いいたします。

最後に地方創生関係でございますけれども、時間がほとんどございませぬので、これについては、先ほど町長の答弁の中ではオリンピック関係について、非常に資材とか、そういう人とか、そういうものが現状で厳しいということでスケジュールは先送り、それといろいろな企業さんですので、資金面でもいろいろあるというふうに考えております。

あと、この参加企業のメリットというのは、ほとんどないのが現状のような感じがしましたけれども、行政が後押しするぐらいが企業のメリットみたいな部分でございますけれども、全然何もないんですか、例えば地方創生交付金というのが今まで町が導入してやってきましたけれども、これについてリソル生命の例えば企業のほうに1円も何らかの形として優遇されていないのか、ちょっとその辺お聞きしたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

現在までリソルに対してはゼロ円でございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） そうしますと、今まで交付金を活用した事業、それは町の事業だけなのか、ちょっとお聞きします。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

そのとおりでございます。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） これだけ地方創生という、母体の大きい事業をやるということであれば、民間企業といえども、何らかのメリットはなくちゃやりづらいというのが恐らく企業の考え方じゃないかというふうに私は思いますけれども、ただ町が全てお金を出してやればいいということではありませんので、何らかリソル生命がこういうようなことで努力をするのであれば、もうちょっと町の方としても後押しできるようなことがあれば、後押しをしてやるべきだというふうに私は感じますけれども、最後にどうですか、その辺は。

○議長（月岡清孝君） 白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

大変励みになるといいますか、背中を押していただいているような良いご質問をいただいたということで、私担当としては大変うれしく思っております。

今後はC C R C、これからでございますので、常に町の推進協議会の方に内容等を諮っていく中で、どういうソフトな面も含めまして、ことができるのか、その辺を吟味した中で、また議会にご相談しながら進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 3番、池沢俊雄君。

○3番（池沢俊雄君） 時間となりますので、以上で私の質問は今回は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（月岡清孝君） 以上で池沢俊雄君の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開は午後1時といたします。

休憩 午後12時10分

再開 午後 1時01分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第3、議案第1号 長柄町総合計画条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町総合計画条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は総合計画の重要性を踏まえ、総合計画の位置付けを明確にするとともに、その策定に係る手続を定めるものであります。

詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） それでは、補足説明の方申し上げます。

これまで市町村の総合計画につきましては、地方自治法第2条第4項におきまして、「市

町村は、その事務を処理にするにあたっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」と自治法で定められておりましたが、平成23年5月に地域主権改革のもと、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、基本構想の策定を義務づけていた規定が廃止され、これによりまして、策定及び議会の議決を経るかどうかは、町の独自の判断に委ねられることとなりました。

本町といたしましては、改正前自治法の理念を引き継ぎ、まちづくりを最上位の計画と位置付け、2021年度を計画の開始年度とする第5次総合計画を策定するに当たりまして、町の総合計画の位置付けを明確にするとともに、その策定に係る手続を定める本条例案を上程するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町総合計画条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第4、議案第2号 長柄町選挙公報の発行に関する条例の制定に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町選挙公報の発行に関する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案につきましては、町の選挙において候補者の氏名、経歴、政見、写真等を選挙人に対し広く知らしめるため、選挙公報を発行するために必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては、総務課長から補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 補足説明を申し上げます。

議案をご覧ください。

第1の目的、第2条、選挙公報の発行につきましては、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。

第3条におきましては、掲載文の申請ということで、委員会の指定する期日、これについては告示までに申請するというふうな規定でございます。

なお、内容については事前に審査をさせていただく予定でございます。

また、2項におきましては、内容について規定したものでございます。

発行手続につきましては、第4条で掲載文を原文のまま選挙公報に掲載すること、順序については委員会がくじで定めること、またくじに立ち会うことができることが規定してございます。

第5条、配布につきましては、選挙期日の前日までに配布することとし、2項ではその配布について、新聞折り込み、その他の方法によって行うことが規定しております。その場合、役場、その他適当な場所に選挙公報を備え置く等の措置が必要で、それも併せて規定しております。現在のところ、新聞折り込みにより配布を予定しています。また、期日前投票所、その他町内各所に公報については置かせていただくようなことで考えております。

第6条については、発行を停止する場合の規定でございまして、この案のとおりでございます。

7条については、規則での委任の条項でございます。

以上、補足説明を終わります。よろしくご審議をお願いします。

○議長（月岡清孝君） 説明は終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 期日というのは告示日ということですけども、その日に政見を提出しまして、有権者の手元にはいつ頃届く予定でやっているんでしょうか、投票日の何日前に届く予定ですか。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 条例におきましては、選挙期日の前日までに配布するという旨が5条に規定されておりますが、予定としましては選挙告示日の5時をもって締め切りまして、そのまま印刷に出すと、翌日に印刷が上がり、翌々日の新聞折り込みに入れ込むというようなところでございます。木曜日の新聞折り込みに入れる予定でございます。また、期日前投票場等については、印刷が上がり次第設置をするような予定で話しています。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 他にございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町選挙公報の発行に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第5、議案第3号 長柄町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 長柄町森林環境譲与税基金条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例は平成31年度税制改正において、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税を創設し、本年4月から施行されることとなりました。これを受け、町ではこの森林環境譲与税を効率的かつ効果的に森林整備の財源に充てるため、長柄町森林環境譲与税基金を設けるものであります。

詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 補足説明を申し上げます。

政府は、平成31年度税制改正の大綱について、平成30年12月21日に閣議決定し、平成31年度税制改正において、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を創設し、本年4月から施行することといたしました。

新たに創設される森林環境税は、森林環境譲与税の財源となり、森林環境税を90%が市町村に譲与されます。この譲与基準は、私有林人工林面積が50%、林業従事者数が20%、人口が30%の割合で配分され、本町におきましては、新年度、平成31年度になります。92万4,000円の譲与額が見込まれております。

森林環境税につきましては、消費税率10%への引き上げが本年10月に予定されていることや東日本大震災からの復興のための施策に充てるための復興特別税が平成35年度まで行われることを考慮し、平成36年度から年額1,000円が個人住民税均等割と合わせて賦課徴収されることとなっております。

その一方で、森林環境譲与税は平成31年度から譲与されることとなっておりますが、この経過措置といたしまして、平成31年から35年までは国が特別会計において借り入れをし、市

町村及び都道府県に譲与することとなっており、平成36年度の森林環境税賦課開始以降は、国がその財源で借入金を返済いたします。この返済金を差し引いた年度分の森林環境税が市町村で譲与されることとなります。

この譲与税の用途につきましては、間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされていることから、本町においては森林の経営管理が行われず、機能が低下している人工林の間伐、病害虫対策などの整備を県及び森林組合など関係機関と連携しながら実施してもらいたいと考えております。

しかしながら、先ほども申し上げましたが、年度ごとの譲与税額での規模では、森林整備事業を効果的に行うことが難しいと考えられるため、事業規模に見合う予算が確保されるまで基金に積み立てることとし、そのため今回新たに本条例案を上程するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明は終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） ただいまの説明で、この条例については、あくまで森林整備というのが主眼だという形の中で、かといって年間の基金の積み立てはごくわずかというふうなことなのですが、いずれにしろこの施策、基金の方が一定の規模になっていった場合に、政策展開していくというようなことだと思っておりますが、それに当たってのアクションプランなり、あるいは有効的な事業展開のための制度設計なり、あるいは制度設計を作るための組織作りとか、そういうものが必要になってくると思うのですが、それは今すぐじゃない、今はできないと思います。ただ、幾ら基金があればやっつけようとするのかということになった場合に、今私が言ったようなそういう一つのプロセスがなければ、その案は作れなくなると思います。

ですから、これは条例がまだ今制定はされてないわけです。恐らく制定されると思いますけれども、早急にその辺の検討をなされておくべきかなと思うんです。でないと、いつまでも恐らく基金が積み立てていって、幾ら貯まればというふうにはてなという話になってしまふ。ですから、この条例が制定されると同時に、その辺の事務事業に着手していただきたいなと思うのですが、それについていかがでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） ご答弁申し上げます。

山根議員のおっしゃるとおりでございまして、まず予算の執行をいたします産業振興課の考えた森林所有者にまずアンケートを取ろうということがまずは予定でございまして。そのアンケートの結果をもって、どのような形で整備したらいいかということのを効率的に考えていきたいと思っております。

ある一定の腹案ではございますけれども、森林組合から森林整備経費がどれくらいかかるかということをお聞き申し上げましたら、間伐整備ですけれども、1ヘクタールで概ね250万円から300万円程度だというような答えを得ておるところでございまして。年間、余り積み立てておいても、せつかくのこの法の趣旨に合いませんので、おおむね1ヘクタール程度が一つの目安になるのかなというふうには考えておる次第でございまして。

以上でございまして。

○議長（月岡清孝君） 7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 私の方は勘違いしているかもしれませんが、この条例によってどういう効果があるかというときに、今のご答弁では林業経営というところに視点をとお話しされているだろうと思うんです。でも、それはそれでいいとして、それが基本だと思っています。その林業経営という経営論の中から、さらに一步、二歩出ていった中での部分というのが絶対必要になってくると思います。

例えば、バイオマス事業をやってみようかと、あるいは森林整備するということは、イコール例えばイノシシ被害云々とか、いろいろなところに影響が出てくるか、良い影響が出てくるかだと思うんですね。そういうところの視点がないと、この基金を果たして有効に使えるのかどうか、これはちょっと疑問になると思うんです。

ですから、私はあくまで林業経営、いいですけども、そこから派生するいろいろな町にとって良い方向での部分、その効果を十分認識した中でやっていかないと、ちょっと違ったものになってしまうとかというような気がするんですね。その辺はどういうふうにお考えか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答え申し上げます。

森林整備をすることによりまして、イノシシ対策につながるということは承知しております。森林整備を実施する上で、優先順位のつける場合そういうイノシシ対策につながるような森林の整備から掛かるというのは当然のことだと思います。

また、バイオマスにつきましては、バイオマスの方に使っていいかどうか、ちょっと今のところ、国から来た文書ではそこまで明記されておりませんが、ただその促進に関してということとなっておりますので、そのようなところで、もしバイオマスをやるというようなことがされるということであれば、そちらの方もいろいろ吟味しなければいけないでしょうけども、充てることもいいのかなというふうに考えております。その辺につきましては、もう少し検討させていただきたいというふうに考えている次第です。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 私の方は、一つの例としてバイオマスやイノシシをという話をしたわけですが、いろいろな人がいろいろな考え方が出てくるだろうというふうに思いますので、ぜひその固定概念的なものを捨て去って、ゼロからこの条例の持つ意味というもの、あるいはどうやって検討していくかという部分を十分認識して、ぜひ当たっていただければなというふうに思います。

私からは以上です。

○議長（月岡清孝君） 他でございますでしょうか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 私の方からもう一度再度石井課長にお聞きしたいんですけども、アンケート調査をやって何を求めているんですかね。アンケート調査をやらなくても皆さん方が何に向けてこの税を、まずそのアンケート調査をやる理由を教えてください。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答え申し上げます。

個人の所有する人工林に対しまして、税金を使って無償で間伐ができるというようなところでございますので、まずこういう事業がありますと、ついては希望はございますかというようなことを第1次アンケートをする予定でございます。また、こういう事業につきまして、いろいろ町民の皆様が森林の振興に対しまして、良い案があれば併せてお聞かせいただいて、そういう予定で、事業ができるようであれば事業を実施したいというふうに考えております。

以上でございます。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

では、私の方から一つだけお願いしたいんですけど、良い案があればじゃなくて、こういう案があるので、皆さん方どうですかという、森林組合の私が言うのもおかしいんですけど、

私に投げかけてきたときに何がありますかと当然答えますけれども、ではどういうことにこの予算を支出していきたいのかというのを町当局としてもぶつけてもらいたいと思うんです。

私としては、今人材育成、里山事業、35年に復興税が切れて、その6年から1,000円を間接税で取得されることによって、子ども達にどう影響するかということを町内から考えていきたいと思っています。そういうアンケートをしていきますけど、町も考えて欲しいなと思います。アンケートを出せばそれで良いのかということだけは、ちょっとむしろ考え方がいまいちだと思います。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

アンケート調査につきましては、アンケートしなければいろいろなことがわからないだろうということですので、まだその具体的なアンケート内容につきましては、今やっている最中ですので、その辺ご理解いただければと考えております。良い方向に向けてやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 他ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） なければこれで質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 長柄町森林環境譲与税基金条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第6、議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、条例規則等に規定する附属機関等に係る報酬額のうち、新たに生活支援協議会委員を追加するもので、生活支援協議会の機能強化により地域支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取り組みを強化しようとするものであります。

よろしくご審議のほう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） 私の勉強不足で申し訳ないんですけども、生活支援協議会というのは既に設置されているのか、あるいは設置しようとしているのか、設置要綱なり、そういうものを見たことがあるものですから、ちょっとご説明いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

設置につきましては、平成28年3月に準備会といたしまして設置してございます。平成28年3月に要綱を制定いたしまして、現在活動をしておるところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 7番、山根義弘君。

○7番（山根義弘君） そうしますと、今に至って、この協議会に係る委員の方の報酬というのは、何で今なんでしょうか。

○議長（月岡清孝君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど申し上げました要綱に準備会という形で、今まで事務局を社会福祉協議会に置きまして協議会を運営してまいりました。このたび準備が整いまして、新たにスタートを切るというような形の中で、町の進める高齢化に向かった高齢者、要支援を必要としないであろう

方々においても、支援が必要な場合においてもサービスの充実を図るために、町福祉課に事務局を置いて、その方針を定めてまいるというような観点から要綱を整理し直しまして、その協議の委員の皆様には附属機関として担っていただくというような趣旨でございます。

○議長（月岡清孝君） 他ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） なければ質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第4号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第7、議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第6号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告による職員の給与改定に準じ改正を行うもので、期末手当の支給率を0.05月分引き上げ、平成30年度分から実

施するものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは、議案第5号、第6号につきまして補足説明を申し上げます。

議案第5号の新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

現行、アンダーラインのところですが、12月支給分について、100分の227.5を引き上げて232.5ということになります。合わせまして現在4.40月の支給が4.45月となります。

この表につきましては、平成30年度適用分で12月支給分、12月1日に遡って支給するものでございます。

1枚めくっていただきまして、第2条関係ですが、平成31年度分になります。

第1条の改正で、6月支給分が212.5、12月支給分が100分の232.5で、合わせて4.45月になったわけですが、これをならして6月、12月とも100分の222.5、合わせて4.45としようとするものであります。

第6条の特別職につきましても同様でございますので、省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手多数。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 長柄町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第8、議案第7号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第7号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

今回の改正は、人事院勧告並びに千葉県人事委員会の給与に関する勧告を受け、所要の改正を行うものであります。

1点目に、給料月額の変定で平均変定率は0.2%であります。

2点目に、期末勤勉手当の支給率を0.05カ月分引き上げ、4.45カ月分とするものであります。

以上2点につきましては、平成30年度分から実施するものであります。

併せて、平成31年度から支給実態のない特殊勤務手当の条項を削除するとともに、任期付職員の経験年数加算及び昇給基準について、任期のない正規の職員に準じた取り扱いとしようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 補足説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

初めに第1条関係ですが、こちらについても先ほどの議会議員、特別職と同様に、期末勤勉手当を4.4月から4.45月、0.05月引き上げようとするものであります。職員については、勤勉手当を100分の5引き上げるものでございます。

第21条2項第1号に、現行100分の90を100分の95、30年度分ですけれども、0.05月引き上げるものでございます。再任用職員については、100分の42.5を100分の47.5、合計支給率で2.3月を2.35月に引き上げるものでございます。これらについては、12月の支給分に遡って支給するものでございます。

1枚めくっていただきまして、2条関係ですが、2条につきましては、まず第12条で特殊勤務手当が変更3つございます。

伝染病防疫作業従事手当、危険作業手当、行旅病人及び死亡人取扱手当ということで、それぞれ2,000円以内ということで規定があるわけですが、これらについて支給実態がない現状に合わせまして、削除するものでございます。

次に、期末手当、勤勉手当ですが、こちらも議会議員、特別職同様に6月支給分、全額支給分をならして支給しようとするもので、期末手当については、現行6月支給分が122.5、12月支給分が100分の137.5、合わせて260について、これをそれぞれ100分の130ずつならそうというものであります。同様に再任用職員につきましても、3項ですが、6月分が100分の65、12月分が100分の80とあるものをそれぞれ100分の72.5とならして支給しようとするものであります。

また、勤勉手当、第21条ですけれども、1枚めくっていただきまして、先ほどの改正で12月分が100分の95になっていますけれども、6月分の90と合わせて、それをそれぞれならして100分の92.5ずつ支給しようとするものであります。再任用の職員については、同様に改正後100分の45ずつ支給して、合わせて95というような改正でございます。

次のページですが、5ページの第3条関係ですけれども、こちらについては任期付職員の給与改定について、改正するものでございます。

それから、最後に任期付職員の関係ですけれども、現行は給与表、一般の任期のない職員の表の後に再任用職員、任期付職員というふうに給与表が規定されていますけれども、改正

後については再任用職員のみ規定し、任期付職員については、先ほど町長の提案理由にもありましたが、経験年数加算及び昇給について、任期のない正規の職員に準じた取り扱いとするよう総務省から通達があったことに伴いまして、一般職、任期のない職員の表を準用して適用するというようなことで改正でございます。

以上、補足説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 職員の給与に関する条例の特殊勤務手当、これはもっと聞きたいんですけども、削除する理由、本当に削除していいのかどうか、私も例えば伝染病の予防、これもやっていました。畜産農家が今少なくなっただけですけども、まだイノシシから今豚コレラが発生しているんですけども、こんないろいろな症状の中で、勤務手当が一体どこでもいいのかなと思うんですが、切るというのは具体的な理由を説明してください。

○議長（月岡清孝君） 答弁を願います。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） ご指摘のとおり、伝染病、あるいは危険作業、行旅病人及び死亡人取扱等、事例が全くなかったかといえばそうではないんですけども、支給の実態がないということで、支給してないものの手当をあるものは好ましくないということで、削除とするものであります。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

支給の実態がないからじゃなくて、支給しなかったからじゃないですか。

徴収表のデータなんですけれども、徴収業務でも一般の課税業務と違って、特別手当が当然ですから出るんですけども、これもそうなんですけれども、家畜伝染病予防事業というのは、昔は豚コレラ、いろいろな牛につきましても、いろいろな伝染病予防の防疫のためにやっているわけですね。今も長生家畜防疫会だってあるじゃないですか。長柄町自衛防疫推進事業もやっていますよね。やっているんだったら、切る理由がわからない。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 有り体に申し上げますと、特殊勤務手当につきましては、全国市町村、かつては今話がありました事務手当等々、いろいろな手当が一杯あって、それは好ましくないところで、長柄町におきましても現在の3つ、これは世間一般に認められるであろうという手当が残っておるわけですがけれども、支給の実態がない。また、全国的にもこういった手当については廃止の傾向にあると。全ての市町村が廃止したわけではありませんけれども、従前に比べて特殊性が薄まってきた。日常といいますか、特殊は特殊なんですけれども、日常性、通常に勤務する内容と大きく変わらない。

また、かつ日額2,000円ということで、少額といえ少額な額でございまして、総務省としては、特殊勤務手当については全て廃止することが望ましい。本当に特殊なもののみ残すようにという指導に基づいて廃止するものでございます。これについては、県からも廃止が望ましい旨の指導を受けているところでございます。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 言っていることはよくわかりました。

私は職員の立場になって今物事をお話ししていますから、産業課長、畜産の担当者いますよね。畜産担当者の方が家畜伝染病予防で予防接種に行った。いろいろ獣医さんと地域に行ったり、東部家畜保健所がありますから、行ったときに担当職員が伝染病になってもどんな保障があるんですか、伝染病になっちゃったらどうするの。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

保障については、すべて町の責任で保障はいたします。あくまでも今回の話でございまして、危険、あるいは特殊性はあることはあるんですけれども、それについて特段に特殊勤務手当を支払う必要性については、薄れてきたという世の中の流れの中で、今回改正しようとするものでございます。

決してそういった業務について、軽んじているじゃなくて、そういった危険が伴うことは承知しています。危険に伴う健康被害、けがとか病気とかについては、完全に保障するのは公務災害として取り扱いますので、その点については間違いはないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） 理解しました。

ただ、私達することはないね、これだけ削減しちゃったら。これで削除しちゃったら、また残していこうかなというのはないですよ。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

現在のところ、特殊勤務手当について、長柄町で何かあるということは想定していません。

ただ、今後のことはどういったことが起こるかわからないので、例えばあれですね。今のところ想定はございません。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） よく想像してみてください。教育長さん、イノシシがそこへ職員がいると、被害に遭うと、子ども達も被害に遭うと、これも危険手当なんです。だから、よろしくないですというのは、そういうことがあり得るんじゃないかなと、職員の立場で今考えていますので、削っちゃって大丈夫かと言っているんです。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） 特殊勤務手当については、そのとき、そのときの状況で、また廃止する可能性はもちろんありますけれども、現在月額2,000円というところで、この手当を支給しようとするようなことはない。危険じゃないことはなくて、支給する予定がないということでご理解いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 他ございますでしょうか。

2番、鶴岡喜豊君。

○2番（鶴岡喜豊君） 今、総務課長のほうで、総務省指導の下にこういう特殊勤務手当についてはカットと、そういう説明を耳にしたんですけれども、都会ですよ。長柄町と違って、千葉市とか、都会の方に行きましても、都会の話、ホームレスですか、そういう人たちがいるような市町村、そういうところでも行旅病人に伴う手当はカットなんですか。そういうホームレスのいるようなところについては、行旅病人云々というのは、結構出るんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。長柄町に実例がないという話をして、今払ってないからカットするのという説明を受けましたけれども、正直なところ過去にあったんですよ。ただ、病院に入れたら逃げられたりもしている。

だから、長柄町でもこれからの時代、市原の方から来るとか、極端に言うとおんましたと

きもあるわけですよ。そういう例えがあるんですけど、川嶋さんじゃないけれども、カットしたら復旧できないんですよ。復活できないですよ。残しておけば、もし事例ができれば払えと、たとえ2,000円でも。その辺、ですからちょっと2点。

○議長（月岡清孝君） 蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） お答えします。

鶴岡議員のおっしゃるとおり、行旅病人、あるいは死亡人という例はありました。ただ、特殊勤務手当を支給したという実態がないということで、支給しないものは削除したということでご理解いただきたいと思います。また、今後もこういったものを支給する予定がないということでご理解いただければと思います。

○議長（月岡清孝君） 他ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） なければこれで質疑を終了します。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第7号 職員の給与に関する条例及び長柄町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第9、議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成31年4月に施行され、超過勤務命令の上限が設定されることとなりました。このことに伴い、地方公務員における長時間労働の是正につきましても、民間労働法制及び国家公務員の取り扱いを踏まえ、同様に改正しようとするものであります。

詳細につきましては、総務課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

蒔田総務課長。

○総務課長（蒔田 功君） それでは、補足説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。

今回の改正は、3項に必要な事項は規則で定めるといような委任事項を設けるものでございます。

詳細については、規則で定めるわけですが、概要をご説明申し上げます。

超過勤務命令の上限につきましては、原則月45時間、年360時間、他律的な業務、例外規定ですけれども、他律的というのは、通常の業務以外で役所としてコントロールできない仕事という意味でございます。これについては、原則月45時間のところが月104時間、年間360時間が原則のところ年720時間と定めるものであります。また、公務の性質上、緊急、重要な案件につきましては、災害でありますとか重要施策については、これはこの限りではないといような内容でございます。

超過勤務命令の上限については、そういうことですが、働き方改革の法律に基づきまして、命令の際は必要最小限、健康の確保に最大限配慮するよう、そういった規定も盛り込まれます。また、時間外勤務の要因に関する整理、分析、検証などが求められるような規定もあわせて定められるような内容で規則を定める予定でございます。

以上、補足説明を終わります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第8号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩と入ります。再開は午後2時5分といたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時04分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第10、議案第9号 長柄町農林業施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第9号 長柄町農林業施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、農林施設の新設及び改修について、特に利益を受ける者から分担金を徴収し、町が事業主体となり事業を実施しております。本条例による現行の分担金額の算出方法につきましては、事業費総額から30万円を控除した額の10分の5以内の額に30万円

を加算した額となっております。

今回の一部改正は、この30万円の規定を撤廃することと併せて、対象事業に農地耕作条件改善事業も追加し、受益者である農業団体及び農業者の負担の軽減を図り、もって農業振興に資するために改正するものでございます。

詳細につきましては、産業課長から補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 補足説明を申し上げます。

本条例につきましては、組合または団体等が農林施設を新設又は改修する場合、受益地が2ヘクタール以上で事業費が100万円以上の時は町が事業主体となり、受益者から分担金を徴収することを規定しております。

今回の一部改正の内容は、1点目といたしまして、分担金の算出方法の改正でございます。

現行の分担金額の算出方法につきましては、事業費総額から30万円を控除した額の10分の5以内の額に30万円を加算した額となっております。この30万円の規定を改正いたしまして、分担金額を事業費の2分の1以内に改正するものでございます。

次に、2点目といたしまして、事業対象者の経営規模に要件を設けますが、農地耕作条件改善事業を追加いたします。圃場を大区画にするための畦畔の撤去や客土、暗渠排水等を想定しておるものでございます。

また、題名に農林業施設とあるように、林業施設も事業対象としてありますが、今回の条例改正と併せまして、農業団体振興事業補助金等交付要綱の見直しも行います。この要綱の中で、林業関係の事業は手当てできますので、今回の改正で農地及び農業用施設とし、農業関係に特化した条例にいたします。

長柄町も全国的な例に漏れず、農家の担い手不足、高齢化が課題となっておりますが、今回の一部改正で意欲のある農業団体に及び農業者の負担を軽減させるものでございます。

以上、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

11番、星野一成君。

○11番（星野一成君） この表の中で、高収益作物というような形で表現されておりますけれども、具体的にはどのような作物を指すのか、お伺いたします。

○議長（月岡清孝君） 答弁願います。

石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 高収益作物ということでございますけれども、逆に低収益作物というような形でお答えいたしたいと思います。

麦、大豆、ソバ、それ以外のものを高収益作物というような形でご理解いただければよろしいのかなというふうに考えております。

よろしくお伺いたします。

○議長（月岡清孝君） 星野一成君。

○11番（星野一成君） 石井課長、麦、大豆、ソバが低収益作物ということですが、それ以外の作物ということですか。

○議長（月岡清孝君） 石井課長。

○産業振興課長（石井正信君） 例えば、タマネギだとかネギ、それから菜っ葉類、そういうものも高収益作物というふうに捉えておるところでございます。当然、一般的に麦、大豆ということになりますと、1アール当たり数万円の収益というようなところがございますので、それ以外のものというふうに認識していただければというふうに考えています。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 星野一成君。

○11番（星野一成君） 石井課長、今、低収益作物ということで、麦、大豆、ソバというような形で説明されましたけれども、この3品目は長柄町の奨励作物になっていますよね。何かちょっと矛盾、町として奨励作物を推進するに当たって、何か逆のような気がするんですが、いかがですか。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） 補助対象の要件を設定するための基準でございます、例えば麦、大豆を4反歩以上作ったら、機械の導入補助金を出すというようなことになりますと、例えば麦などは4反歩作るのに非常に簡単に作れるわけですので、それをもって補助金の対象にするというのはいかがなものかなということで、高収益作物というふうに規定させてもらったものでございます。

奨励作物につきましては、また別途補助等ございますので、そちらの方でカバーしていき

たいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 星野一成君。

○11番（星野一成君） そうすると、この案件とはちょっとそれちゃうかもしれませんがけれども、町の奨励作物として麦、大豆、ソバというのは外していった方がいいですね。

○議長（月岡清孝君） 石井産業振興課長。

○産業振興課長（石井正信君） お答えいたします。

麦、大豆、ソバ等を町の奨励作物ということで規定させていただいておりますけれども、さくらの郷等でみそ等をつくる場合、非常に重要なウエートを占めておりますので、今までどおり麦とソバにつきましては、なかなか作付する人が少ないんですが、大豆につきましては、さくらの郷で使う量を作付していただいているというようなことで、あくまでも奨励作物として位置付けていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（月岡清孝君） 星野一成君。

○11番（星野一成君） 了解しました。

○議長（月岡清孝君） 他ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） なければ質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第9号 長柄町農林業施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第11、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条の規定により、3名の委員を任期3年で選任しております。このうち、現職の委員であります山本岩男氏が6月9日で任期満了になることから、引き続き委員に選任したくご提案申し上げます。

山本氏は、町内根地域の状況に広く精通され、また人格、識見ともに優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者と存じますので、引き続き委員に選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

〔「議長、ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） ご異議があるということで。

〔「異議じゃない。調書の確認をさせてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 調書の確認。

○11番（星野一成君） 山本岩男さんなんですけれども、実は生年月日が昭和24年2月25日生まれということですので、現在69歳じゃなくて70歳だと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（月岡清孝君） ちょっと休憩。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時16分

○議長（月岡清孝君） 再開いたします。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第10号～議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第12、議案第10号 平成30年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、議案第11号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第12号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第13号 平成30年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第14号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第10号 平成30年度長柄町一般会計補正予算（第5号）、議案第11号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第12号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議案第13号 平成30年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第14号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1

号) について、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります7,054万7,000円を減額し、補正後の予算総額を37億9,794万円とするものであります。

今回の補正予算は、年度末における実績に伴う諸経費の調整を、会計全般にわたり行うものであります。

歳出の主なものでは、総務費では、人事院勧告による給与改定に伴う増、千葉県議会議員選挙に伴う費用の増がある一方で、職員の育児休業等による人件費の減、ふるさと納税寄附金の減少による委託業務の減。

民生費では、障害者福祉費、児童手当及び高齢者等外出支援タクシー医療助成事業の実績に伴う扶助費の減、法改正による老人保護措置費の増。

衛生費では、保健センター男子便所の小便器センサー修繕による増、農業集落排水事業特別会計及び浄化槽事業特別会計への繰出金の減、広域市町村圏組合衛生費負担金の減。

農林水産業費では、立烏鴉谷2号機場さく井工事及び金谷農村公園整備工事における契約差金の減、鳥獣被害防止対策協議会補助金の千葉県からの追加配分による増。

商工費では、商工振興利子補給補助金の実績による減。

土木費では、地籍調査業務における国の追加補正に伴う事業費の増、S I C周辺整備町道1457号線の道路改良事業については、交付金の追加交付による工事費の増、住宅管理費では、町営住宅塗装工事に係る諸経費の増、橋梁長寿命化修繕事業及び町道3033号線道路改良事業については、交付額が低下したことによる工事費の減。

消防費では、広域市町村圏組合常備消防費負担金の減。

非常備消防費として山之郷入地宮前地先の防火水槽付帯設備工事費の増。

教育費では、小学校遠距離通学児童に対する補助金の増、小中学校における各種検定料補助金の減、公民館建設費の設計業務の減。

公債費では、利子償還金の減。

諸支出金では、公共施設設備等基金に6,546万9,000円を積み立てます。

また、歳入につきましても、それぞれ年度末の事業費の確定に伴う補正であります。町民税、地方消費税交付金、地方交付税、負担金及び県支出金の増、ゴルフ場利用税交付金、国庫支出金、寄附金、繰入金及び町債の減が主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計補正予算ですが、保険給付費等の減によるもので、補正額は3,143万円2,000円を減額し、補正後の予算総額は9億7,129万円5,000円となるものでありま

す。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算ですが、年度末に当たり、各経費の精算を行う者で、補正額は151万円8,000円を減額し、補正後の予算総額は6,508万円2,000円となるものであります。

次に、介護保険特別補正予算ですが、保険給付費を増額するもので、補正額は1,329万円8,000円を追加し、補正後の予算総額は7億5,422万8,000円となるものであります。

次に、浄化槽特別会計ですが、浄化槽設置基数の減によるもので、補正額は697万9,000円を減額し、補正後の予算総額は5,972万1,000円となるものであります。

最後に、後期高齢者医療特別会計ですが、広域連合納付金の減額によるもので、補正額は97万7,000円を減額し、補正後の予算総額は8,862万3,000円となるものであります。

以上で説明を終わりますが、各詳細につきましては、一般会計は企画財政課長に、特別会計は所管の課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議案第10号 一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明を申し上げます。

まず、歳出の内容から申し上げます。

本補正予算の全般的なものとしたしましては、年度末における実績による諸経費の調整が主なものでございます。従いまして、補正額は少額でありかつ実績によるものは説明を省略させていただきます。

また、人件費につきましては、人事院勧告による給与改定に伴う増、職員の育児休暇等による人件費の減が主なもので3,916万9,000円の減となります。以降、人件費に係るものは説明を省かせていただきます。

それでは、補正予算書の30ページ、31ページをお開きください。

まず、2款1項1目一般管理費、7節賃金470万円の減は、こども園の園バス運転手を委託に変更したこと、また、臨時職員が正規職員へ採用となったこと等によるものです。

32ページ、33ページをお願いいたします。

2款1項2目文書広報費、11節需用費の印刷製本費4万6,000円の増は、年度末発行の広報ながらの総ページ数が増加することに伴うものでございます。

2款1項3目防災対策費、自治防災組織設置助成事業200万円の減は実績によるものでご

ございます。

指定避難場所公衆無線LAN設置事業、15節工事請負費117万円の減は、町民いこいの家の無線LAN設置に際し、当初想定していたものよりも簡易なものに変更したためでございます。

2款1項4目財政管理費、8節報償費、ふるさと納税謝礼300万円の減、13節委託料、ふるさと納税業務900万円の減につきましては、いずれもふるさと納税の寄附実績によるものでございます。

次の34、35ページ、お願いいたします。

2款1項6目財産管理費、財産管理事業、18節備品購入費30万円の増は、庁舎玄関脇のスペースを活用して、仮称でございますが、移住定住コーナーを設置するための準備費用でございます。その下、公用車管理事業、備品購入費495万1,000円の減は、ながら号及び事業用トラック購入に係る契約差金でございます。

次の36、37ページ、2款2項2目賦課徴収費、13節委託料、共通納税システム対応業務9万9,000円の増は、平成31年10月から新たに開始される電子納税システムの導入準備費用でございます。

38、39ページをお願いいたします。

2款4項4目千葉県議会議員選挙費の97万9,000円の増ですが、3月末に告示が見込まれているため、3月分に相当する費用を計上するものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費、高齢者等外出支援タクシー利用助成事業105万5,000円の減は、利用実績の減によるものでございます。

40ページ、41ページをお願いいたします。

3款1項2目老人福祉費、20節扶助費、老人保護措置費27万6,000円の増は、国の法改正により障害者加算が適用となったための増でございます。

3款1項3目障害者福祉費、介護給付訓練等給付事業、20節扶助費250万円の減は、サービス利用者の人数及び利用日数の減によるものです。

次に、重度心身障害者（児）医療費給付事業、20節扶助費110万円の減は、医療給付の実績に伴う減額でございます。

その下、障害児通所支援事業、20節扶助費110万円の減は、サービス利用者の人数及び利用日数の減によるものでございます。

次に、3款1項5目国民健康保険費、ページをめぐっていただきまして、42、43ページで

ございます。7目の介護保険費、8目の後期高齢者医療費の28節繰出金につきましては、各特別会計におきまして説明をさせていただきます。

3款2項1目児童福祉総務費、13節委託料、子ども子育て支援計画策定業務130万5,000円の減は、入札差金による減額です。

3款2項2目児童措置費1,164万円の減は、児童手当の支給実績によるものです。

続きまして、44、45ページをお願いいたします。

4款1項2目予防費、がん検診事業、13節委託料130万円の減は、受診者数の減によるものでございます。

次に、予防接種事業、20節扶助費110万円の減は、子どものインフルエンザ予防接種費用助成の接種人数の実績によるものでございます。

46、47ページをお願いいたします。

4款1項3目環境衛生費、19節負担金補助及び交付金、広域市町村圏組合衛生費532万6,000円の減は、可燃物処理費、し尿処理費、新し尿処理場建設費、新最終処分場建設費の減によるものです。

農業集落排水事業、浄化槽整備事業の28節繰出金につきましても、各特別会計において説明をさせていただきます。

48、49ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費、13節委託料356万4,000円の減は、農業振興地域計画の策定におきまして、S I C周辺整備が具体的になるまで一時中断としたことによる減でございます。

4目農業基盤整備費、15節工事請負費、農林業施設整備工事130万円の減は、立烏鴉谷の2号機場さく井工事に係る契約差金によるものでございます。

5目都市農村交流事業費、13節委託料300万円の減は、都市農村交流センターのリニューアルに係る計画が現時点で固まっていないことから、発注を見送ったことによるものでございます。

その下、備品購入費8万1,000円の増ですが、都市農村交流センター事務室内の電話機及び事務用椅子が故障したことに伴い、新たに購入するものでございます。

50ページ、51ページをお願いいたします。

6款1項2目商工業振興費、19節負担金補助及び交付金、商工振興利子補給補助金100万円の減は、実績に伴う減額となります。

最下段、7款1項2目地籍調査費、13節委託料、閲覧等業務408万円の減は、閲覧範囲の

見直しにより減額となったものでございます。また、地籍調査業務8,125万2,000円の増は、国の追加補正に伴う事業費の増額となっております。

52、53ページをお願いいたします。

7款2項1目道路維持費、橋梁長寿命化修繕事業223万8,000円の減は、国の交付金の交付率が低かったことによる減額です。その下、舗装修繕事業は実績により130万円の減額となります。

7款2項2目道路新設改良費、要望路線改良事業、15節工事請負費91万2,000円の減、17節公有財産購入費163万6,000円の減、22節補償、補填及び賠償金180万円の減は、いずれも実績によるものでございます。

その下、町道3033号線道路改良事業、15節工事請負費8,308万4,000円の減及び（仮称）茂原長柄スマートインターチェンジアクセス道路整備負担事業867万円の減につきましては、国土交通省所管の社会資本整備総合交付金におきまして、いずれも今年度要望額に対する交付率が低かったことによる減額でございます。

S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業、15節工事請負費1,600万円の増は、国の交付金の追加交付があったことによる増額でございます。

次の54、55ページをお願いいたします。

7款3項1目河川維持費、河川維持事業179万7,000円の減は実績によるものです。

7款3項2目河川改良費、河川改良事業200万円の減は、刑部川の護岸整備に関し、県との協議に不測の日数を要したことによる減額でございます。

7款4項1目住宅管理費、13節委託料、工事監理業務40万6,000円の減は、契約差金によるものです。

15節工事請負費130万9,000円の増は、住宅塗装工事に係る事業推進のための増加分でございます。

19節負担金補助及び交付金52万4,000円の増は、空き家分の共益費の補助の増加分でございます。

8款1項1目常備消防費、19節負担金補助及び交付金、広域市町村圏組合常備消防費193万8,000円の減は、主に退職者や人事異動に伴う職員人件費の減によるものでございます。

8款1項2目非常備消防費、15節工事請負費42万円の増は、山之郷入地宮前地先に設置されている防火水槽のフェンスの取り付け工事に伴うものでございます。

56、57ページをお願いいたします。

9款2項1目学校管理費、ICT環境整備事業、14節使用料及び賃借料174万6,000円の減は、導入初年度でありますICT環境整備事業関連の機器使用料に係る契約差金でございます。

9款2項2目教育振興費、小学校遠距離通学費補助事業5万円の増は、補助対象人数の増加によるものでございます。

その下、小学校検定料補助事業40万円の減、次のページをお願いいたします。

58、59ページですが、9款3項2目中学校検定補助事業60万円の減は、ともに実績によるものでございます。

ページ中段やや下、9款4項3目公民館建設費ですが、今年度はボーリングの予備調査費用のみ支出のため、905万円を減額いたします。

60ページ、61ページをお願いいたします。

9款5項3目給食施設費、11節需用費の賄材料費101万円の減は、主に食品単価の変動によるものでございます。

11款1項1目元金、23節償還金利子及び割引料、元金49万3,000円の増は、利率見直し方式で借り入れた起債の利率見直しによるものでございます。見直しによる利息は減少しましたが、元利均等払いでありますので、元金が増えたものでございます。

2目の利子、23節償還金利子及び割引料144万3,000円の減は、利率見直しにより借入利率が低くなったことによるものでございます。

次に、12款2項1目基金費、25節積立金6,546万9,000円の増は、各基金からの利子分74万1,000円を、それぞれの基金に積み立てを行うほか、本補正予算で生じた補正剰余金を主な原資として公共施設整備等基金へ6,472万8,000円を予算積み立てするものでございます。

また、28節繰出金2,000円の増は、奨学基金の利子積立額となります。

次に、これらの歳出に伴う歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

1款町税、1項1目個人300万円の減は、課税対象人数の減少によるものです。

1つ下、2目法人2,701万円の増は、企業利益の増によるものでございます。

2款地方譲与税から次のページ、16、17ページの10款地方交付税までは、実績見込みによる増額となっております。

12款1項1目民生費負担金、1節児童福祉負担金230万円の増は、こども園園児の管外からの受け入れによる他市町村からの受託金等の増でございます。

2項分担金ですが、次の18、19ページをお願いいたします。

2項1目農林水産業施設分担金、1節農林水産業施設分担金110万4,000円の減は、立烏鶉谷さく井工事の事業費減に伴うものでございます。

14款1項1目民生費国庫負担金、1節児童手当国庫負担金769万7,000円の減は、支給実績による減となります。

3節障害者福祉費負担金125万円の減は、実績に伴うものです。

20ページ、21ページをお願いいたします。

中段の14款2項5目土木費国庫補助金、橋梁長寿命化修繕事業164万円の減及び町道3033号線道路改良事業4,202万円の減は、先ほど歳出でご説明申し上げました社会資本整備総合交付金の減でございまして、国からの補助金の割り当てが減少したものであります。

その下、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業795万8,000円の増は、国の交付金の追加交付に伴う増でございます。

次の22、23ページをお願いいたします。

15款1項2目民生費県負担金、1節児童手当県負担金239万7,000円の減は、児童手当の県負担分となります。

4節千葉県後期高齢者医療保険基盤安定負担金の102万円の減は、低所得者世帯等軽減保険料の県負担金の実績見込みによる減です。

15款2項1目総務費県補助金、1節総務費補助金100万円の減は、地域防災力向上総合支援補助金の実績により減額となります。

24、25ページをお開きください。

4目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金109万5,000円の増は、農林業補助金の実績による県補助分の増となります。

その下、6目土木費県補助金、1節地籍調査補助金4,826万8,000円の増につきましては、国の補正予算が追加交付されたことによる事業費の増に伴う県補助金の増額分でございます。

16款1項2目1節利子及び配当金の74万2,000円の増は、財政調整基金等の利息になります。

17款1項1目一般寄附金4,650万円の減は、ふるさと納税の寄附実績による減額となります。

続きまして、26、27ページをお願いいたします。

18款1項2目公共施設整備等基金繰入金963万3,000円の減は、主に公民館建設事業の減額

に伴うものでございます。

18款2項1目介護保険事業特別会計繰入金の295万2,000円の増は、介護保険特別会計の前年度事業費確定による精算金分です。

20款3項2目1節雑入ですが、説明欄の主たる内容についてご説明いたします。

まず、給食費負担金の減は、歳出でもご説明いたしました食品単価の増減によるものでございます。

企画財政課所管の雑入556万5,000円の増は、広域市町村圏組合の平成29年度市町村負担金及び千葉縣市町村総合事務組合の平成29年度退職手当負担金の精算による返還金でございます。

産業振興課所管雑入の95万円の減は、主にファーマーズマーケットが昨年4月をもって閉店となったことによる光熱水費、ガス代の減額分でございます。

次のページ、28、29ページをお願いいたします。

千葉縣市町村振興協会市町村交付金の80万5,000円の減は、宝くじ収益金の配分額確定によるものでございます。

中学生海外交流事業個人負担金61万4,000円の減は、事業費確定によるものでございます。

次に、21款1項2目総務債の160万円の減は、主に指定避難所公衆無線LAN設置事業において、事業の精査により緊急防災・減災事業債を活用しないこととしたため、減額となります。

21款1項3目土木債の4,290万円の減は、町道3033号線道路改良事業、スマートインターチェンジ設置事業、SIC周辺道路整備事業、橋梁長寿命化修繕事業におきまして、それぞれの事業費が確定したことによるものでございます。

4目教育債60万円の減は、史跡長柄横穴群資料館Wi-Fi設置事業におきまして、民間金融機関からの借り入れに際し利率が高く、また借入金額が少額なため、借り入れを行わなかったこととしたための減でございます。

次に、前に戻りまして6ページ、7ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

本年3月末日までに事業の完了が見込めない可能性があるものを繰越明許費として設定するものでございます。

7款1項地籍調査業務1億9,323万円は、国の補正予算によりまして補助金が追加交付されたことで、来年度要望箇所が災害発生の可能性が高い箇所を前倒して実施することが可

能となることから、追加事業分の予算を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、7款2項(仮称)茂原長柄スマートインターチェンジ設置事業204万9,000円は、事業の共同事業者でございます茂原市が、今年度の未完了事業につきまして繰り越すこととしたためのものでございます。

次に、7款2項S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業3,808万2,000円は、国より追加交付があり、これを執行するため繰り越すものでございます。

最後に、7款4項町営住宅塗装工事3,690万6,000円は、国からの追加交付を受け事業執行するものですが、工事の適正な工期を確保するため繰り越すものでございます。

次に8ページ、9ページ、第3表地方債補正でございます。

緊急防災・減災事業債650万円を490万円に、公共事業等債1億10万円を5,720万円に、地域活性化事業債60万円をゼロ円に、それぞれ減額補正するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と変更はございません。

その下、第4表債務負担行為の補正です。

本町では今年度から宿日直業務を代行委託しておりますが、本業務を平成31年4月から委託開始するためには、委託業者が従事する人材の確保を行う準備期間が必要となります。そのため、業者選定を平成30年度中に行う必要がありますことから、平成31年度予算808万4,000円につきまして、債務負担行為の設定を行うものでございます。

以上、一般会計補正予算の補足説明でございました。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長(月岡清孝君) 続きまして、大塚税務住民課長。

○税務住民課長(大塚真由美君) 引き続きまして、議案第11号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の補足説明を申し上げます。

歳出からご説明いたします。補正予算書の14ページから15ページをご覧ください。

1款1項1目一般管理費349万9,000円の減は、人件費にかかわるもので329万9,000円の減、診療報酬明細等点検業務委託料で20万円の減によるものです。

3項1目運営協議会費5万3,000円の減は、実績によるものです。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金1,000万円の減及び同項2目退職被保険者等療養給付費の400万円の減は、4月から10月までの給付費の実績で見込みによる減です。

同項3目一般被保険者療養費、4目退職被保険者等療養費、1ページお進みいただきまし

て、16ページから17ページをご覧ください。5目審査支払手数料は、この3つにつきましては、財源の変更となります。

2項1目一般被保険者高額療養費500万円の減及び同項2目退職被保険者等高額療養費80万円の減は、4月から1月までの高額療養費の実績見込みによる減です。

同項3目一般被保険者高額介護合算療養費及び4目退職被保険者等高額介護合算療養費は財源の変更です。

3款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金補助及び交付金277万6,000円の減は、県からの国民健康保険保険事業費納付金等決定通知書によるものです。同様の理由で、同項2目退職被保険者等療養給付費88万9,000円、2項1目一般被保険者療養給付費43万2,000円、同項2目退職被保険者等療養給付費30万1,000円、3項1目介護納付金分136万円がそれぞれ減額となっております。

次の6款1項1目特定健康診査等事業費232万5,000円の減は、実績によるものです。

7款1項1目財政調整基金積立基金は3,000円の増で、これは利息によります。

続きまして、歳入でございます。8ページから9ページをご覧ください。

1款1項国民健康保険税の679万4,000円の減は、被保険者数の減によるものです。

なお、徴収率は昨年度と同程度を確保できる見通しです。

1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は247万4,000円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分112万7,000円の減、3節介護納付金分現年課税分135万2,000円の減、2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分は113万円の減、2節後期高齢者支援金分現年課税分は38万8,000円の減、3節介護納付金分現年課税分32万3,000円の減となります。

4款1項1目保険給付費等交付金、1節保険給付費交付金（普通交付金）の2,818万円の減は、県から示された見込み額の減によるものです。2節保険給付費交付金（特別交付金）34万6,000円の減も同様の理由となっております。

5款1項1目利子及び配当金の6,000円の増は、基金の利息です。

6款1項1目一般会計繰入金669万円の増は、県からの決定通知によるもので、1節保険基盤安定繰入金の保険税軽減分が513万2,000円の増、2節保険基盤安定繰入金の保険者支援分が470万2,000円の増、3節職員給与費等繰入金は329万9,000円の減、5節事務費繰入金は1万7,000円の増、6節財政安定化支援事業繰入金は13万8,000円の増となっております。

7款1項1目繰越金265万1,000円の減は、前年度の繰越金です。

8款3項5目1節雑入15万7,000円の減は、特定健診の自己負担金の減です。

以上をもちまして、国民健康保険特別会計補正予算の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 続きまして、内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 次に、議案第12号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の補足説明をいたします。

予算書の方をお願いいたします。

歳出からご説明いたします。補正予算書12、13ページをご覧ください。

本補正予算は、刑部・金谷・田代地区の農業集落排水施設の維持管理に伴う年度末の実績による補正であります。

1款事業費、1項管理費、1目一般管理費の4万8,000円は、消費税の申告に伴う減額、2目維持管理費の144万円の減額は、処理場及び中継ポンプ場の光熱水費の減、また事業開始時から委託していた技術管理業務を職員対応としたためによる減、刑部バイパス事業に伴う農集管移設設計業務の実績による減。

2款公債費、1項公債費、2目利子の3万円の減額は、償還利子の実績による減でございます。

続いて、歳入予算でございます。

10ページ、11ページをお願いします。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料55万1,000円の減額は、施設使用料の実績によるものです。

2項1目諸手数料1万9,000円は、指定工事店等の減少に伴う更新手数料の減額でございます。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金の66万円の減額は、これも実績に伴う一般会計からの繰入金の減でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の6万9,000円の増額は、前年度繰越金の実績によるものです。

5款諸収入、2項雑入、1目雑入の35万7,000円の減額は、刑部バイパス事業に伴う農集管移設設計業務の入札差金分について、県からの雑入を精算するものです。

次に、繰越明許費でございます。

4ページ、5ページをご覧ください。

1 款 1 項 2 目維持管理費、刑部バイパス事業に伴う農集管移設関連の設計業務及び移設工事費につきましては、9 月補正予算にて計上させていただき、設計業務につきましては年度内に完了したものの、技術工事につきましては県との協議に不測の日数を要したことから事業を繰り越すものであります。

以上で農業集落排水事業特別会計の補正予算とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 続きます、若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 次に、議案第13号 介護保険特別会計補正予算（第4号）について補足説明を申し上げます。

まず、歳出です。14ページ、15ページをお開きください。

1 款 1 項総務費50万9,000円の減は、人件費の減及び介護認定審査会費負担金の増によるものです。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費2,460万円の増、2 目施設介護サービス給付費1,300万円の減、4 目居宅介護住宅改修費60万円の減、5 目居宅介護サービス計画給付費250万円の増。

次のページです。

6 目特定入居者介護サービス費450万円の減、7 目地域密着型介護サービス給付費180万円の減、8 目審査支払手数料10万円の増につきましては、平成30年12月末現在の実績から年度末までの過不足分を見込んだものです。

なお、3 目居宅介護福祉用具購入費は、財源変更によるものです。

次に、2 項 1 目高額介護サービス費50万円の減は、実績によるものです。

2 目高額医療合算介護サービス費は、財源変更によるものです。

3 款 1 項 1 目介護予防・生活支援サービス事業費121万7,000円の減、2 目介護予防ケアマネジメント事業費28万8,000円の減、3 目一般介護予防事業費12万6,000円の減は実績によるものです。

次のページです。

4 目審査支払手数料は、財源変更によるものです。

2 項 2 目任意事業費32万円の減は、実績によるものです。

4 款 1 項 1 目財政調整基金積立金600万6,000円の増は、基金へ積み立てるものです。

5 款 2 項 1 目一般会計繰出金の295万2,000円の増は、平成29年度介護給付費の実績による精算額を一般会計に繰り出すものです。

次に歳入です。8ページ、9ページをご覧ください。

1款1項1目第1号被保険者保険料800万円の増は、被保険者の増によるものです。

3款国庫支出金、4款支払基金交付金、次ページです。5款県支出金、7款繰入金につきましては、歳出での補正金額に見合う国・県支払基金、町の負担分の補正であります。

次のページです。

8款1項1目繰越金ですが、今回の補正に充当するため303万6,000円を前年度繰越金から充当するものです。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 続きまして、内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 引き続き議案第14号 浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の14、15ページ、歳出予算から説明させていただきます。

1款1項1目一般管理費20万円の減額につきましては、人件費に係る減が主なものです。

2目施設管理費26万5,000円の減額は、各手数料の実績による減でございます。

2項工事費、1目工事費、15節工事請負費450万5,000円の減額は、当初計画で15基と見込んでおりました設置基数が11基となったための実績による減でございます。

19節補助金の減額187万円は、単独浄化槽や汲み取り式からの転換補助金、蒸発拡散装置などの補助物件の実績によるものでございます。

2款公債費、1項公債費、2目利子5万3,000円の減額は、29年度事業分の借入利息が予定より低利率で借り入れできたための減でございます。

次に、歳入の説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いします。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目浄化槽整備事業費分担金50万円の減は、設置基数の減に伴うものです。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目施設使用料の56万円の増額は、実績によるものでございます。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目循環型社会形成推進交付金210万6,000円の減額は、これも設置基数の減による補助金の減額でございます。

4款県支出金、1項1目生活排水対策浄化槽推進設置事業補助金210万6,000円の減額につ

きましても、転換補助金等の実績による減でございます。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金193万5,000円の減額につきましては、使用料収入が増加し、人件費及び施設管理費の減、また転換補助金の件数減に伴い、町負担分が全体的に減となったことによるものでございます。

6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金5万2,000円の増額は、前年度の実績によるものです。

7款諸収入、2項雑入、1目雑入15万6,000円の増額は、消費税に伴う還付金でございます。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債110万円の減額は、設置基数などの減に伴い、起債対象事業費が全体的に減額となったためでございます。

次に、4、5ページの、第2表地方債補正について説明いたします。

起債借入額が対象事業費の減により減額となったため、地方債の補正を行うもので、670万円の限度額を560万円とするものでございます。

以上で浄化槽特別会計の補正予算とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） 続きまして、大塚税務住民課長。

○税務住民課長（大塚真由美君） 続きまして、議案第15号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について補足説明させていただきます。

初めに歳出から申し上げます。

補正予算書10ページから11ページをご覧ください。

1款2項1目徴収費、11節7万2,000円の減は、印刷製本費によるものです。今年度、再発行納付書を作成する予定でございましたが、来年度の改元に伴いまして、そちらを見送ることといたしました。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金90万5,000円の減は、実績見込みによるものです。

次に、歳入でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

1款1項1目特別徴収保険料、1節現年度分383万9,000円の減、2目普通徴収保険料、1節現年度分371万4,000円の増、2節過年度分12万3,000円の減は、実績見込みによるものです。

3款1項1目一般会計繰入金、1節事務費繰入金7万2,000円の減は、再発行納付書の印

刷費、2節保険基盤安定繰入金136万円の減は、保険料の均等割額のうち低所得者世帯等の軽減された保険料分となり、ともに一般会計からの繰入金です。

4款1項1目繰越金70万3,000円は、前年度繰越金です。

以上、補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は午後3時15分といたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時14分

○議長（月岡清孝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本案に対する質疑を行います。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） それでは、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第10号 平成30年度長柄町一般会計補正予算（第5号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 平成30年度長柄町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 平成30年度長柄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

議案第13号 平成30年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第4号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号 平成30年度長柄町浄化槽事業特別会計補正予算（第3号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第15号 平成30年度長柄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員です。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号～議案第21号の上程、説明、委員会付託

○議長（月岡清孝君） 日程第13、議案第16号 平成31年度長柄町一般会計予算、議案第17号 平成31年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第18号 平成31年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第19号 平成31年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第20号 平成31年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第21号 平成31年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも平成31年度予算でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第16号 平成31年度長柄町一般会計予算及び議案第17号から議案第21号の平成31年度各特別会計の予算につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まず、平成31年度の予算編成の方針といたしましては、第4次総合計画の後期基本計画及び長柄町まち・ひと・しごと創生総合戦略に定められた目標の達成に向け、計画のさらなる推進に注力することにしております。

歳入では、総務省公表の平成31年度地方交付税の概算要求は、前年度比0.5%の減となっており、長柄町においても生産年齢人口の減少が予見され、一般財源の総量も減少する傾向にあります。

歳出では、社会保障費や老朽化した公共施設の維持管理費、更新費用の歳出圧力が強まることが見込まれることから、国・県の補助金等の採択を積極的に行い、経常経費についても事務事業の在り方について必要性の再検討を行い、持続可能な安定的な財政運営の確立を目指しております。

平成31年度の予算規模は、一般会計35億6,600万円、特別会計19億2,240万円、合計で54億8,840万円となり、前年度の当初予算と比較しますと、一般会計7.8%の減、特別会計4.8%の増、合計で5%の減となります。

一般会計の歳入歳出の概要を申し上げますと、歳入でございますが、町税においては企業の業績好調による法人町民税の増、太陽光発電施設等の増加に伴う固定資産税の増により、6.7%増の12億7,790万1,000円となります。

地方交付税は、地方財政計画により3.6%減の9億1,500万円となります。

分担金及び負担金は、農林水産業施設分担金が減少となることから、50.4%減の2,015万1,000円となります。

寄附金は、ふるさと納税の減少が見込まれることから、76.9%減の1,500万2,000円となります。

繰入金は、一般財源の不足を補填するための財政調整基金からの繰り入れ及び公共施設の整備等に要する資金に充てられるため、公共施設整備等基金からの繰り入れ、合わせて11%減の1億8,430万1,000円となります。

町債は、緊急防災・減災事業債の減少などにより、27.2%減の2億6,950万円となります。次に、歳出でございますが、人件費では、人事院勧告による職員の給与改定に伴う増額、

及び各種選挙実施に係る手当の増額等により、3.1%増の9億2,734万2,000円となります。

物件費では、防災行政無線事業のデジタル化に伴う移動系防災無線設備の整備費の増等がある一方で、地籍調査事業において事業費が減額となったことから、12.5%減の7億4,929万6,000円となります。

維持補修費では、転落防止柵の修繕事業における施工区間の減少に伴う事業費の減等により、4.8%減の7,883万円となります。

扶助費では、障害福祉サービスの介護給付訓練等給付事業において、利用者数の増加が見込まれる一方で、児童手当支給事業等の支給見込み人数は減少する見通しのため、2.6%減の2億8,145万1,000円となります。

補助費等では、企業立地促進奨励金の対象企業の増、広域市町村圏組合常備消防費での、ちば消防共同指令センター負担金の増等により、5.5%増の5億814万2,000円となります。

普通建設事業費では、橋梁長寿命化修繕事業、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業等については増額となりますが、町道3033号線道路改良事業、町営住宅塗装事業等が減額となることから、50.7%減の2億6,484万5,000円となります。

公債費では、金利低下の影響により利子の支払いが減額となる一方で、元金は平成27年度借入債等の償還開始に伴い増額となることから、7.2%増の3億3,688万円となります。

一般会計は以上となります。

また、国民健康保険特別会計でございますが、本会計は医療費の支払いに要する経費であります。予算総額は9億6,900万円で、前年度比0.7%の減となっております。

次に、農業集落排水事業特別会計ですが、本会計は汚水処理施設の維持管理費用であります。予算総額は5,360万円で、前年度比0.7%の減となっております。

次に、介護保険特別会計ですが、本会計は高齢者の介護サービス事業を行うものであります。予算総額は7億4,250万円で、前年度比2%の増となっております。

次に、浄化槽事業特別会計ですが、本会計は循環型社会形成推進交付金制度を活用し、農業集落排水事業区域以外を合併浄化槽で整備する事業であります。新設工事費と既設分の維持管理費として、予算総額は6,930万円で、前年度比5.6%の増となっております。

最後に後期高齢者医療特別会計ですが、本会計は75歳以上の医療に係る保険料の収納と、保険基盤安定繰入金を後期高齢者医療広域連合に納付するための会計であります。予算総額は8,800万円で、前年度比1.8%の減となっております。

以上、一般会計及び特別会計の提案理由となります。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

ここでお諮りをいたします。

ただいま議題といたしました議案第16号から議案第21号までの6議案は、議会運営委員会の決定のとおり、各所管の常任委員会に付託の上、審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号から議案第21号までの6議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。

◎議員派遣の調査報告について

○議長（月岡清孝君） 日程第14、議員派遣の調査報告についてを行います。

議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員長、古坂勇人君。

○議会運営委員長（古坂勇人君） 総務事業及び住民教育常任委員会合同視察報告をいたします。

平成31年1月22日から1月23日の2日間、総務事業及び住民教育常任委員会合同による議会閉会中の継続審査のため、茨城県笠間市、栃木県茂木町の先進例を視察しました。

移住・定住対策として、二地域居住を提案している滞在型市民農園、笠間クラインガルテン及びふみの森もてぎを視察し、本町が策定した長柄町まち・ひと・しごと創生総合戦略の一助とすることが目的でした。

1日目の笠間市は、茨城県の県央西部に位置し、人口約7万5,000人の市です。移住・定住対策では、二地域に居住の推進プロジェクトを進めており、笠間にちょこっと移住体験をして移住を体験していただくかさちょこHOUSEや滞在型市民農園である笠間クラインガルテン、地域おこし協力隊などの、人口減少抑制と地域活性対策を積極的に推し進めています。

視察した笠間クラインガルテンは、市民農園整備促進法に基づき平成13年に開設された施

設で、クラインガルテンの由来はドイツ語の小さな庭と言われ、宿泊施設つきの市民農園を50棟運営しています。担当者の方は、スローライフブームや団塊の世代の定年退職者により、首都圏の方々の二地域居住の拠点として賑わいを見せていましたが、開設17年が経過し、修繕の面や人生100年時代と言われ、移住層と考えていた70歳は今や働き手の中核となり、需要の変化を感じているとのことでした。

2日目の茂木町は、栃木県の南東部に位置し、人口約1万2,000人の町であります。茂木町の町づくりは、「子どもには夢を若者には希望をお年寄りには安心を」を掲げ、地方創生については道の駅もてぎを拠点とし、町長から自前の雇用の場を創ることを理念に、加工品を製造し、雇用の場を創出することで、自ら稼ぐ力のある町づくりを実践し、好循環を生み出すことで、町民の幸せを追求しているとの言葉に感銘を受けました。

その他移住・定住対策では、平成29年にもてぎ暮らしサポートセンターを開設し、ワンストップ相談窓口を設け、住みたい、貸したいという方の結びつけやハローワーク端末を通じての仕事の相談、アフターフォロー、SNSなどの多世代の方々に情報発信をしたり、固定資産税納付者に空き家バンク登録制度のPR、移住イベントの参加、ゆずもメールによる空き家情報の発信、体験ツアー等の移住促進を実施していました。

今回の視察研修を通じ学んだことを議員活動に活かしてまいります。

以上、移住・定住対策事業の先進例について、調査研究報告とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） これで議会運営委員会委員長の報告を終わりました。

議員派遣の調査報告についてを終わります。

◎休会の件

○議長（月岡清孝君） 日程第15、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議案調査及び予算審査常任委員会開催のため、明日から14日まで休会としたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

よって、明日5日から14日まで休会することと決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

再開は3月15日午後3時といたします。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時35分

平成31年長柄町議会第1回定例会会議録

議事日程(第3号)

平成31年3月15日(金曜日)午後3時開議

日程第1 諸般の報告(議長の報告)

日程第2 議案第16号 平成31年度長柄町一般会計予算

議案第17号 平成31年度長柄町国民健康保険特別会計予算

議案第18号 平成31年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算

議案第19号 平成31年度長柄町介護保険特別会計予算

議案第20号 平成31年度長柄町浄化槽事業特別会計予算

議案第21号 平成31年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算

(委員長報告)

追加日程第1 発議案第1号 長柄町議会基本条例の制定について

追加日程第2 議案第22号 財産の処分について

追加日程第3 議案第23号 平成30年度長柄町一般会計補正予算(第6号)

追加日程第4 同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

出席議員(12名)

1番	川嶋朗敬君	2番	鶴岡喜豊君
3番	池沢俊雄君	4番	三枝新一君
5番	山崎悦功君	6番	本吉敏子君
7番	山根義弘君	8番	古坂勇人君
9番	関民之輔君	10番	神崎好功君
11番	星野一成君	12番	月岡清孝君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 清田勝利君 副町長 田中武典君

総務課長	蒔田 功 君	企画財政課長	白井 浩 君
税務住民課長	大塚 真由美 君	健康福祉課長	若菜 聖史 君
建設環境課長	内藤 文雄 君	産業振興課長	石井 正信 君
会計管理者	石井 和子 君	教 育 長	佐川 和弘 君
学校教育課長 兼給食センター長	豊田 武文 君	生涯学習課長 兼公民館長	松本 昌久 君
選挙管理委員会 書記 会長	蒔田 功 君	農業委員会 事務局 会長	石井 正信 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	森田 孝一	議 会 書 記	長 畠 保 憲
--------	-------	---------	---------

開議 午後 3時00分

◎開議の宣告

○議長（月岡清孝君） 本日は、お忙しい中お集まりいただきご苦労さまです。

また、傍聴の皆様方もご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は12名全員であります。

休会前に引き続き、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（月岡清孝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第16号～議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 日程第2、議案第16号 平成31年度長柄町一般会計予算、議案第17号 平成31年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第18号 平成31年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第19号 平成31年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第20号 平成31年度長柄町浄化槽事業特別会計予算、議案第21号 平成31年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算、いずれも関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案件につきましては、さきに予算審査常任委員会に付託してございますので、審査の経過及び結果につきましては、委員長に報告を求めます。

総務事業常任委員会委員長、神崎好功君。

○総務事業常任委員長（神崎好功君） 総務事業常任委員会審査報告を申し上げます。

本委員会に付託されました平成31年度長柄町一般会計予算案、総務事業常任委員会所管部分及び平成31年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算案並びに平成31年度長柄町浄化槽事業特別会計予算案は、審査の結果、別紙の意見を付けて可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

平成31年度予算審査総務事業常任委員会委員長報告。

3月4日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は議案3件でございます。

この審査のために、去る3月5日委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第16号 平成31年度長柄町一般会計予算、議案第18号 平成31年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算、議案第20号 平成31年度長柄町浄化槽事業特別会計予算についてであります。

本議案については、全会一致で原案のとおり可決することと決定をいたしました。

なお、審査の過程において、町当局から詳細な説明があり、質疑が行われましたので、その主なものを要約して申し上げます。

まず、総務課の審査では、選挙費について、町議選と参院選は日程が近いので、同日に執行すると効率的ではないかとの質問に対し、選挙管理委員会において検討したが、適正な執行を優先し、現状では別の日程としたとの答弁がありました。

次に、公用車のドライブレコーダー整備台数は何台かとの質問に対し、年式の古い車両及び作業用車両を除く15台を予定しているとの答弁がありました。

続いて、企画財政課の審査では、地方創生関連事業のこれまでの用途及び今後の予定はとの質問に対し、平成27年度は創業支援・販路開拓整備事業など4事業、平成28年度は統合型地理情報システムなど5事業、平成29年度は移住定住推進プログラム策定業務、平成30年度は地域資源発掘発信業務、4年間合計で1億725万円余り実施した。平成31年度は、健康ポイント事業のシステム改修及び特産品の開発で1,660万円を計上しているとの答弁がありました。

続いて、会計課の審査では、指定金融機関事務取扱手数料の金額の根拠は何かとの質問に対し、指定金融機関業務における人件費の半分程度の負担であるとの答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、税収の伸びの要因は何かとの質問に対し、法人住民税は

実績により、固定資産税は償却資産の伸びにより、たばこ税は税率の引き上げによるとの答弁がありました。

続いて、産業振興課の審査では、ダム周辺の町道沿いの桜の枝剪定は、指定管理者の中でできないかとの質問に対し、指定管理の区域外であるが、執行に当たっては留意するとの答弁がありました。

次に、結婚相談事業について、福祉的な要素が大きいので、所管課を変更すべきではないかとの質問に対し、今後検討するとの答弁がありました。

次に、営農型太陽光発電事業について、許可の取り消しの基準はあるかとの質問に対し、一時転用のため、毎年状況を調査し、3年後に適正な管理が認められない場合は、許可権者の県と共に指導し、指導に従わない場合、許可の変更がなされないとの答弁がありました。

続いて、建設環境課の審査では、町道3033号線道路改良工事の減額の理由は何かとの質問に対し、平成30年度まで要望額で計上したが、平成31年度は補助金の交付率を勘案し、計上したとの答弁がありました。

次に、道路のポイ捨て対策の区分はどのようになっているかとの質問に対し、国県道は県、町道は町の責任が基本である。それぞれ定期的に委託により対応しているとの答弁がありました。また、専門の清掃員の雇用や、ボランティアの清掃に対するごみ袋の支給を検討されたいとの意見がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに総括質疑を行い、この中で旧水上小学校土地建物の売却に係る進捗状況についての質問に対し、来週仮契約の予定である。議会最終日に追加議案として、財産処分及び補正予算を提案したい。従前の説明では、町が解体工事を行う方針だったが、議会の意見も踏まえ、相手方が建物の解体を行うこととした、建物つき現状引き渡しの予定であるとの答弁がありました。

以上のとおり、本委員会は、審査・質疑等の結果を付し、付託されました議案第16号 平成31年度長柄町一般会計予算及び議案第18号 平成31年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算並びに議案第20号 平成31年度長柄町浄化槽事業特別会計予算は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

最後になりますが、この予算の執行に当たっては、町民ニーズに沿って適宜見直しを加えながら、常に経費削減を心がけ、町財政負担の軽減が図れるよう努力をお願いして、総務事業常任委員会の委員長報告を終わります。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

次に、住民教育常任委員会委員長、鶴岡喜豊君。

○住民教育常任委員長（鶴岡喜豊君） 平成31年度予算審査の住民教育常任委員会の報告をさせていただきます。

3月4日の第1回議会定例会において、本常任委員会に付託されました案件は、議案4件です。

この審査のために、去る3月6日委員会を開催し、執行部から担当職員の出席を求め、慎重な審査を行いました。

これより、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

付託されました議案は、議案第16号 平成31年度長柄町一般会計予算、議案第17号 平成31年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成31年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第21号 平成31年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。全ての議案については、全会一致で原案のとおり可決することを決定いたしました。

なお、審査の過程において、当局から詳細な説明があり、質疑が行われ、その主なものを要約して申し上げます。

生涯学習課の審査では、町史と文化財のデジタルアーカイブ事業の内容について伺いたいとの質問に対し、現在、掲載しているものにプラスして、続長柄町史と、町内から出土した土器を3D化して公開する予定である。また、デジタルアーカイブの使い方を説明する講座等も実施する予定であるとの答弁がありました。これに関連して、一人でも多くの方にとってもらうために周知して欲しいとの意見がありました。

続いて、学校教育課の審査では、給食センター施設の改修について具体的にどのように考えているか伺いたいとの質問に対し、小中学校の長寿命化計画策定業務と並行して計画を策定する。千葉県では、文部科学省が示す長寿命化計画策定解説書を推奨しており、その内容に応じた計画を策定する。また、この計画があることで補助事業の対象となる事業が増えることになるとの答弁がありました。

続いて、税務住民課の審査では、ヘルスアップ業務の内容について伺いたいとの質問に対し、セミナーを8回予定しており、1回目に血液検査等を行い、最後にどう変わるか参加者に実感してもらいたい。対象は、40歳代から70歳未満の方々である。できれば40歳代、50歳代の方に参加していただき、健康志向を持っていただくことを目的としているとの答弁がありました。

続いて、健康福祉課の審査では、緊急医療情報キット配布事業の内容について伺いたいとの質問に対し、75歳以上の一人暮らしの方、75歳以上のみの世帯、障害を持っている方、75歳以上の日中独居の方などに配布予定である。配布は、民生委員を中心をお願いする予定で、平成31年度は200本を予定しているとの答弁がありました。

最後に、各所管の審査を終え、当委員会の終わりに当たり、委員、説明員全員の出席のもとに、総括質疑を行いました。

その中で、学校教育課について、児童虐待が大きな社会問題となっているが、虐待が目に見えない場合もある。その中で、学校が一番把握できると思うが、学校教育課の考えを教えて欲しいとの質問に対し、長柄町でも近い状況があることは確認している。ただし、児童相談所の案件については公表することができない。学校では、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等により対応している状況であるとの答弁がありました。

次に、ながら温泉について、入湯税は課税されているのか。また、温泉水は毎日替えているのか教えて欲しいとの質問に対し、税務住民課より、入湯税については、1,000円未満は課税免除になっているので、課税はしていない。健康福祉課より、温泉水については、1日置きに替えているとの答弁がありました。

次に、健康福祉課について、学童保育について、第一学童クラブと第二学童クラブがあるが、第二学童クラブの防火管理者は誰になっているのか教えて欲しいとの質問に対し、第一学童クラブは、長柄小学校の管理下にあると認識している。第二学童クラブは、健康福祉課の職員が防火管理者になっているとの答弁がありました。

また、第一学童クラブでは、学校と仕切りがあるが、防火管理の観点から、どのような意図であるのか教えて欲しいとの質問があり、長柄小学校の廊下にある仕切りについては、セキュリティの関係で設置している。消防の点検では問題がないとなっているが、今回ご指摘を受けたので、学童クラブ全体の防火管理などを再度確認したいとの答弁がありました。

これに関連して、もう一度消防の確認の中で、防火管理者としての役目、事故がないように確認してもらいたいとの意見がありました。

以上のとおり、本委員会は、審査・質疑等の結果を付し、付託されました議案第16号 平成31年度長柄町一般会計予算、議案第17号 平成31年度長柄町国民健康保険特別会計予算、議案第19号 平成31年度長柄町介護保険特別会計予算、議案第21号 平成31年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上をもちまして、住民教育常任委員会の委員長の報告とさせていただきます。

○議長（月岡清孝君） ご苦労さまでした。

以上で委員長報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査経過と結果に対する質疑にとどめ、付託された議案に対し、町執行部に質疑することはできませんので、ご了承願います。

それでは、本案に対する質疑を行います。

質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

それでは、議案第16号 平成31年度長柄町一般会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第16号 平成31年度長柄町一般会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第17号 平成31年度長柄町国民健康保険特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第17号 平成31年度長柄町国民健康保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

議案第18号 平成31年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算に対する討論に入ります。
討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論ありませんので、これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第18号 平成31年度長柄町農業集落排水事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議案第19号 平成31年度長柄町介護保険特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

採決いたします。

議案第19号 平成31年度長柄町介護保険特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第20号 平成31年度長柄町浄化槽事業特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第20号 平成31年度長柄町浄化槽事業特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

議案第21号 平成31年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論に入ります。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第21号 平成31年度長柄町後期高齢者医療特別会計予算について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（月岡清孝君） お諮りいたします。

議会基本条例策定特別委員会委員長から、長柄町議会基本条例の制定について、発議案1件が提出されました。また、町長から、財産の処分について、平成30年度長柄町一般会計補正予算（第6号）、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、議案2件、同意1件が提出されました。

これを日程に追加したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案を日程追加することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時26分

○議長（月岡清孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程した議案等については、お手元に配付したとおりでございます。

◎発議案第1号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第1、発議案第1号 長柄町議会基本条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会基本条例策定特別委員会委員長、古坂勇人君。

○議会基本条例策定特別委員会委員長（古坂勇人君） 発議案第1号 長柄町議会基本条例の制定について、長柄町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成31年3月15日提出。

提出者、長柄町議会議員、古坂勇人。

賛成者、長柄町議会議員、本吉敏子、同、三枝新一、同、鶴岡喜豊、同、川嶋朗敬。

提案理由の説明を申し上げます。

議会基本条例制定の目的については、地方分権社会への転換が進められて、地方自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大してきており、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の役割や責任は、重要なものとなってきています。

議会の役割や責任は、地方自治の本旨である住民自治に基づいており、その実現に向けて、議会は、町民の負託に応えるため、監視及び政策立案機能を十二分に発揮した上で、より開かれた議会が求められてきている。議会の基本的な事項を明らかにし、議会の最高規範となる基本条例を制定するものであります。

提出条例案の概要については、主なものとして、町民が議会活動に参加する機会の充実及び意見交換の場として議会報告会の実施や近年の自然災害は数十年に一度と言われている規模のものが多く発生していることから、地震、豪雨、その他の大規模災害等の緊急事態が発生した場合において、町民の生命、身体、財産を保護するため、議会としての体制の整備を定めています。

最後に、私たち議員がこれまで以上に選挙によって選ばれた町民の代表者であるということ認識しながら、議会活動の公正性及び透明性を確保し、自由活発な討議を通して、審議

等の内容について町民に説明責任を果たし、開かれた議会としていくため、地方自治の本旨を常に考え、合議体である議会の議員一同がこの条例を遵守し、そして力を結集し、議会活動に取り組むならば、必ず住民福祉の向上及び町勢の発展に資することができるかと確信しています。

議員全員の賛同を賜りますようお願い申し上げます。

発議案第1号の提案理由の説明を終わります。

○議長（月岡清孝君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

採決いたします。

発議案第1号 長柄町議会基本条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

よって、発議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第2、議案第22号 財産の処分についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 議案第22号 財産の処分につきまして、提案理由を申し上げます。

本件につきましては、旧水上小学校跡地の処分に関わるもので、土地は長柄町大津倉字桐ヶ谷220番1他3筆で、実測面積は1万7,759.21平方メートル、建物は旧特別教室棟、床面積299.70平方メートルでございます。

また、既存の旧校舎等をそのままとし、現状引き渡しとすることから、その解体費用等を差し引き、契約の額とするもので、3,098万9,800円で、東京都大田区大森北2-2-5-512、株式会社ミケンに譲渡しようとするものでございます。

本跡地は、平成23年春に廃校となって以来、地域の活性化に資する企業等の誘致を第一とし、これまでさまざまな機会を捉え、誘致活動を継続的に行ってまいりました。

このたび、プラスチック製品の製造販売を初め、既に本町国府里地先において16年間の創業実績のある株式会社ミケンから、事業拡大に伴う新工場建設に当たり、本件箇所に立地したい旨の申し出があり、昨年5月、町企業対策委員会に諮り、立地することを認める答申をいただきました。

その後、測量、不動産鑑定等を経て、この3月11日に、建物解体撤去条件つき町有財産売買仮契約を締結したところでございます。

この財産処分に当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付するものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

1番、川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ちょっと確認したいんですけども、財産処分をするということで、私も一般質問した身ですので、再度確認したいんですが、条件付きの売買契約がされようとしているわけですね。仮契約はされたわけですけども、もう一度確認だけをします。このミケンという会社は、ここの土地を買い上げて、何の目的でやろうとしているのか。時代の趨勢にもいろいろ鑑みているんですが、これがずっと続けば、長柄町にも大きなメリットがあるのかなというように確信はしております。でも、時代の趨勢ですから、いざ何が起きるかわかりません。もう一度担当課長の方に聞きますけれども、ここを何の目的で使用されるのか、そこの方を確認していきたいと思います。

○議長（月岡清孝君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） ご答弁申し上げます。

現在、国府里地先で先ほど町長の提案理由にもございましたが、16年ほど前からアイスクリームのプラスチック容器等を作っているミケンさんがございますが、このたび大手の会社さん、新たに2社からの契約が2017年度中に受託が決まり、現在の工場用地では不足しているということで、事業拡大に伴いということで、適地を数年前から求めていたというところ

でございます、いわゆる事業拡大分の新工場を旧水上小学校の跡地に建設し、この長柄町において、継続して事業を行いたいという内容のものでございます。

企業対策委員会の中でもご説明をさせていただいたところでございますが、新たな雇用等も、地元の雇用等、最優先にということと考えていただけているというところで聞いておりますけれども、そのようなことから、立地の方が決まったというところでございます。

以上でございます。

○議長（月岡清孝君） 川嶋朗敬君。

○1番（川嶋朗敬君） ありがとうございます。

そのように、メリットがあることを私達は望んでおりますので、価格がこの金額についてどうのこうの私もわかりませんが、これが10倍、20倍というメリットが金額ではないメリットを持っていければ非常にありがたいなというふうに思っています。

でなければ、一番は地元、水上地区の方々が利用されるのが私は一番ベストだというように今も確信はしているんですが、メリットを続けられるような形で、ぜひしていただきたいなというように思って、私からお願いします。

○議長（月岡清孝君） 他ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） それでは、これで質問を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第22号 財産の処分について、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（月岡清孝君） 挙手全員。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第3、議案第23号 平成30年度長柄町一般会計補正予算（第

6号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長(清田勝利君) 議案第23号 平成30年度長柄町一般会計補正予算(第6号)について、提案理由をご説明申し上げます。

一般会計補正予算であります。3,098万8,000円を増額し、補正後の予算額を38億2,892万8,000円とするものであります。

今回の補正予算は、人件費の調整及び旧水上小学校跡地に係る町有財産の処分に伴うものであります。

初めに、人件費であります。職員給料については、調整により、こども園費から保健衛生総務費への予算の組みかえとなります。

町有財産の処分については、旧水上小学校跡地に係る株式会社ミケンへの売り払い金額3,098万8,000円を歳入として計上し、公共施設整備等基金に歳出として積み立てるものであります。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(月岡清孝君) 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(月岡清孝君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(月岡清孝君) 討論なしと認めます。これにて討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第23号 平成30年度長柄町一般会計補正予算(第6号)を原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(月岡清孝君) 挙手全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（月岡清孝君） 追加日程第4、同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、清田勝利君。

○町長（清田勝利君） 同意第2号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現教育長であります佐川和弘氏の任期は、平成32年10月15日までとなっておりますが、一身上の都合により、本年度末をもって退任されることとなりました。

つきましては、後任として、長柄町鶯谷736番地、石川和之氏を教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

石川氏は、37年間の長きにわたり千葉県立高校教諭として活躍され、この間、千葉県立泉高等学校校長、同大多喜高等学校校長などを歴任されました。

退職後は、千葉商科大学講師並びに千葉県立大原高校、同姉崎高校ジョブサポーターを務められ、教育の様々な課題に積極的に取り組まれております。

同氏は、温厚で誠実な人柄であり、人格、識見ともに優れており、本町教育長として適任でありますので、ここに議員皆様のご同意をお願いするものであります。

よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（月岡清孝君） 説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本案は人事案件ですので、会議規則第82条に基づき、投票により採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の出入り口を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（月岡清孝君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項により議長から指名します。

立会人に6番、本吉敏子君、7番、山根義弘君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（月岡清孝君） 念のため申し上げます。

本案を可とする方は賛成、否とする方は反対と記載してください。

なお、白票の取り扱いについては、会議規則第84条により否とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（月岡清孝君） 投票箱、異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票用紙に賛成または反対を記載しましたら、議席番号1番の議員から順番に投票願います。

〔投票〕

○議長（月岡清孝君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。

6番、本吉敏子君、7番、山根義弘君、開票の立ち合いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（月岡清孝君） 開票の結果を報告します。

投票総数11票、これは先ほどの出席議員に同じです。

賛成11票、反対0票。

以上の結果、同意第2号は原案のとおり同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（月岡清孝君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了いたしました。
よって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（月岡清孝君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして平成31年長柄町議会第1回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時51分